

平成21年第2回（6月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

平成21年 6月17日 開会

平成21年 6月22日 閉会

東伊豆町議会

## 平成21年第2回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月17日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	7
○一般質問	13
藤井 廣明 君	13
○議会運営委員長の報告	38
飯田 桂司 君	41
村木 脩 君	50
○発言訂正について	60
内山 慎一 君	60
○発言訂正について	83
○散会の宣告	84

### 第2号（6月18日）

○議事日程	87
○出席議員	87
○欠席議員	87

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
○職務のため出席した者の職氏名	88
○開議の宣告	89
○議事日程の報告	89
○議会運営委員会審査報告	89
○5番議員の発言の取扱いについて	90
○一般質問	91
山田直志君	91
居山信子君	114
○発言訂正について	125
○散会の宣告	139

第 3 号 (6月19日)

○議事日程	141
○出席議員	141
○欠席議員	141
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	142
○職務のため出席した者の職氏名	142
○開議の宣告	143
○議事日程の報告	143
○専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (東伊豆町職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例)	143
○専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (東伊豆町特別職の職 員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例)	145
○議案第33号 東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	147
○議案第34号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事 (建築工事) 請負契約について	149
○議案第35号 あらたに生じた土地の確認について	158
○議案第36号 字の区域の変更について	158
○議案第37号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算 (第2号)	160

○議案第38号 平成21年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	167
○同意案第7号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	170
○5番議員の発言の取扱いについて	171
○藤井・明議員に対する懲罰の件	173
○散会の宣告	179

#### 第4号（6月22日）

○議事日程	181
○出席議員	181
○欠席議員	181
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	181
○職務のため出席した者の職氏名	182
○開議の宣告	183
○議事日程の報告	183
○藤井・明議員に対する懲罰の件	183
○陳情・要望書等の審査について	187
○意見書案第4号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について	188
○意見書案第5号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について	189
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	191
○議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について	192
○閉会の宣告	192
○署名議員	195

## 平成21年第2回東伊豆町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

平成21年6月17日(水) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 5番 藤井 廣明 君

1) 熱川の風力発電について

2) 大学院大学設立計画について

3) アスト会館の処分について

2. 2番 飯田 桂司 君

1) 町の将来について

3. 3番 村木 脩 君

1) 情報の発信について

2) 施設の再利用について

4. 1番 内山 慎一 君

1) 医療問題について

2) 風車建設の諸問題について

3) 緊急経済対策について

4) 学校施設の設備の充実について

---

### 出席議員(12名)

1番 内山 慎一 君

2番 飯田 桂司 君

3番 村木 脩 君

5番 藤井 廣明 君

6番 森田 礼治 君

7番 西村 弘佐 君

8番 鈴木 勉 君

10番 山本 鉄太郎 君

11番 八代善行君

12番 居山信子君

13番 定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木新一君
教育長	飯田伊三男君	総務課長 兼防災課長	鈴木忠一君
企画調整課長	田村正幸君	税務課長	石原邦彦君
住民福祉課長	山田和也君	健康づくり課長 兼観光課長	鈴木秀人君
健康づくり課 参事	鳥澤勇君	建設産業課 長兼	稲葉彰一君
建設産業課長	上嶋智幸君	消防課長	山口誠君
教育委員会 事務局長	木田和芳君	会計管理課 長兼	平山隆君
水道課長	吉野竹男君		齋藤容一君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木弥一君	書記	岡田賢一君
書記	中山美穂子君		

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（八代善行君） それでは、改めまして、皆様おはようございます。

平成21年東伊豆町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、5月には臨時議会において新たな委員構成がなされ、初めての定例会となります。議員各位におかれましては、今後2年間、それぞれの役職を議員として務めていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

さて、昨年秋からのアメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響が続く中で、100年に一度と言われている経済危機を克服しようと、国では定額給付金の支給や追加経済対策の家電購入促進策、さらには、環境対策車に対する税制優遇などを実施しておりますが、経済対策効果への期待はあるものの、個人消費は冷え込んだままであります。

また、6月4日には富士山静岡空港が開港し、伊豆への誘客に期待をしているところでございますが、新型インフルエンザの国内感染拡大で就航便にも影響が出ております。一日も早く終息することを願うとともに、空港を利用する新たな来遊客が一人でも多く当町に訪れることを望むものでございます。

このような中、当町においては、緊急経済対策として町内の活性化を図るべく、町がプレミアム分を補助したスーパー地域商品券が商工会で発行され、発売日から3日間で完売するなど予想を上回る結果となり、事業者並びに消費者ともに有益な施策であったとの報告を受けております。これから夏に向け本格的な行楽シーズンを迎えますが、関係者のますますの御尽力を望むところでございます。

最後に、議員の皆様におかれましては、今定例議会に提案されます諸議案等を十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年東伊豆町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎議会運営委員長の報告

○議長（八代善行君） 議会運営委員長より報告を求めます。

13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会より、平成21年東伊豆町議会第2回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には、6名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

お手元には、7事業に対する平成20年度東伊豆町繰越明許費繰越計算書が配付されておりますので、御確認をお願いいたします。

本定例会の提出案件といたしましては、専決処分に関する承認案が2件、条例の一部改正案が1件、補正予算案が2件、新たに生じた土地の確認等が2件、建築工事請負契約が1件、さらに、人事に関する同意案1件がそれぞれ日程に組み込まれております。

また、陳情・要望書等につきましては、本日の日程終了後、総務経済常任委員会にて審査をお願いすることになりますので御承知願います。この結果によっては、意見書案が日程に組み込まれますので御留意願います。

なお、明日は、午後から町長出張のため、明日の日程はおおむね午後2時までとなりますので、御留意願います。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、予備日を含め、本日から6月22日までの6日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則、委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくをお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長（八代善行君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八代善行君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付いたしましたとおりでございます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八代善行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、藤井議員、8番、鈴木議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（八代善行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの6日間といたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、会期は6日間と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（八代善行君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長の報告にもありましたが、当局より、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成20年度繰越明許費繰越計算書の報告がありました。お手元に配付したとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

去る5月19日、20日には、第34回町村議会議長・副議長研修会が、東京メルパルクホールで開催され、これに出席いたしました。研修内容は、日本再生のための政治と自治、地域に根差した産業振興等の内容でありました。特に、パネルディスカッションでは、北海道白老町議会議長より「我が議会の活性化実践例」として議会改革に取り組みされた内容が紹介され、議会の活性化に向かう強い意思と真に住民の代表として役割を果たす努力がうかがえ、参考になりました。

5月20日には、富士山静岡空港利用促進協議会の総会が静岡市で開催され、平成20年度事業報告及び収支決算、平成21年度事業計画及び収支予算がそれぞれ承認されました。

5月25日には、静岡県町村議会議長会が開催され、正副会長の選任について審議されました。その結果、会長には南伊豆町議会議長が、副会長には私東伊豆町議会議長がそれぞれ選任されましたことを御報告いたします。

また、5月27日に開催された賀茂郡町議会議長会では、会長に松崎町議会議長、副会長には河津町議会議長がそれぞれ新たに選任されました。

6月1日には、平成21年度静岡県地方議会議長連絡協議会・定期総会及び政策研修会があり、副議長とともに出席いたしました。平成20年度の事業報告及び収支決算報告、平成21年度の事業計画及び収支予算についてそれぞれ承認されました。

また、政策研修会では、時事通信社静岡総局長、加藤清隆氏による講演を受講いたしました。関連資料につきましては事務局に置きますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、付託案件であります陳情・要望書の審査につきましては、本日の日程終了後に開催することで総務経済常任委員長より報告を受けておりますので、担当委員の皆様はよろしく御審議お願いいたします。

また、文教厚生常任委員長より、介護保険に関する所管事務調査を行う旨の通知を受けております。

最後になりますが、先ほど議会運営委員長からも報告がありましたとおり、あしたは町長出張のため、おおむね午後2時までの審議となりますので、御承知願います。

以上、諸般の報告といたします。

---

◎日程第4 行政報告

○議長（八代善行君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第2回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、ごあいさつを兼ね行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、県内でも感染が確認されるなど、国内での感染が拡大しておりますが、6月11日には、警戒水準（フェーズ）が5から6に引き上げられ、世界的大流行の段階に入っております。

今回の新型インフルエンザは、感染力は強いが弱毒性であり、多くの患者は軽症のまま回復しておりますが、ぜんそく、糖尿病などの基礎疾患のある方を中心に重症化する傾向があります。新型インフルエンザには、抗インフルエンザウイルス薬が有効で、通常のインフルエンザと変わらないということですので、町民の皆様には冷静な対応をしていただくようお願いいたします。

また、発熱やせきなどインフルエンザの症状が見られる場合、直接病院に行くのではなく、必ず賀茂保健所または県の発熱相談窓口連絡し、相談窓口の指示を受けていただくようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザの予防としては、なるべく人込みを避ける、大勢の人が集まる場所に行くときはマスクの着用、せきエチケットの実施、帰宅時のうがい、石けん等での入念な手洗いをしていただくことが予防や感染拡大の防止につながりますので、町民の皆様の御協力をお願いいたします。

国内経済は、5月の月例経済報告などで、政府、日銀が相次いで景気の底打ち感を打ち出しておりますが、内閣府発表の1月から3月期の国内総生産（GDP）速報値では、輸出の急減に加え、設備投資や個人消費など内需の急激な落ち込みの影響により、物価変動の影響の影響を除いた実質で、前期比年率14.2%減という戦後最大の減少率を記録しております。

特に雇用面では、4月の完全失業率が5.0%と5年5カ月ぶりの水準まで悪化し、ハローワーク下田管内の4月の有効求人倍率も2カ月連続で1倍を割り、3月の0.9倍から一段と悪化した0.82倍となるなど、非常に深刻な状況が続いております。

依然として出口の見えない状況の中、政府は平成20年度に続き、本年度においても経済危機対策として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を計上した第1次補正予算などで景気浮揚を図っているところであります。

それでは、国の緊急経済対策に関連した事業並びに当初予算で緊急経済支援策として予算措置させていただきました事業の状況について御報告いたします。

まず、定額給付金の給付事務につきましては、東伊豆町での外国人を含めた対象世帯数は6,436世帯、交付金総額で2億2,696万4,000円となっております。申請受け付け及び給付の進捗状況ですが、4月7日から受け付けを開始し、5月31日までの申請件数は6,017件、全体の93.5%に達しております。データ処理が済んだものから順次給付を開始し、一般金融機関への振り込み希望者につきましては、4月28日に全体の74%に当たる4,774件の第1回口座振り込みを行い、その後5月、6月で731件の給付を行っております。また、ゆうちょ銀行への振り込み希望者につきましては、5月15日に313件の給付を行っております。なお、現金給付を希望された方につきましても、当初の予定を早め、6月1日より会計課窓口で現金給付を行っております。現在まで順調に事務処理が行われてきておりますが、まだ申請を済ませていない方につきましては、できるだけ早い時期に申請を済ませるようお願いいたします。

子育て応援特別交付金につきましては、平成20年限りの予算措置として、小学校就学前3年間に該当する第2子以降の子供1人につき3万6,000円が支給されます。当町の対象者は147名で、5月末現在、申請し支給された方は146名、申請のない方が1名ございます。支給期限は10月7日までとなっておりますので、申請を促す再通知を予定しております。

次に当初予算で緊急経済対策として予算措置させていただきました事業であります。定額給付金の支給時期に合わせ、商工会と連携して発行した20%のプレミアム付き地域商品券につきましては、受け付け開始後3日間で完売いたしました。事業者だけでなく、購入する消費者側からも反響が大きく、地元消費の拡大と家計の支援につながるものと考え、当初予算と同額の660万円を補正予算に計上させていただきましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、町内事業者の資金繰り支援のため、新たに創設した2,000万円を上限とし1%の利

子補給を3年間行う利子補給事業につきましては、現在まで26件の申請がありますが、予算的にはまだ余裕がありますので、町内事業者の皆様には有効活用していただきたいと思ます。

緊急誘客対策事業費として、町観光協会補助金を500万円増額予算措置させていただきましたが、町の観光協会では、年間を通じ閑散期における緊急誘客対策として、町からの補助金に加え、災害等緊急誘客対策基金を運用した上で、ゴールデンウイークから6月末日までの間、宿泊客にくじを引いていただき、富士山静岡空港と札幌千歳空港間の往復ペア無料航空券や、町内旅館・ホテルの宿泊利用券、町内取扱店舗利用金券など、商品総額で800万円が当たる「泊まって得得！！旅のスピードくじ」キャンペーンを実施しております。このうち、約700万円は町内で消費されることとなりますので、緊急誘客対策だけでなく、地域経済活性化にもつながるものと考えております。

次に、5月3日に開催した町制施行50周年記念式典には、議員各位を初め、多数の皆様の出席をいただき、無事とり行うことができました。改めて御礼申し上げます。

当日は、町内の小学校6年生及び中学校2・3年生44名から応募いただいた作文コンクールの最優秀賞各1名、優秀賞各2名を表彰し、最優秀賞作品については受賞者本人に朗読していただきました。

なお、合併当時の町内の写真を現在の写真とあわせて庁舎2階ロビーに展示してまいりましたが、6月からは保健福祉センターや図書館で順次展示してまいりますので、御来庁の際にはごらんいただきたいと思ます。

次に、5月28日の強風により伊豆熱川ウインドファーム株式会社の風車が1基破損した事故につきましては、翌日の5月29日に担当責任者を役場に呼び、口頭で遺憾の意を伝えたところであります。また、文書にて、事故の起きた風車以外の風車についても運転を中止し、徹底した事故の原因究明や安全性の確認、国・県等関係機関からの指導事項の町への速やかな報告、別荘自治会との三者会議の継続を要請したところあります。

次に、継続事業となっております半島振興道路の町道湯ヶ岡赤川線につきましては、奈良本工区については平成21年度及び22年度の2カ年度で完成を目指して推進してまいりましたが、今回、下田土木事務所より残事業分にかかわる事業費が満額決定したとの連絡があり、今年度で奈良本工区が完成することになります。このことにより、平成22年度からは大川工区の早期着手を図ってまいりたいと考えております。

産業関係では、継続事業の中山間地域総合整備事業も平成20年度で完了し、この間、農用

地開発事業や農道整備、排水路整備、畑かん整備、活性化施設整備が実施され、このうち、活性化施設につきましては、名称が「きぼうのやかた」と決まり、5月9日に開催された奈良本けやき公園での里の朝市に合わせ、施設の引き渡し式及び開所式を行ったところであります。

次に、観光商工関係であります。平成20年度の入湯客数は前年対比で1.6%の増となっております。大手の宿泊施設は減少傾向にありますが、やはり昨今の旅行形態として「安・近・短」が主流で、それを活用した宿泊施設の伸びが見受けられます。

なお、本年のゴールデンウィーク期間中の宿泊状況は、天候に恵まれたにもかかわらず、前年対比1.4%の若干の減となっております。高速道路のETC割引制度などの影響により、関東圏からの来遊客が減少したものと思われまます。

平成19年度に観光政策審議会に諮問をいたしました細野高原の利活用については、3月27日に答申をいただきました。細野高原の利活用については、ハード面とソフト面に区分されておりますので、答申内容を検討し、稲取地区四区町内会とも協議しつつ、でき得ることから順次観光利活用を図ってまいりたいと考えております。

県が、伊豆の観光振興のための緊急対策事業として実施しております伊豆スカイラインを利用した宿泊客への往路通行料金相当額のキャッシュバック事業につきましては、当初は4月29日から6月末日の土日の予定でありましたが、7月・8月の毎日実施されることとなりました。現在、町の観光協会が独自に緊急誘客対策の一環として、復路についても無料通行券を発行しておりますが、7月・8月分につきましては、緊急的な実施ということもあり、財源措置が厳しいとのことであり、町の観光協会より助成の要望書が提出されております。高速道路料金の引き下げに伴う影響や関東エリアの宿泊客が85%以上を占めるという事情も考慮し、伊豆スカイラインの復路無料通行券の発行経費を町の観光協会補助金として補正措置させていただきましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、観光イベント関係であります。1月20日から3月末までに開催されました「雛のつるし飾りまつり」は、1月の出足はよかったものの、河津桜祭り開催中の2月週末の悪天候の影響等により、前年より1割減の18万人の入館者数となっております。イベントの運営についても、今後検討していく必要があると思っておりますので、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

5月20日には、第37回町民ゴルフ大会が開催されました。景気低迷の中ではありますが、ゴルフ連盟の御尽力により、若い人から高齢の人まで168名の参加者があり、好天の中、ゴ

ルフを一日楽しんでいただきました。

6月2日、3日には、稲取温泉「どんつく祭り」が開催されました。今年は、永井裕子さんが歌う「金目の大将」を振りつけした踊りが芸妓衆から初めて披露され、また、役場職員も「しょうふく面おどり」に総勢60名以上が参加し、祭りを盛り上げました。初日には、姉妹都市の岡谷市からも副市長を初め産業団体の関係者も来町され、両市町の近況についての意見交換など交流を深め、どんつく祭りにも御参加をいただき、祭りを盛り上げていただきました。

町の観光協会の主催による「ほたる観賞の夕べ」が大川・竹ヶ沢公園で6月5日から21日まで開催されております。昨年は悪天候の影響を受け、来遊客は減少いたしました。本年は来遊客の増を期待するものであります。

次に、教育関係であります。今年も各幼稚園、小中学校において、卒業式、入学式が厳粛な中にも晴れやかに行われました。なお、当町における中学生の進路状況であります、生徒全員が進学をいたしました。

学校教育関係では、学習指導要領の改訂に伴う移行措置として、本年度から小学校5・6年生の授業に英語を取り入れることとなりました。加速している国際化に対応するため、小学生のときから英語になれ親しんでもらい、外国語教育を充実させることが目的であります。

社会教育関係では、今年の熱川地区町民体育大会は、残念ながら雨天のため中止となりました。また、6月6日に行われた「ミヤタカップイン東伊豆」も雨天となりましたが、793名が参加し盛大に開催されました。今回は、町制施行50周年記念大会として行われ、ビギナーや女性の方、ファミリーの方など幅広い方に楽しんでいただきました。

次に、図書館の空調設備が老朽化により故障し、利用者の方には大変御不便をおかけしておりますが、現在、本体の改修工事を行っており、暑い夏には間に合う予定ですので御理解と御協力をお願いいたします。

稲取小学校体育館耐震補強工事につきましては、去る5月27日に入札を執行いたしました。今議会におきまして、同工事の請負契約の議決を求める議案を提案させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。稲取小学校の児童につきましては、来年2月の完成まで使用ができませんが、平成21年度卒業式はリニューアルした体育館で6年生を送り出したと考えております。

次に、保健予防関係では、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を7月及び9月に実施いたします。本年度も昨年と同様に、完全予約制により実施いたします。予約の申し

込みにつきましては、6月上旬に対象者全員に申し込み用のはがきを同封の上、通知してまいりますので、お早めに予約なさるようお願いいたします。

また、各種がん検診も7月より実施いたしますので、お忘れなく受診していただくようお願いいたします。

年金関係では、社会保険庁より、平成21年4月から国民年金、厚生年金の現役加入者の皆様に「ねんきん定期便」を毎年誕生日に送付しております。内容につきましては、これまでの年金加入期間と年金加入履歴、加入実績に応じた年金見込み額、これまでの年金保険料の納付額等をお知らせいたしてまいりますので、年金記録に漏れや誤りがないか御確認の上、回答くださるようお願いをいたします。

次に、消防関係ですが、6月15日未明、奈良本地区で不審火による建物火災が2件発生し、憂慮にたえませんが、地元消防などに協力を要請し、15日から奈良本地区の夜間巡回活動を強化しているところであります。

次に、消防団の賀茂支部操法大会が6月14日、稻取漁港臨港道路（東新堤防）にて開催され、大型ポンプ車操法の部において奈良本地区の第3分団が優勝し、小型ポンプ操法の部において田町区の第6分団が2位に入賞いたしました。なお、第3分団は7月18日に袋井市のエコパスタジアムで開催される県大会に賀茂支部代表として出場することになっております。この大会において、幹部役員を初めとし、団員各位には日ごろの成果を十分発揮できたのではないかと思います。今後も訓練を重ね、有事に備えることを期待するところでございます。

次に、平成20年中の救急統計を取りまとめたところ、出動件数847件、搬送人数807件で、ドクターヘリの要請件数66件のうち、天候不良、日没等により17件のキャンセルがあり、救急の出動件数は年々増加が見られます。本年度、高規格救急車を更新いたしますが、これからも高度化する救急医療等に対処できるように体制に配慮してまいりたいと考えております。

次に、水道事業につきましては、御案内のとおり、主要施設の経年劣化による施設の更新等が必要視されるなど、経営は節目の時期を迎え、新たな段階に移行していくこととなりますので、今後の企業経営方針を定めるため、東伊豆町第2次水道事業基本経営計画の策定業務を先日発注いたしました。現実的な経営分析を多方面から慎重に実施し、特にハード面では、施設の新設にかかわらず、改良、延命による方法も選択肢とし、使用者の負担軽減を第一目標として検討するよう指示をいたしました。当然白田浄水場についても、例外ではないと考えています。安心・安全な水の安定供給を図るための実現性のある経営方針を策定していくことが重要と考えています。

次に、静岡県雲仙運転管理協会から、今年度の安全運転管理指定事業所の指定を受けましたので、職員が一丸となり地域の規範となるよう安全運転に心がけております。

役場では、無事故、無違反に努めるための重点目標として、「だろろ運転の防止」、「かもしれない運転の撤廃」、「あせらず、慌てず、ゆとりをもって」、「ゆずりあう心を大切に」を掲げて、年間を通じて交通ルールを遵守し、安全運転に努めてまいります。議員各位におかれましても、安全運転への心がけに御理解と御協力をお願いいたします。

また、これからの季節におきましては、県外車等の車両台数も増加し、危険度も増すことと思われまします。町民におかれましても、皆様、悲惨な交通事故を起こさない、事故に遭遇しない、安全運転に努めていただきたいと存じます。

最後になりますが、梅雨に入りうっとうしい毎日が続くこととなります。議員並びに町民の皆様方におかれましても健康に十分留意され、来るべき夏の観光シーズンが活気あるものとなることを祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（八代善行君） 日程第5 一般質問を行います。

この場合、質問には一問ごとに答弁いたします。なお、全問にわたって質問するか、全問にわたって答弁するかは、質問者の意向によるものといたしますので、あらかじめ議長に申し出てください。質問回数は、一問につき3回となっておりますので、御協力をよろしくお願ひします。

なお、5番、藤井議員より一般質問で掲示板を使用したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

---

#### ◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（八代善行君） 5番、藤井議員の第1問、熱川風力発電についてを許します。

藤井議員。

（5番 藤井・明君登壇）

○5番（藤井廣明君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告しておきました3問につきまして質問いたします。一問一答で、よろしく回答をお願いいたします。

ここは言論の府でございますので、できるだけ私の質問に対して真摯な答え、議場の中断等ないようによろしくお願いいたしますと思います。

それでは、第1問、熱川の風力発電についてなんですが、これは、昨年4月8日にも同様の事故が起きました。4号機、5号機に落雷等がありまして、落下したわけです。修理を約1年間しまして、ドイツから技術者が来て修理していたという経過があります。そのときに、その報告書には32枚の羽根すべてが製造上の瑕疵があったというふうな事故報告があります。つまり、32枚とも不良品であったということではないでしょうか。先ほど申したように修理を行ったんですが、修理の結果、新品同様の強度を得たというふうな報告をなされて、再試運転にこぎ着けたわけです。

そして、本年2月1日、再び風車が回り始めました。すると、どうでしょう。この5月28日、わずか2月、3月、4月、5月、4カ月足らずに再び風車の羽根が折れ地上に落下するといった事故が起こったわけです。1年ちょっとの間に2回もこういった事故が起こる。昨年4月のときは落雷を伴ったのですが、今回は、雷はなかった、強風であるということなんですが、それでも、こんなに簡単に折れてしまっていいものだろうか。風を利用して電力を起こすという施設が、風によってこのようにもろくも脱落してしまうということは、何か欠陥があるのではないのでしょうか。

事故報告書によりますと、去年のですね。接合不良、内部空隙、すき間ですね。それからクラック、何らかのふぐあいというものが131カ所あったという報告になっているわけです。こういったことが再び事故が起こったということで、現場における補修、修理が何の意味もなかった。再発防止と言いながら再発したわけですから、これは無理があるということではないのでしょうか。

この間、2月から再開したときに、その4カ月の間に付近の住民にも大きな被害、これは騒音あるいは頭痛、不眠、体が動かなくなるといったふぐあいがあったわけで、これは付近の別荘地だけの人の話ではない、たくさんの人に拡大している。こういったブレード故障事故が、ブレードが破損して風車がストップしたら、皆さん、体のぐあいがよくなった、もとに戻ったというふうに言っているわけで、これは明らかに別な角度からの風車による騒音、低周波による影響というふうに思われます。

そこで、質問なのですが、第1点に、8号機のブレードが折れまして落下した、こういったことを町はどのように認識しているのか。

第2点は、こうした巨大な風車が、あの山の上に建設されるということがそもそも問題ではないのかと。

それから、3番目は、去年の試運転以来、苦痛を訴えている人が拡大している、こういったことに対しては、町はどういうふう考えているか。

4番目に、今後の対応についてどう考えるかお伺いしたいと思います。

○議長（八代善行君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第1問、熱川の風力発電については4点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目の8号機が事故を起こしたが、どう認識しているかについてお答えいたします。

5月28日の低気圧による強風により、C E F伊豆熱川ウインドファーム株式会社の8号機のブレードが折れる事故が起きましたが、昨年4月の4号機及び5号機のブレード破損事故が起きてから再度の事故であり、非常に残念かつ遺憾に思っております。このことにつきましては、翌日、文書により事業者に対しまして強く遺憾の意を伝えたところであります。

次に、2点目の巨大風車設置に問題はないかについてお答えいたします。

御質問の巨大風車設置について問題はないかということですが、現在の法律のもとでは風車の大小にかかわらず違法性はありませんし、法律違反をしている事実はないと考えております。

次に、3点目の試運転以来苦痛を訴える人が拡大しているかについてお答えいたします。

御質問の苦痛を訴えている人が拡大しているかということですが、苦痛を訴えているという方が時間の経過とともに増加したのか、それとも、最初から影響を受けていると感じていたのかは、個人情報の保護や個人のプライバシーにもかかわる問題ですので、必要以上の調査もできない状況ではございますが、住民からの苦情の状況や別荘自治会からの情報から、現在十数名の方がいるということは認識しております。

次に、4点目の今後の対策はについてお答えいたします。

事故の対応につきましては、1点目でもお答えしましたが、事業者にて文書にて遺憾の意を

伝えるとともに、徹底した調査を実施すること、事故機以外の風車についても運転を中止し安全調査を行うこと、事故の原因究明がなされるまではすべての風車の運転を再開しないこと、国・県等の関係機関からの指導事項については速やかに町に報告すること、運転を中止している期間であっても、三者会議による協議を進め、諸問題の解決に当たること等の事項を要請したところであります。

なお、要請事項の中で、国・県等の関係機関からの指示事項については速やかに報告することとしておりますので、事業所から報告があった場合には三者会議の場で別荘自治会の皆様には報告したいと考えております。

また、体調が悪いという方につきましては、三者会議で、特に夜間の騒音等の影響を少なくするための協議がなされており、風車が停止している間にあっても協議を続けたいと考えております。

さらに、別荘住民の代表者からの要望もあり、一時的に避難が必要であると思われる方の避難先として事業者が避難所を確保しておりますが、生活するための諸条件が整っていないという理由により利用されませんでした。その後の三者会議での話し合いにより改善がなされ、利用できる状態になりました。しかし、複数の方が同時に避難される場合には現状の避難所では対応できませんし、個人のプライバシーも守られない点もありますので、今後も改善を求めていきたいと考えております。

なお、現在、三者会議での協議に基づき、事業者による体調不良者のお宅への聞き取り訪問等が行われておりますが、今後も継続していくよう、あわせて指導したいと考えております。

○議長（八代善行君） 藤井議員。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたようなことでは、この風車問題は決して進展しないと思います。なぜなら、1年の間に2度起こった、実質的な稼働率は半年ちょっとですよ。それで、10基の風車のうち3基にこういった事故が起こっているわけです。30%以上の確率ですね。これでは、1年間かけて現地修理をしたといったことは、全くその修理が意味をなしていない。したがって、これに関しては最低限、全ブレードの交換あるいは全風車の永久停止、あるいは事業者への風車撤去を求めない限り、根本的な解決はあり得ないわけです。

東伊豆町としては、6万5,357平方メートルの町有地、区有地を貸し付け、この事業を許

可したわけです。ですから、これに関しては、責任がないなどということはありません。したがって、町は、先ほど申したように、全ブレードの交換か永久停止か、事業者C E Fに事業からの撤退を求めるか、このように申し入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

具体的な数字は、前回の風車2基のブレードが損傷し地上に落下しました。そのとき、半径270メートルのところに部材が飛んだと。風車の部品が、折れた羽根が飛んだわけです。270メートルといいますと、付近350メートルのところには人が住んでいるわけです。あと80メートルで人家の屋根の上に部材が降ってくるという事態が起こるわけです。現実にも、恐ろしくて一晩眠れなかったというふうに伺っておりますので、今回は具体的に何メートル飛んだのかとか、あるいは風はどうだったのかということは、町が独自にこれは聞いて、国・県に報告が行ってそれから町に来るといったものではなくて、直ちに調査すべき、あるいは事業者にお問い合わせをするべきだというふうに思います、いかがでしょうか。

現地社員に聞きますと、風速8メートルだったというようなことを言っているわけですが、これも、これは私も、それよりは強かったのではないかと思いますけれども、町の風車の高さですと、28メートルですか、29メートルですか、そのあたりの風は吹いたのではないかと。しかし、この辺で30メートル以下の風なんていうのはしょっちゅうあるわけで、今回も暴風雨とか強い台風というようなことではなかったと思いますので、今後も十分考えられるし、これは風車の羽根の問題なのか、気象条件がそうしているのか、あるいは、あそこの何もなかったところに、森林を11万平方メートル伐採して巨大なものを建てた、そういったことの影響であるのか、これに関しては町としても調査はしなければならないのではないかと。いうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、被害に関して、付近住民の方、どんどん時間の経過とともにぐあいが悪いという方が拡大しているわけです。低周波というのは、暴露される時間の長さによって、今まで何もなかった方が発症してくるということがありますので、今後、もしもあれば、再びそういった被害というふうなものは拡大する可能性があるわけです。国が認めないからとか、あるいは先ほど答弁でなされていましたが、プライバシーの問題もあって調べられないと、そういったあいまいな態度ではなくて、これは苦痛を訴えている方がいるんですから、この町民に。そのところを、どういったことであるか。国が認めないのであれば、町が積極的にそれを調べていく。かつての水俣病とか、薬害エイズ、血清肝炎、アスベスト、こういったものは国が認めるまでかなりの時間がかかっているわけです。そういったことも含めまして、まず行政が腰を上げなければ解決の糸口はつかめないのではないかと、このように思いま

す。したがって、町はこの問題に関しても正確に調査をすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、低周波と同時に、もっとわかりやすいというか、人間の耳に現実には達する騒音の問題です。この騒音は、事業者C E Fが国・県・町、住民等にうそをついて事業を進めた経過があります。

(「議長」の声あり)

○議長(八代善行君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長(八代善行君) 再開いたします。

今、藤井議員の言動については、藤井さん自身責任を持つということですから、続けてください。

(5番 藤井廣明君登壇)

○5番(藤井廣明君) こちらは、見てください。C E Fが、これでオレンジの色で示したところまで騒音が来ますよと言っているわけです。グレーのあたりが別荘地の方ですね。このオレンジのところ、ここまで騒音が来ますけれども、皆さん大丈夫ですというふうに言ったわけです。しかし、現実には、ここの隣のこのあたり、「皆さん騒音感じますか」、「夜眠れますか」、「うるさいですか」、聞いてみたところ、かなりの方、500メートルから800メートルのところの方ほとんどで、これは「うるさい」、「夜眠れない」と。夜眠れない方、17件含めて出ているわけです。なぜそういった問題が起こりますか。これは、C E Fが風速6メートルのときの数字、96.6デシベルという数字をはかって、45デシベル以内におさまると。要するに夜間騒音ですね。国の基準が45デシベルです。その範囲におさまるのは、96.6デシベルのときの、風速6メートルのときの、いいですか、この上の表です。これが、C E Fが示した数字です。実際は国の基準、N E D Oですけども、それは104デシベルのとき、風速9メートル以上のところではかりなさいというふうに指導しているわけですよ、マニュアルですよ。現実には、例えば東伊豆町に計画しているユーラスエナジーとか東電さんは、N E D Oのマニュアルに従って104デシベルで計算しているわけです。C E Fさ

んは、6メートルの風のときの96.6デシベルではかって、これで夜間に騒音発生しませんと。それはそうですよ。6メートルの風のときの数字を持ってきて発生しないというふうに言っているわけですから、これが事実であります。これは、事業者C E F自身が出している数字でございますので、このことで事業認可を取っているわけです。

したがって、6メートルの風以上、7メートル、8メートル、9メートル、当然騒音は発生しているわけです。9メートルのときの風は104デシベルですよ。実にデシベルでいいますとその差ですけれども、大したことないではないかと思いますが、6倍の差に相当するわけです、96.6から104デシベルの間はですね。そういった数字で、国やら県やら町にもあるいは住民にも説明しているわけですよ。これをうそと言わずして、何と言うんですか。

こういったことで事業を進めているわけですから、もし夜間45デシベル、国の基準である騒音基準を、眠るに耐える、静寧であるというふうに言われる45デシベルをクリアするためには、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機を停止し、それから、そのほかの風車は4デシベルほど下げなければ、夜間45デシベルの範囲におさまらないわけです。町長、そのように具体的な数字が出ておりますので、これを事業者に指導する必要があるわけでありまして、この辺を、夜間45デシベルという国の基準を満足させるべきであるというふうに、私は騒音一つをとっても言えるかと思っておりますので、町はいかが考えるか、お願いいたします。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、許認可の件でございます。町は、一切許認可は関係ありません。あくまでも国が許可をするもので、町は許認可の権限がないことだけは御理解願いたいと思います。

その中で、再三言った、いつも言ったように、去年4月に事故を起こして、また今度風車の羽根が折れた、これは本当に遺憾に思っています、自分自身も。その中で進むという、翌日事業者を呼んで文書で強く抗議したことは藤井議員も御承知だと思います。そういう中で、申し入れを前回ですか、三者会議で言いましたが、町は行うつもりはございません。その中で基本的には、さっき言ったように、国が許可することでございます。その中で、最初、国の方向の中でこれだけ持ちますよという中で、町といたしましても、再開というか、試運転は認めました。そういう中でこういう事故が起きたことは遺憾ございまして、事故が起きたときには国のほうから原子力保安院が2名入っております。そういう中で、国もこの事故に対しては大変関心を持って、すごい遺憾に思っていると思うんですよ。ある程度これでいいよといった中でこういう事故が起きたということは、国に対しても相当なダメージがある

のではないかと自分自身は考えておりますし、これを契機に、今までガイドラインというあいまいなことだったものが、ちゃんと法整備されて、いろいろな風力発電に関する諸問題が起きないようになることの一つのきっかけとなれば、自分自身はある程度、不幸中の中でもそういう法整備ができればありがたいと考えておりますし、また、町独自で原因究明と言いますけれども、これは町独自でなくて、当然事業者がやるべきことで、事業者がやれば国・県に報告した中で、それと同時に町のほうにも、どのような原因でこのことが起こったかということが来ますもので、町独自で原因究明をやることは考えておりません。

さらに、騒音に関しましては、自分自身も専門家では、藤井議員は結構詳しいことを知っているようですが、私は専門家ではありませんし、そこまで詳しいことはわからない。しかしながら、この許可をおろしたのは国でございます。国がこれでもいいですということの中で言いましたもので、騒音に関しましては何ら問題ではないのではないかとすることは、自分自身は考えております。騒音に関しましては、詳しいことは避けたいと考えております。

さらに、低周波の問題は、私、再三何度も言って、皆さん方が、汐見先生ということが何か講師でおられますよね。その先生を、ぜひとも自分も勉強したいですから、連れてきて私に会わせてくれと何回も再三言っています。その中で、まだやられておりませんもので、ぜひともその先生から低周波のことを聞きたいですよ。1年以上、このことを言っていますよ。その点は藤井議員も御承知だと思いますもので、その中で低周波とはどういうことかといういろいろ勉強しながら今後やっていきたいと考えておりますので、低周波のことはわからないもので控えさせていただきたいと思います。

さらに、三者会議の中で、町が中に入りまして、事業者と分譲地の方、自治会の方ですか、これが話し合いをしておりますして、なるべくいい方法で解決しましょうとやっております。そういう中で、できるだけ両者にとっていい方法で解決できればと考えておりますもので、藤井議員もその辺また協力していただければ、早い段階でこの問題が解決できることを町としても望んでおりますもので、藤井議員にもよろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八代善行君） 藤井議員。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） ただいま伺っておりますと、相変わらず、国が許可したことで、町は許可したのではないといったことで、独自に調査もしないんだというふうにおっしゃられているわけですが、確かに許認可に関しては国が持っているというのはそのとおりですが、た

だし、町が同意書を与えなければ、これはできない問題なんです。町長は、自分で判こをついた限り、そこには責任というものが生じているわけです。したがって、現実に苦しんでいる者に対して、プライバシーがあるとか、あるいはまだわからないとかいうことで調査はしないということは、これは本当に住民の側に立ってこの問題を解決する気があるのかどうか。真剣な解決の姿勢がなければ、これは議論しても意味ないわけです。

ただ、先ほど町長おっしゃられたように、自分も勉強したいんだと。汐見文隆先生を呼んで低周波なんかを研究したらどうかという提案に関しては、私は真摯に受け止めて、もしあれでしたら、町なんかの主催でシンポジウム等を開かれてはいかがでしょうか。そんなふうに提案しておきたいと思います。提案し直して私のほうからお返ししておきたいと思っています。

それで、こういった事故を繰り返すようでは、これは当初の理念である地球温暖化防止とか、あるいはCO<sub>2</sub>削減になっているのかいないのか、これは一体、前の落ちた部材、どこに焼却したんでしょうか。それを運搬するための車のCO<sub>2</sub>排出はどうなるんでしょうか。これは、先ほど申した11万平方メートルの森林伐採とかみ合わせますと、非常に大きなCO<sub>2</sub>の増加につながっていると言わざるを得ないというふうに思います。

町長が、町では事業者に強く抗議の意思を示して申し入れたと言っておりますけれども、よく精査してみますと、再発防止ということは一言も触れていない。先ほど行政報告の中でも、原因を究明しなければならないということは強く申し入れたと言っておりますけれども、再発防止策は一体どうとるのかといったことが全然抜けているわけで、これに関しても非常にあいまいさを残している。

いいですか、苦しんでいる方が現実にいる。それが今、ストップしているということは、この間に暗騒音、いわゆる風車が全然回らないときの騒音であるとか、あるいは低周波というふうなものはどういうことかということをはかっておくということは非常に重要なことなんです。それで、実際今度回り出したときの値とそれを比較する、このことができるわけです。回ってしまってからでは、一旦とめてくれと言っても事業者はなかなかこれに応じないわけで、したがって、現在とまっている段階で、騒音、低周波に関する測定は早急にするべきだと。町長は再三その必要はないというふうに言っているようですが、そもそも町民の中に十数名おられるようだというふうに認めているようですが、苦しいというふうな人間がいる以上、被害を訴えている以上、町長には、町民の生命と財産を守るのだということがまず第一の任務ではないか、町長の使命ではないかというふうに私は考えます。そのことを国が

認めたからどうか、プライバシーだから調べられないとかいうようなことで時間を過ごすのであれば、これは大問題です。第3問に関しては、そういう姿勢であれば幾ら聞いても同じですから答弁は要りません。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） いや、答弁させていただきます。それは藤井議員の一方的な考えでございます。町は町の考え方、その中で藤井議員は、町は何もやっていないというようなことを言っていないですか。我々は、三者会談という中で、事業者と自治会の方がうまく解決するような方法で話を進めているんですよ。今の藤井議員に対して、私は大変遺憾に思います。町が何もやっていない、こういうことは実際ございません。町は、三者会談の中で仲介に入りまして、この問題をよく解決するようなことを考えておりますもので、その点はまた御理解願いたいと思います。

基本的には、5月26日に三者会談でいろいろ検討しております。この後に担当課長から読ませますけれども、5月26日の関係は、したがって、やっておりますので、その点は藤井議員も御理解願いたいと思います。

さらに、同意書の件につきましては、町は同意しました。その中で、再三言っているように、町は、エコの町、地球温暖化防止のためにこれは大変いい事業だと考えておりますので、再三言っているんですが、こういう事業は進めていきたいということは何回も言っております。

さらに、シンポジウムの関係、これは、町はやる考えはありません。なぜならば、1年以上も前に汐見先生に会わせてくれと私は言っております。それにもかかわらず、藤井さん、また、地域住民の分譲地の方、連れてきません。果たしてこれで、真摯に低周波ということを考えているかということをお私に疑問に思っております。1年以上も前から汐見先生に会わせてくれと言っている中で、まだそのことが実現しておりませんので、なるべく早く、私は汐見先生にお話を聞かせていただきたいと考えております。

さらに、再発防止は関係ないと言われておりますが、要望書を出した段階で、当然再発防止のことが書かれていると考えております、この中に。書かれていなくても、その中に含まれるんですよ。その辺は理解してください。後で、それでは担当課長に説明させます。

（「いや、いいです」の声あり）

○町長（太田長八君） いや、させるよ。それは藤井議員の……

○議長（八代善行君） 建設産業課長。

○建設産業課長（上嶋智幸君） それでは、私のほうから、町長が申しました5月28日に三者会議をやったときの事業者からのそのときの報告ということで、私、その日、都合がありまして出られませんでしたが、一応書いたものをもらっておりますので、ここで読ませていただきます。

事故発生日時、5月28日15時57分です。東寄りの風7メートルから11メートル、落雷は発生していない。当日は、朝から強風のため、風車は午前中とまっていたと。当日の最大瞬間風速は22メートルということでございました。ただ、風車がとまっているという事実を考えてみますと、恐らく最大ではもう少し吹いたのではないかと、こういうような感がいたします。

それから、現状の状況についてでございますけれども、事故原因及び復旧方法はこの場では発言できない。6月下旬には原子力安全保安院の事故報告書を提出したいと考えていると。

それから、3番目といたしまして、風車運転再開時期についてということで、原子力保安院の指導、指示によるところがありますけれども、東伊豆町からの要請もあり、原因究明と安全性の確認がとれなければ風車運転は再開をいたしませんと。具体的にはいつごろかということになるでしょうけれども、恐らくつながって、事業者としては3カ月ぐらいではないかという予想をしているようですが、どうなることか、これはわかりません。

それから、三者会議についてですけれども、運転中止という三者会議についてですけれども、今月下旬には事故報告書を国に対して提出するというところで、あれはそこまで書いていないものですから、提出するというところかと思いますが、7月上旬に三者会議を開催することで合意をしております。

それから、議題は、正式な事故報告と風車復旧方法について、前回の両自治会からの要請事項、それから5基出力制限、今、5基を出力制限したところで、この効果について両者で話し合っておりますが、5基出力制限では効果が出ないので、出力制限5基の追加及び効果の検討をしていきたいと思います、こういうことになっております。それから、夜間停止方法が無理なら、その他の出力制限方法の検討提案については、次回には回答することは難しいけれども、運転再開に当たっては三者会議での意見を尊重しながら調整していきたいということでございます。

それから、4番目としまして、体調不良者の改善状況について、多くの住民の体調がもとに戻ったようであると。これは藤井議員がさっき言ったような内容であろうかと思っております。中には、風車がとまっても、ブーンと音が聞こえ、体調が改善しない人が西大橋自治会

で2人、片倉自治会で1人いると。しかし、その原因がよくわからない、風車が回っていないのにもそういう影響を受けていると、そういう話だと。

それから、5番として、その他の内容ということでございまして、実質的に避難住宅を確保して、家賃を払っている人には風車が最大3カ月間とまるので、別荘地に戻るような話を  
してよいか、話があったようですが、事業者としては「わかりましたよ」と、こういうよう  
なことで話し合いの内容が行われております。

以上でございます。

○議長（八代善行君） これで第1問の答弁を終結いたします。

この際、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、第2問、大学院大学設立計画についてを許します。

5番、藤井議員。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） それでは、通告しておきました第2問の大学院大学設立計画について  
でございますが、この町に大学院大学というものができんだという話が持ち込まれまして、  
それはまことに結構なことではないかというふうに思うわけでございますが、これは、昨年  
9月に町長が明らかにしまして新聞にも発表されました。それから、この前の12月議会でも、  
これは町長の行政報告の中で発表されているかと思えます。こういった非常に素晴らしいと  
いう構想につきまして、ただ、町民の関心も高いから、私も質問、前議会同時に今回もする  
わけですけれども、何か途中でそれを言っちゃいけないとか、名前を出しちゃいかんという  
ようなことで発言を停止された経過がありまして、これは遺憾な事態だなというふうに思っ  
ております。

その後、私もいろいろ調べまして、全国町村議会事務局の議事調査部とか、静岡県  
の自治行政室とか、そのほか調べましたところ、日本を代表する大企業の名前とか世界に通用する  
ような大きな財団法人とか、そういったものは固有名詞と言わないんだと。そんなことで、

議事停止するのはおかしい。いわんや、町長みずからが議会で言っていることを議員が発言していけないなんていうことは整合性にも欠けるし、これは、普通は考えられないことだという答えを得ております。確かにアメリカのロックフェラー財団であるとか、ソニーとか、マイクロソフトとか、こういったものを世界的な企業の名前を出したから、それで発言をやめてほしいなんていうことは考えられないわけで、今後こういったことのないように、2時間の議会の中断も町長が謝ってくれたのでおさまったわけですがけれども、見ている町民は、何だったのかということがわからなかったようで質問をいっぱい受けましたものですから、今後はこういったことのないようにひとつ進んでいきたいというふうをお願いしておきます。

こういういい話ですから、先ほど申したように、大いに宣伝すべきだというふうには考えられるわけです。この町に本当に大学ができるのかいなど、みんな期待半分、疑問半分というところでしょうか、思っているところです。したがって、私にもいろいろ聞いてほしいということがありますので、わからないことは、この町の事務についてすべて公開していただき、疑念があれば議会でたずねということが私たち議員の町民から与えられた使命だと思っておりますので、それに基づいてお伺いしているわけであります。

こんな少子化の時代に、本当に我が町に大学ができるのかということですが、そこで、質問の細部は、当町に持ち込まれた大学院大学の設立計画の実現性はあるのかどうか、その大学院大学の設置申請というのはいつごろになるのか、この町の協力方はどういう方法があるのか、そちらの設立準備委員会というのは設置されて実際準備が進んでいるのか、機能しているのかといったことについて、町はどう把握しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（八代善行君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第2問、大学院大学設立計画について、4点の御質問が通告されておりますので、順次御答弁いたします。

まず、答弁の前に申し上げておきますが、これらの質問の件につきましては、その都度議会全員協議会で協議いたしまして御意見を伺いながら検討を進めてまいりました。その中で、議会選出の委員と当局とでアスド小委員会を立ち上げて検討し、交渉していることは藤井議員も承認されていることと思っております。決して、当局が独断で進めているものではないことは理解されていることと認識しております。

それでは、1点目の当町に持ち込まれた大学院大学の設立計画の実現性はあるかについてですが、伊豆半島という地形と地域性からほかに企業誘致が望めない中で、このような教育関係の進出は、伊豆地域を国内外にアピールする上にも実現されることを念願する次第です。

次に、2点目の大学設置申請はいつごろなされるものかでございますが、昨年12月に議会選出のアスト小委員会委員2名と事務局とで東京都内の準備委員会事務局を訪問した際に、国内外に類のない教育機関とするために再構築を図ることとし、設立時期を1年繰り下げる決断をした旨の説明を受けたことは、議会の全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

文部科学省への高等教育機関設立申請に当たっては、毎年3月までの申請を4月以降に審査することとされており、1年先送りすることは開学には2年先になることが想定されます。また、アスト会館売買にかかわる仮契約書の締結がなされない中では、拠点となる施設の確保ができていなこととなりますので、この点でも申請に踏み切れないものと思いますし、設立計画にも影響が出るものと推測しております。

次に、3点目の当町の協力方はでございますが、御案内のように、世界最先端の教育、研究を目指す高等教育機関が伊豆地区に進出するとなれば、伊豆地区を国内外にアピールする上からも、東伊豆町への有益性、伊豆地域の活性化や地域への貢献度など、はかり知れないものと推測しております。

また、地域住民の労働の場の提供、物資の調達や地域との交流など、活性化が図られるものと思いますので、可能な限り協力すべきと考えております。

次に、4点目の設立準備委員会は設置され機能しているかでございますが、この4点目につきましては、質問の序列的に見て、いま一つ理解しにくい点がございまして、前での答弁内容で理解いただけるものではなかろうかと考えます。

また、機能しているかでございますが、設立準備委員会事務局が都内に事務所を構えていることを確認しておりますし、現在も設立に向けて準備を進めているものと考えております。したがって、機能しているのではなく、活動しているものと受け止めております。

○議長（八代善行君） 藤井議員。

（5番 藤井・明君登壇）

○5番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたわけですが、これは、国内外にアピールできるすばらしい大学だというふうなことでございますが、それと同時に、これはアスト会館の売買がまだできないので申請がおくれているのではないかということのようでございます。

が、これは、私も文部科学省の大学設置室というところに直接電話して伺いました。そのような大学は今まで申請はありませんでしたし、今年もありませんでしたということで、答えは一致するかと思うんですが、ただ、大学院大学設置とかということで、名前を出す出さないうで、審査に有利不利ありますかというふうに聞きましたら、そういったことは一切ございません。むしろ、こういった時代ですから、大学は一人でも多くの方に広報すべきだという言葉を使いまして、広報されるのが普通ではないですかというお答えをいただきました。

この町の、できれば、もしそういったものが実現すれば、最先端の技術だということでございますが、これをやるには、例えば同じ人数で計算、ちょっと似通ったところの例がございますので、新潟県に国際大学というのが設立されております。これは非常に理念、つまり国際化時代に世界に通用する人間を育成すると言っているところとか、人数も289人という生徒数で、こちら今構想しているようなものとちょっと似ているなということで、資料を探ってきたんですが、第一、国際大学がやったことは、まず沿革として初めに載っているのが、昭和51年に財団法人国際大学設立準備財団というのを設立しております。すぐに発起人会の総会を開催している。設立の発起人には、佐々木直というんでしょうか、経済同友会の代表幹事以下5人の方で、昭和54年に国際財団法人国際大学設立準備財団というのを設立しているわけです。その3年後に、さらに学校法人国際大学寄附行為を認可というふうになっているわけです。その次の年、昭和58年に実際の学生を受け入れているといった経過がございます。

こうして見ますと、一番初めになすことは、財団法人国際大学設立準備財団と、財団の設立をして、発起人総会を開いて、寄附行為を認可されているといった経過がございますので、こうしますと、今、町に計画しているある大学だそうでございますが、それらはこういった財団法人をつくる、寄附行為の認可を受けるに当たっての審査を受ける、そういった手続は進めているのかどうかということ、これは公的なものですので、単に大学設置ということだけではなくて、そのはるか5年ほど前くらいから準備財団、寄附行為の認可、こういったものがなされているわけです。ほとんど人数も変わらない、地方都市である、理念も、国際時代に人材を輩出するといったことからして参考になるのではないかと思います、その進め方に関してはかなり手法が違っているかなというふうを感じるところでございます。

また、この町にそれだけの285人でしょうか、95人を3科に分けるといいうふうに言っていますので、285人ぐらいの学生を入れるとすると、1学年でしょうか、4学年にすればその4倍になりますけれども、一体それを受け入れるための職員数、教授陣、そういったものは

何人ぐらいになるというふうに伺っているのか。設立に当たっても、大学を一つつくるということは、これにたけた人材がなければつけれないわけで、それを現実には確保しているのかどうか、そういった具体的な事務的なことをお伺いしたい。どんなふうに伺っているか、それが1点です。

次に、ここにみずほ銀行の調べた表があるんですが、現在、大学というのは、最近の大学の立地傾向というのは都心回帰である。一旦地方に分散したキャンパス等も、都心のほうに戻っているんだということが書かれているわけです。それで、地方にあったところだとなかなか学生が集まらない。この前、私の家に来た大学教授の友人も、実際学生集めが大変で、教授といえども全国を駆け回っている時代ですよというふうに申しておりました。こうしたことからいまして、設立準備委員会は活動しているのではないかとというふうに町長おっしゃられているわけですが、その設立準備委員会のメンバーそのものも、予定者がきちんと設立準備委員会というメンバーに入って活動されているのかどうか、先ほど町長、活動されているということをおっしゃいましたが、活動されているのかどうか。

ここに何人か、そのメンバーの予定者という方に私も伺ってみました。そうしますと、その中のある方は、「そんな話は一切聞いていない。初めて聞く話で驚いております」というふうにおっしゃいました。また、別の方とは電話で20分ほど話しました。伺ったんですが、「西君はよく知っている、彼は天才だよ。いろいろな構想を練ることはできるけれども、ただ、残念ながら、事務的なこと、資金集めとか細かいこと、そういう実際的なことはできないはずだけれどもな」ということもおっしゃっているわけです。彼とは1年以上は会っていないんだというふうにおっしゃっているわけで、設立準備委員会のメンバーがこういったふうなことで、果たして本当に活動をしているのかどうかということなんです。先ほど一度もそんな話を聞いていないという方からは、ファクスも受けております。事実、そういうふうにおっしゃるんでしたら、言った言わないになりますからファクスでくださいと言いましたら、大学院大学設立準備委員会のメンバーの方がファクスでそのとおり言ったことを書いてくださいました。

こういった事実があるわけですが、私たち議員にも、町長おっしゃるように、何回も全協で話をしたというふうに言っていますけれども、具体的なことは町から出てきている資料、これに基づいて私は質問しているわけです。私がこの目で見、この耳で聞いたことに基づいてお話ししております。それによりまして、これは、本当にいい話であれば、私も賛成したいと思います。間違いのない話だということであれば、議会でいずれは議決しなくちゃなら

ない案件でございますから、私たちにも責任があるんです。ですから、わからないことは徹底して納得いくまで聞いて、それで自分としては判断したいと。これがやはり私は、町民に対する責任かと思っておりますので、ですから、準備委員会は、発起人会というのが活動されているのではないかというふうなことでございますが、短い範囲で、私のような一個人が調べても、以上のようなことがわかるわけですよ。であれば、なぜ当事者である町、行政当局がこういったことをきちんと調べないのかどうか、これに関しては非常に疑問とするところでございます。それが2点目です。

なお、設立準備委員会の所在地が東京にある、行ってこられたというふうに先ほど申されたかと思うんですけれども、その設立準備委員会がおかれている窓口がある株式会社 I T N Y という会社ですね。ここにあるかと思うんですが、今、町長うなずかれております。その会社が、これは滋賀県の近江八幡市の市議さん5人から提訴されております。大津地裁にコンサルタント料525万円を返還しなさいという訴訟を受けております。そのことは御存じですか。西さん個人に関してはインターネットにいろいろありますから、調べることは可能でございますけれども、それは一々ここでは申し上げませんが、こういったことを把握しているかどうか、その点に関して伺っておきたいなというふうに思います。

以上3点です。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） ほとんど事務的なあれなもので、担当課より説明いたさせます。

申請が出ていないということを壇上で言いましたのは、仮契約が全然できていない段階で、大学設置の申請書は出していない、このことだけは理解願いたいと思います。

さらに、このアスド、大学院大学の設立に向けましては、先ほど壇上でも言ったように、全員協議会の中で、それでは当局から3名、議会から2名出して検討しましょうと言っております。その中では当然議会の2名が出ている中で、議会のほうもそれでやっていただいとうまく回ればいいなと考えている中で、今、藤井議員が個人的に調べるとか、それは個人のあれだから、藤井議員の議員活動としてはそうだったかと思っておりますけれども、我々はとりあえずアスド小委員会を設立した中、当局3名、議会2名、この5名で、このことに関しましては検討していきましょうという中で、仮契約まではやりましょうということを受けましたもので、今はそれを進めている状態でございます。

さらに、大津で訴訟、これは、ちょっと私は存じませんでしたということは、これは認めますけれども、4点は、アスド小委員会が中心になりましてこの話を進めているということ

だけは、藤井議員にも理解していただきたいと思います。

さらに、藤井議員申されるよう、自分としては、これはお金の問題ではないと考えております。東伊豆町将来10年のことを考えれば、お金ではなく、この大学が来ることによって、東伊豆町、いい町になるのではないかということでこの話を進めている、これだけは理解していただきたいと考えております。

あと事務的なことでありますので、担当課に説明させます。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） それでは、何点かございましたようですので、もし漏れ等がございましたならば、また御指摘をいただければと思います。

まず、新潟に設立された関係大学、新潟国際大学というところでございます。先ほど財団法人を設立して、それに係る寄附行為の認可もおりている。これは、議員、多分、私の記憶では財団法人の活動に係る寄附の承認を得ているというだけで、大学運営に係る寄附ではなかろうかなど。大学につきましては、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準というものがございまして、ここで学校運営に係る寄附の認可を受けないと学校経営ができない。設立財団ということですので、設備投資等、つまり校舎の取得であるとか、そういう関係につきましては、学校法人の認可を受けた寄付金は使用できないというように理解しておりますので、そこのところは違うかなというところがございます。

それから、設立準備委員会が財団を設立してということになるわけですがけれども、果たして財団を設立して、そして設置に至る過程までは、東伊豆町で議論すべき内容ではなく、相手側が財政措置をどのように図るかということが重要なことでありまして、これにつきましては、私どもがとやかくできませんので、御答弁も、大変申しわけないですが控えさせていただきます。

それから、発起人の関係ということで、何人かは発起人が確定したということまでには至っていないということも、私どもも理解はしております。予定者という形で資料をいただいておりますので、まだ流動的な部分も若干あるのではなかろうかなというところがございます。

その中で、昨年12月、議会選出のアスト小委員会委員お二方に御一緒いただきまして、東京の、これは南青山側の事務所です。これは現在、某有名私立大学の中に研究機関を設置してありまして、そこに非常に近いということで、千代田区側は、確かに先ほど言った I T N Y の同じビルの中で階層が違いますが、そこにも事務所をお持ちです。それから南青山、某

有名私立大学の校舎の中にも事務所3カ所を持っていることを確認いたしました。ですので、その中で、退官したようですがそこで教授さんをされていた方が、将来の学長候補という形でそのメンバーに加わっております。この方には、3名で面談をさせていただいて、いろいろな内容を御説明いただいております。

それから、大学の設置認可制度というところでございますけれども、なぜ今、先ほど町長もおっしゃいましたが仮契約を交わさないといいますが、別にうちの町が仮契約を交わす必要もないかもしれませんが、その所在地を明らかにしておきませんと申請がまずできないことは御理解いただいているかと思っております。大学ないしは大学院の設立につきましては、大学ないしは、要するに高等教育の設立の申請、それと同時に学校法人の設立の申請、そしてもう一つが、先ほど来から出ております学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準に基づく承認願いという、この3点が一体で申請されて、大学設置学校法人審議会で審議を仰ぐことになる。ただ、申請場所がそれぞれ違いますので、大学設置分科会は高等教育大学振興課大学設置室、それから、学校法人あるいは寄附行為につきましては私学行政課という、所管が違うところに出されますが、審査は審議会一つでそれぞれ設置分科会と法人分科会2つに分かれているということで、また、本拠地となるといいますか、所在地と明確にうたうものがない、それで全協では議会選出の委員の方から、仮契約でそれを一応認めてあげたらどうだ、しかし、仮契約しても別に資産の登記等一切できない内容になりますので、そこまでは認めてもいいんじゃないかというような御発言があったことは一応加えさせていただきます。

以上です。

○議長（八代善行君） 5番、藤井議員。

（5番 藤井廣明君登壇）

○5番（藤井廣明君） これは、まだ町での土地・建物というんでしょうか、そういったものを申請の中心になっているので、申請地になっているので、その売却が進んでいないから申請できないんだというふうに言っているようなことでございますので、第3問にもかかわってくるのでその辺に譲りたいと思うんですが、ところで、これは議会全員協議会に確かに出されております。小委員会で議会からも行って議論しているんだということも承っております。ただ、そういった場合に、小委員会が東京まで行って調べてきたんだというふうなお答えかと思うんですが、その場合でも、この費用弁償はどうしているのかということに関して1点伺っておきたい。

また、その報告等は、報告書みたいな形では今までのところ全員協議会ではなされていないわけで、この辺も議会と行政が一体となって動いている割にしては、全員に知れ渡っていない、あるいは町民に知れているということがないということで伺っているわけです。それで、ここの議会全員協議会には平成19年12月12日です。これの全協の資料で、その中に今、大学院大学を設置しようとしている準備委員会で100億円の出資を募集している。そのうちの50億円が集まったというふうに全協の資料に書いてあります。その中で、主な出資者は、これは先ほど申したように世界を代表するようなマイクロソフト社の会長であるという方から「25億円（入金済み）」というふうになっております。つまり、50億円集まった、そしてそのうち、25億円を入金済みというふうに私たち議員のほうには示しているわけです。そうしますと、これが本当なら、私が冒頭申したように、こんないい話はないのではないかと、これはすばらしい話だというふうに思うんですが、本当に外国の財団なり個人から、まだ法人化されていない日本の大学設立準備委員会、この場合はその代表個人になるそうですが、その方に25億円ものお金が入金されたのかどうか。もしされたとすれば、これはよくわからないまでも、外為法にひっかかるのではないかとか、そのほかの税制上の問題があるのではないかとというふうに考えるのが通常の神経ではないかというふうに思うわけです。

再三言うように、これが本当であるかどうか。本当であれば、私もこの話を信じましょう。その資金計画の裏はとってあるのですか。銀行の残高証明、預託証明書、こういったものは町財政当局は、これは課長が税務課のときにおっしゃいました。町は検察権まで持っているんだ、税務に関しては調べることはどこまでも調べることができるというふうにおっしゃいました。そういったことをございますので、大学院大学設置に関して、その資金計画の裏はとれているかどうか、銀行の預託証明書等あるのかどうか、簡単ですからお答えください。

○議長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時22分

○議長（八代善行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（太田長八君） 多くが事務的な要素があるもので担当課から説明させますけれども、

一番最後にあった議会全員協議会は今年2月27日でございます。その中で私は、今、交渉段階中なので、相手方に配慮して、相手方から本契約を結ぶまでは、できるだけ速やかな感じでやっていきたいと。相手方の申し込みがありましたから、議会の全員協議会の中でそういうふうなことを言わせていただきました中で、本契約になった場合は当然議会の議決というのがあります。その中では当然、藤井議員の言ったように議会の残高証明書、いろいろな面を検討しなければ本契約は結びません。仮契約の中におきましても、町も弁護士を通じまして、別に問題ないではないかということと言われております。町の弁護士さんは、仮契約までは問題ないですよ、本契約になれば議会の議決もありますし、当然そこには残高証明、どれだけの資金が必要になってくる、当然それは町に示されますし、そこでだめならば、町は契約しなければいいことですから、そういう面で、できるだけ、アスト会館も相当経常経費かかっていますもので、できるだけ早くということ仮契約だけはさせていただきたいという中で、2月27日に全員協議会を開いた中で仮契約まではいいのではないかとということで、今、交渉中でございますことは藤井議員承知していただきたいと思っております。

別に町が町民に知らしめた、そういうことではなくて、あくまでもこれは仮契約の段階で、資金計画は本契約の段階になれば当然そういう出てきます。どのくらいの金額が集まって、どうなったかということで、その中でこの計画が、とんでもない、このお金ではできないよとなれば、当然これは町としてはやりませんし、その辺は藤井議員も理解していただきたいと思っております。

あとは担当課長からさせます。

○議長（八代善行君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田村正幸君） それでは、第2問としてお答えをすべき御質問の内容につきましてだけに絞ったほうがよろしいかと思っておりますので、その部分、お答えさせていただきます。

まず、昨年12月にアスト小委員会で調査に行った費用弁償はどうなっているのかということでございますけれども、これにつきましては、議員の費用弁償につきましては議会費の中から旅費を支出していただきました。私が同行いたしましたので、私につきましては企画費の中から、要するにアスト会館費の中から支出させていただいた内容でございます。当然御理解いただいているかと思いますが、21年度予算につきましては、アスト会館費の中に諸費で、調査が今後も必要となろうという見込みで計上してございますので、これにつきましては議決済みということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、報告書の関係でございますが、東京へ調査に行った折の報告書は、一旦は皆さんに配付させていただいた記憶がまだ残っているようにと思いますが、その報告が済んだ後お返しいただいた。これにつきましては、議員各位に御理解をいただいて、先方からまだ伏せていただけないかという要請を受けて、小委員会でも協議した結果、やはり先方の意向もあるということで、それは回収しようということで回収をした経緯があります。ただ、2月27日の全協のその折には、調査概要につきまして報告させていただきました。それにつきましては、藤井議員御理解いただけているのではないかというふうに考えます。

(「事務的なことを聞いていないんですよ」の声あり)

○議長(八代善行君) 藤井議員、私語は慎んでください。

○企画調整課長(田村正幸君) 資金計画につきましては第3問に関係する内容かと思っておりますので、私のほうで、現時点ではまだ質問されていない内容と理解して、それは控えさせていただきます。

それから、資金の関係なんですけど、一部、平成20年に報告した資金調達の関係ですけれども、先ほど25億ほどということをおっしゃいましたが、その時点では予定としてそのような金額、20億というように言われたかと思いますが、この金額の計画は持っている。1億は確実に財団からいただいているということは述べているかと思っておりますので、これにつきましても確認していただきたいと思っております。

それから、税務の関係が先ほど出ましたので、これにつきましては現税務課長のほうから一言お話をさせていただきたいと思っております。

○議長(八代善行君) 税務課長。

○税務課長(石原邦彦君) 先ほど議員は、税務の調査権と申しましたけれども、あくまでも課税権が発生したもののうちで滞納したものについては調査権は発生いたしますが、課税権が発生しないもの、さらには滞納していないものにつきましては調査権は発動できませんので、御理解をお願いいたします。

○議長(八代善行君) 次に、第3問、アスト会館の処分についてを許します。

藤井議員。

(5番 藤井廣明君登壇)

○5番(藤井廣明君) アスト会館の処分について、第3問なんですけど、これはもともと町有地を大学の設置の本部として使いたいということだと思いますが、これはもともとの大家さんからいいますと、全電通、その労働学校だったというものというふうに認識しておりま

す。そこが町にこれを無償譲渡したということですが、そのときの思いというのは、町に有効に活用してほしいということではなかったかと思えます。その辺の協定書はあるかと思いますが、それで今、先ほども2問目で私が質問したとおり、大学院大学設立準備委員会、これは全く法人化されていないわけですから、相手方は個人になると。その個人に対して町有地の約1万9,500坪、土地・建物、温泉、そういったものを譲渡するという話で進んできたかと思えます。そうしますと、公共の財産ですから、何も秘密にすることはないわけでありまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があるのかどうか。私は、実際、町長個人の土地を売るとか売らないという話ではないですから、町民が疑問に思ったことはすべて私も聞きたいと思えますので、答えていただきたい。

売却の方向で進めているんですけども、そのこととか、個人で今金額は、町では初め3億円と言った、希望していると書いてある。それがいつの間にか1億5,000万になっている。1億5,000万、いわば半額セールですよ。どういう経過でそういうことになっているのか。多くの町民は疑問に思っていますし、また、仮契約までは、先ほどの資金計画とかそういうものは銀行証明書なんかとらなくていいようなことを言っておりますけれども、仮契約を結びますと1,000万円の手付金を町は受け取る、仮契約書の案にそういうふうに書いてありましたですね、第5条です。そういう中で、手付金1,000万円を町が支払いいただく。町の指定する金融機関に指定する用紙で支払いなさいと。誓約手付金1,000万円ということになっておりますけれども、さらにそれから、申請まで3年間かかるので、本契約までは3年待つてほしいというふうに言っているわけです。1,000万円の手付金をもらって、本契約まで3年かかるというような契約があるのかどうか、これは多くの町民に聞かせても、私が聞いた10人中10人、みんな「そんな話はないよ」と。現実に司法書士事務所、弁護士さんにも聞いてきましたよ。「最低その3年間、仮契約期間の間は拘束されます。町はにっちもさっちもいかなくなります」ということも伺っています。そういった方向で現実に進めているわけですが、そういった進捗状況とか、また、個人に随意契約で1億5,000万の物件を売るということに当たって、本当に慎重を期してやっているのかどうか、そういった調査内容も承りたい。その中で資金計画はどうなっているかも明らかにしてほしいというふうに思います。

○議長（八代善行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第3問、アスト会館の処分について、4点の御質問が通告されておりますので、順次御答弁申し上げます。

その前に、再三、先ほどの質問で言ったように、我々当局は、全部あそこの処分に関しましては、当局3名、議会2名、これで全部さらけ出しております。その中で今、藤井議員が、○○○○○○○○○○、そういう言葉を発しました。これは私、名誉棄損として取り下げていただきたいと思っております。一切そういうことはございません。これだけは本当にやめておきます。

まず、1点目の売却の方向で進めているが、その進捗状況はについてですが、平成19年度から議会全員協議会で協議、検討を図った中で、売却先を1団体に絞り、アスト小委員会を中心に交渉、協議を重ねてきたことは御承知のことと思っております。議会全員協議会でも報告したように、昨年12月に議会選出のアスト小委員会委員と事務局の3名により、都内の設立準備委員会事務局を訪問し、現在までの進捗状況等について調査をしてまいりましたが、準備委員会事務局の説明では、国内外に類のない先進的情報技術の教育機関を目指す上で、計画の再構築を図ることから、設立申請時期を1年先送りすることを決定したとの説明を受けております。したがって、進捗状況につきましては、12月調査の時点で説明を受けた状況には変化ございません。

次に、2点目の売却の相手先は、また、随意契約で問題はないかでございますが、相手先につきましては、前問での答弁内容でおおむね御理解いただけているものと思っておりますので、答弁は控えさせていただきます。

随意契約で問題はないかでございますが、法律上、何らの問題もございません。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の規定の趣旨から、当該契約の目的、内容に照らし、当該契約の性質またはその目的を究極的に達成する上で、より妥当であり、当町の利益の増進につながるものと合理的に判断されることから、随意契約で売却する方向で1団体に絞り交渉しているものです。この件につきましても、議会全員協議会で承認いただいておりますので、御理解ください。

次に、3点目の売却相手方についての調査内容を伺いたいにつきましては、相手先の準備活動に支障が生じないように配慮し、アスト小委員会を中心に調査可能な範囲の中で実施しておりますし、内容等につきましては、議会全員協議会でお示ししておりますので、この場での内容説明は相手先にも配慮すべきでもございますので、割愛させていただきます。

4点目の資金計画の確認はなされているのかについてですが、先方の資金計画の確認ということですが、この件に関しましては先方の事情であり、資金調達が困難であれば本契約には至らないものと解釈しております。高等教育機関の設立申請に当たっては、教育機関の設立申請、法人の設立申請及び寄附行為のすべてが同時に認可されることとなり、関係省庁の大臣は、認可に当たっては関係審議会に諮問しなければならないこととなっております。したがって、本契約を締結する時点では、残高証明等の添付を求めることは可能と考えますが、仮契約も締結していない時点から、資金計画等の提示を求めることは必要ないものと考えます。

再度でございますが、今、藤井議員の「○○○○○○○○○○」、その発言の訂正または削除してほしいと思います。

以上です。

○議長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 0時59分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

---

◎議会運営委員長の報告

○議長（八代善行君） 議会運営委員会から報告を求めます。

13番、定居議員。

○13番（定居利子君） 議会運営委員会から、先ほどの5番、藤井議員の第3問での一般質問中に「○○○○○○○○○○」につきまして協議した結果を御報告いたします。

アスド会館の処分につきましては、当局側が十分配慮する中、再三議会全員協議会を含め、報告していることは事実であります。認識の違いはあるとしても、「○○○○○○○○○○○」という発言は適切ではないと判断します。

仮契約につきましては、認識の違いもあることからこのような発言が発せられたことも考慮し、当局側には、今後、仮契約の解釈等に当たって顧問弁護士からの説明を求めることに決定しました。

以上、議会運営委員会から報告いたします。

○議長（八代善行君） 議会運営委員会より、ただいま報告を受けました。

5番、藤井議員の第3問での一般質問中における「○○○○○○○○○○」の発言は不適切と認めますので、会議規則第54条第2項の規定によって発言の取り消しを命じます。

（「発言の取り消しについては、議場で皆さんに諮らなければ承認されません」の声あり）

○議長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時08分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

5番、藤井議員、第3問での一般質問中における「○○○○○○○○○○」の発言について不適切と認められますので、取り消しをしていただけますか。

藤井議員。

（5番 藤井・明君登壇）



わけですから、当然私どもは議員の責任として契約前に相手方のさまざまなことについて知りたいから資料請求したわけで、それを出さなかったことに関しては、私は〇〇〇〇〇のではないかというふうに確信を持ちまして先ほどの発言をいたしました。ですから、その理由についてもお答えいただきたいと思います。

それから、東伊豆町町有財産の取得管理及び処分について、処分に関する規則というのがございます。その第28条には、「普通財産を取得、貸与又は処分しようとするときは、当該財産の市場価格の基礎を明らかにした評定調書を作成するものとする」というふうになっておりますが、これはつくられているのかどうか。市場価格の基礎を明らかにするためには不動産鑑定士等を入れているのかどうか、こういったことについて伺いたいと思います。

3点目は、仮契約まで1,000万円の手付金をいただいて、それから本契約まで3年間待つのだという契約は普通考えられない。ですから、こういった契約が妥当なのかどうか。3億のものを1億5,000万円で、半額で売るといふことの数字的な根拠、いつの間にかそういうふうになっているので、これに関しても町民の多くは納得できない。もっと高く売れるところがあるのではないかというふうにこの前の議会でも、高くだけではなくて、いいところあったらどうするのかと前回の質問をしましたら、それは考えていないということでもございました。これもおかしい。町民に対する背任行為ではないかと私は考えます。全体的にこういった不確かなと申しますか、幾つか疑問のある問題について、町長は果たしてこの問題について責任とれるんですね。

(「とれますよ」の声あり)

○5番(藤井廣明君) 結構でございます。ほかにいかなる方法で責任をとるのか、方法も含めてお答えください。

○議長(八代善行君) 町長。

○町長(太田長八君) 私は、この問題、大学が来ること、この町にとって大変いいことだと自分自身考えております。そういう中で進めております。

それで、藤井議員、背任行為と言いましたよね。何ですか、この背任行為というのは、思われるということは。今、議長が言ったことを全然親身に聴いていないじゃないですか。一応、議会からこういったことを言ったのに、また「背任行為」、私はこれに対してまた発言の訂正を求めたいと思いますよ。なんですか背任行為、名誉棄損で訴えても構いませんよ、こんな背任行為。私は今まで、私が町長になったのはこの町の信頼回復でやったんですよ、はっきり言って。前回の嫌な事件があったから、そのために私は町長になりました、はっきり

り言って。そういう中で信頼関係する中で、また、町民に誤解を与えるようなこういう一般質問は、私を初め、担当している職員、議員に対しても大変失礼だと私は思います。こうなると、藤井議員も町をよくするために思うならば、もっと積極な……

○議長（八代善行君） 90分の発言時間が過ぎましたので終了しますがけれども、当局のほうで発言があるようでしたら……

（「議長、発言を求めます」の声あり）

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 先ほど言った背任行為というのは非常に不愉快でございます。これはまた議運で……

（「議長、休憩中ですか」の声あり）

○町長（太田長八君） いや、発言求めて許されたんですよ、議長から。背任行為というのは発言の訂正、また、削除を求めます。

以上です。

（「議事進行」の声あり）

○議長（八代善行君） 以上で、藤井議員の一般質問を終結します。

---

#### ◇ 飯 田 桂 司 君

○議長（八代善行君） 2番、飯田議員の第1問、町の将来についてを許します。

2番、飯田議員。

（2番 飯田桂司君登壇）

○2番（飯田桂司君） お昼を食べた後で大変眠たくなるのではないかなと思いますけれども、少しの時間をおつき合いいただきたいと思います。

桜、ツツジ、サツキと、花の便りとともに変わってくる中で、春から初夏へと衣がえをしております。5月3日に行われました町制施行50周年、まずもってお祝いを申し上げたいと思います。

さて、100年に一度とも言われる経済危機、この話題は多くの集会の場、あいさつの場で取り上げられているわけですがけれども、政府は、補正予算を二度とない予算額14兆、15兆という大変大きな額で国民に理解を求めながら補正予算を決めたようです。いつになったら経

済が立ち直るか、大変不安なことは国民皆さんが思っておるのではないかなと私は考えます。

今回1問を通告してありますが、一答にてよろしく願いいたします。

1市3町の合併問題が取り上げられる中、基幹産業の観光業も深刻な状況下にあることは確かなことと思います。今、町として何をしていかななくてはならないと考えたとき、町、区、商工会、そして各種産業団体が一つとなり、未来へつなぐ基盤づくりをしていくことではないかと考えます。まちづくり委員会も発足し、多くの問題提起がされていると思います。

そこで、今回の質問、今後、町の活性化を図る中で町の将来をどのように考えているか。

1、少子化、人口流出と人口減少に伴い、今後町として歯止めをかけなくてはいけない状況下の中、対応はどのように考えているのか。

2、間もなく平成20年度決算報告が出されるわけですが、財政指標等が確認され、行政改革の基本方針に基づき改革推進を実行されると思います。今後の町の財政運営はどうなるのか、御答弁をひとつよろしく願いいたします。

○議長（八代善行君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 飯田議員の第1問、町の将来について2点の御質問に順次お答えいたします。

1点目の少子化、人口流出と人口減少に伴い、今後、町として歯止めをかけなくてはいけない状況下にあることは確かなことと思います。対応はどのように考えているのかについてでございますが、東伊豆町における少子化、人口減少問題は、深刻な状況にあることは御指摘のとおりと受け止めております。平成11年4月の住民記録人口では1万5,955人であったものが、平成21年3月では1万4,380人と、10年間で1,608人の減少が生じております。要因としては、少子化、未婚化による自然減と基幹産業の低迷による人口流出が考えられます。

少子化では、平成16年の出生数が100人であったものが、17年以降は100人未満であり、町内の出生数の低下が危惧されるところでございます。特に少子化は、先進諸国の共通の問題であり、政府は平成16年版少子化白書を取りまとめ、平成9年に日本が少子社会となったことを位置づけております。少子化の主な要因といたしましては、晩産化、無産化が直接原因であり、社会制度等の面でも不利があるため、未婚化や晩婚化の進展が少子化に強く影響し、結婚した場合であっても、経済的理由により子供の十分な養育費が確保できる見通しが立たないなどの考えから出産を控える傾向があるとの分析がなされております。この傾向は平成

18年度に町が実施したアンケート調査結果にも類似点を見出すことができます。

人口流出問題では、転入者と転出者を比較しても、多少転出が多いものの突出したのではなく、自然的減少とも受け止められますが、定住化を図る上からも伊豆地域の産業振興対策が望まれるところであります。

町では、国の基本政策に基づき、平成17年3月、東伊豆町次世代育成支援行動計画を策定し、家庭や地域社会における子育て機能の再生を図る上から、保育園の整備、充実、保育ママ制度の導入、放課後児童健全育成事業等、家庭と仕事の両立を可能とする子育て支援を図るとともに、若者出会い創出事業等を企画してカップルの誕生に期待をし、人口減少防止に努めております。

今や社会問題となっている少子化ではございますが、子育て支援対策に関してはおおむねメニュー化されつつありますので、出生率の向上対策を図ることが重要な手がかりと思われまます。

次に、2点目の、間もなく平成20年度決算報告が出されるわけですが、財政指標等が確認され行政改革の基本方針に基づき改革推進が実行されると思うが、町の行財政運営はどうかについてでございますが、決算の意義は、歳入歳出予算の実績を明らかにし、財政上の責任を明確にするとともに、将来の財政運営に役立てるところにあります。平成20年度決算につきましては、5月末の出納閉鎖後、決算書や成果説明書を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見をつけて9月定例会にて審査、認定していただくこととなります。したがって、平成19年度決算をもとに答弁させていただきます。

まず、昨年4月から施行された財政健全化法により、毎年度実質的な赤字や、公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等にかかわる指標を議会に報告し公表することとされております。平成19年度決算における当町の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等の指標については、昨年9月定例会で御報告いたしましたように、いずれも健全化を保っております。

次に、歳入歳出ですが、歳入のうち町税などの自主財源が57.1%、地方交付税、国県支出金などの依存財源が42.9%となっております。歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が47.3%、義務的経費に物件費や補助費等を加えた経常的経費が75.1%、投資的経費が15.3%となっております。行政財政改革などにより物件費や扶助費等はもとより、人件費につきましても定員適正化にのっとり縮減してまいりました。ただ、消防の単独設置ということもあり、人件費割合は29.6%と、県下市町の中でも高い比率となっておりますが、消防に

つきましては、現在県の主導のもと広域化が推進され、東部圏域での広域化に向けて協議を重ねているところであります。

今後も、国の基本方針に基づき、地方交付税等の縮減や少子高齢化の進展に伴い、歳入では景気低迷による町税の減収や、歳出では扶助費などの社会福祉関係経費や医療費等の増加に伴う国民健康保険、介護保険等の特別会計への繰出金の増加等が見込まれるなど、政策的経費に使える財源が限られてまいります。しかしながら、厳しい財政状況とはいえ、少子化対策や町内経済の活性化、さらには住民福祉の向上に取り組んでまいらねばなりませんので、歳入の伸びが見込めない状況下、税収納率の一層の向上はもちろんのこと、歳出において事務事業の内容や費用対効果等の徹底的な見直しなどにより、限られた財源を有効に活用した身の丈に応じた行政運営をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 飯田議員。

（2番 飯田桂司君登壇）

○2番（飯田桂司君） 今、町長のほうから1点目の少子化ということでお話があったわけですが、なかなかこれは大変難しい問題でして、一度にはなかなか人口が増えないのかな、また、人口流出もとめられないのかなと私は考えるわけですが、政府も、年金や医療、社会保障の財源をすべて賄うには、消費税の中で社会保障財源化を言っているわけですが、今年度、仮に実施した場合に消費税率を11%にしなければいけない、そういう話をし、試算しているわけですが、しかし、高齢化が加速した場合には、消費税率、それ以上に上げないとこの財源は賄えないと。町も、平成19年より23年度まで第4次東伊豆町後期基本計画としてここにも資料があるわけですが、町長みずから計画を策定し、実施をしているところと考えますが、5月3日の町制施行50周年の式典に、昭和59年1月10日に制定された町民憲章を出席者全員で唱和したことは御案内のとおりです。そんな中で、町長が掲げる「みんなが安心して暮らせるまち」「笑顔があふれるまち」、このキャッチフレーズをよく考えていただきたいと思います。

そんな中で、先般の50周年の式典の中で、冒頭、町長のあいさつの中にもありましたけれども、作文コンクール最優秀賞に選ばれた中学生の発表の中で、大変ショックな発表がありました。それは何かといいますと、この町に住みたくない、この話を聞いたとき皆さんはどう思ったか。私は大変寂しいな、今後どうなるのかな、この町はと、そんなことも考えたわけですが、これを、このことについて町民全体が意識し考えていかなければいけない

など私は思います。

1点目の少子化について、もう一度私触れてみたいと思うんですけども、静岡県は、今年1月、先般の定例会でも質問させていただきましたけれども、新規事業として少子化対策関連県民意識調査費ということで1,800万円を計上し、補正をしております。これについて調査が来ていると思いますけれども、この調査の内容について、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。これ1点ね。

それから、5月5日のこどもの日にちなんで、総務省が5月4日に発表した人口推計、これ、4月1日現在になっているようなんですけれども、15歳未満の子供の数は、少子化で1982年から28年間連続して減少し1,714万人と、過去最低を更新したと報道がありました。総人口に占める子供の割合も13.4%、35年も低下している。テレビの中でも関東圏は多少なり増加しているということであったようなんですけれども、世界でも最低水準にあると報道がありました。

そんな中で、都道府県別に見ると、最高は沖縄の17.9%、滋賀が15.1%、3位は愛知県です。ちなみに、静岡県13.6%、23番目にあるんですよ。そんな中で、先般、総合庁舎のほうで資料をいただいてきたわけなんですけれども、少子化の問題でゼロ歳から14歳まで、これは平成20年10月1日の人口が1万4,572人ということで、東伊豆町が10.4%、郡下では最低ですよ、最低。こんなことも頭の中に入れていく中で、大川区の総会でも、教育長もいますけれども、東伊豆町、昨年子供がどのぐらい生まれたのかな、どのぐらい出生したのかなということで調べてみましたところ、大変驚きました。町長、何人いると思いますか。76人ですよ。多い月で10人、少ない月で3人しか生まれていないですよ。月平均で5.3人、これでは、町は活性しないですよ、元気が出ないですよ。先ほどから町長、冒頭のあいさつも聞いた中で、子育て支援ということで大変強調しておっしゃっておる。これは、今後子育て支援については、ぜひ一層充実した支援をしていただきたい。県のほうも、子育て支援については充実してきていると発表しております。

そんな中で、もう一度聞きますけれども、我が町にほかにない出世率の上がる何かいい策が考えられないのか。大変難しい話ですけども、先ほど中学生の発表の中にもありましたけれども、どうしたらここの東伊豆町に住み、結婚をし、子育てをし、おじいちゃん、おばあちゃんが子守りをする3世代づくり、ここに働く職場がないという、そんな問題ではないと思うんですよ。病院がないとか、ないもの尽くしの地域であるからといってあきらめる、あるいは子育てができない。働く職場はここになくても、遠距離通勤やあるいは中学校をこ

の町内で入学をしない、運動したいがために伊東市へ行く、そういう子供たちも出てきております。小学校、中学校で学ばせたい、あるいは、ある県のように農業体験をしたい、山村留学をしたい、これは全国でもあるようです。ぜひ今後、産団連、各種団体等の中で話し合いの場があるかと思えます。そういう体制づくり、受け入れ体制が今後できていくのか、これについても聞きたいと思えます。

それから、先ほど町長が人口の流出についてお話をしましたけれども、私、平成2年からさかのぼって調べてみました。当時は1万6,719人、大変景気もまだよく、金利もよく、人口もまだ1万6,000人あったわけですがけれども、世帯数は5,698世帯、当時としてね。それから10年たって平成12年、1万5,807人、912人も10年間で減っているわけです。しかし、世帯数は312世帯増えて6,010世帯が世帯数として増えております。それからまた10年ほど経過するわけですがけれども、今年の平成20年1万4,442人ですよ。2,277人も減っているんですよ。この数ね、大川から稲取までありますけれども、9区に例えてくださいよ。1区なくなっちゃうわけですよ、2,777人ですよ。これだけ人口が減り、しかし、世帯数は600ほど増えております。そうしますと、先ほどから何度も言いますがけれども、今年1月の人口を見ますと1万4,439人、これからあと10年しますと1万2,411人と累計が出ているんです。今の現状でいきますと2,031人ほど、また減るんです。ちなみに、平成42年には1万375人、今の減少でいきますと1万人を割りますよ。そのときはどうなっているのか、予測がつかないわけですがけれども、ただ単に人口が減る。町長、よく老人に対する回答で老人の割合についてもお話がありますけれども、平成42年には42.9%が老人になっちゃうんですよ。42.9%、メモってくれるといいですね。

これ以上に加速していくと思えますけれども、そんな中で、先般、同僚議員とともに東京の武蔵野市に行ってきました。何で行ったかといいますと、何とかこの町を元気づけたい、2人で相談しまして、東京武蔵野市の商工会、法人会へ行ってきましたよ。会頭とも会う、法人会の会長とも会う。「会頭、何とかこの東伊豆町に来てくれないか」と、いろいろな話をしてきましたけれども、大変元気があるまちでして、全国でも五、六位に位置している大変優良な法人あるいは商工会、いい話を聞いてきました。それは商工会等にもお話をしてみましたけれども、町長より、少子化と高齢化の人口割合、先ほども言っているように、よくお話の場で話が出ますけれども、静岡県企画部生活統計課の資料、ここにありますがけれども、先ほどからお話をしているように、年少人口、生産年齢人口、高齢年人口。年少人口については先ほどお話をしたように10.4%、生産年齢人口については15歳から64歳、一番働き盛り

の人口が56.1%、8,176人、これが20年10月1日現在の累計ですけれども、高齢年人口が4,845人、33.2%、もう30を超したわけですよ。そんなこともありますけれども、この資料の中で大変おもしろいことが載っています。それは、大変寂しいかな、ほかの市町にはありませんけれども、年齢不詳という、1万4,572人の中に32名の方が年齢不詳で統計として載っているんです。これ、皆さん御存じですか。住民課長、もしこれについてありましたら御答弁をお願いします。4点ほどですけれども、答弁をひとつよろしくをお願いします。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 飯田議員が憂えるように、町も本当に憂えています。その中で子供、今、飯田議員言ったように、うちの町だけでなく、全国的な問題でございます。その中で、いかに少子化、高齢化をなるべく減少を少なくするか、これは大変苦慮するところでございまして、その中で子育て支援に対して、今は力を入れるところでございまして、さらにもっと力を入れて、何回も言うように企業を誘致するのは大変厳しいです。そして、周りにも企業がありませんもので、少子化、高齢化は伊豆半島、どんどん進んでいく。その中で、武蔵野市は、近隣にも東京という大きなマーケットがある中で、そこでほとんど住むところというんですか、そういうところがあるもので、そういうところは多分いいと思います。この1市5町、伊豆半島におきましては、少子高齢化、実はますます進んでいきます。当然40に、最悪でも50ぐらいいくのではないかと私は考えておりますし、その中で、壇上でも言ったように、男女の会う場、そういうことが大変少ないような感じがするんです。そういう中で、基本的には町は、できるだけ、それではそういう場を設けようということで、自分になってから、若者創出の出会いの場を設けましても、参加する人は少ないです。

そういう中で、この前、賀茂郡の中で1市単独でやってもあれだから、それじゃ賀茂郡全体でこういう若者が出会えるような、そういう場をつくろうではないかということで提案しましたもので、また再度、これら提案した中で東伊豆町だけの出会いの場ではなく、賀茂郡の中、輪を広げた中での出会いの場を設けまして、未婚率というのをオープンにしてなるべく少子化対策に歯止めをかけていきたいなと考えております。そういう中で、合併問題というのも当然少子高齢化の中で考えていかなければならないことございまして、合併したことによって少子高齢化に随分歯止めをかけると思いますけれども、なるべく縮減していくような感じでやっていきたいようなことは考えております。

さらに、50周年の作文の中で、「この町に住みたくない」、これ最優秀賞なんです。私、大変審査員が素晴らしいと思いました。審査員はなるべくいいこと、いいことを書いたやつ

を最優秀にしようという中で、現実問題、こういう人がいるんだということを町民に知らしめるといことは、私は、審査した人に対しては敬意を表したいと考えております。そういう中で、今後この町に住みたくなるようなまちづくり、これは当然していかなければなりません。そういう中で、今、この町に住みやすいような町にしていきたいと考えておる中で、先ほどのいかにも私が悪いようなこと、そういう信頼回復する中で、この町に住みたくないような町のような印象を与えることが非常に残念に思っております。職員も私も、一生懸命この町がよくなるような方向でやっていますもので、また、飯田議員に対しましては御理解願ひまして、まちづくりに対しまして御理解願ひたいと思います。

その中で、少子化の1,800万、それのどのような使い道、担当課のほうで説明させます。

○議長（八代善行君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山田和也君） 先ほどの年齢不詳人口につきましては、うちのほうの事務につきましては年齢が不詳ということでは登録できません。そういった福祉事務につきましても、年齢不詳というものに対しての事務は取り扱われていないのが現状です。そんなことで、年齢不詳人口につきましては、私、住民福祉課長として存じ上げておりません。

それで、調査物につきましては、今、資料がありませんので、後ほど資料を提供するというところで御理解願ひたいと思います。

以上です。

○議長（八代善行君） 飯田議員。

（2番 飯田桂司君登壇）

○2番（飯田桂司君） 住民課長に今答弁いただきましたけれども、静岡県賀茂地域支援局の、これ、県のやつもあるんですけれども、総合庁舎のほうに賀茂支援局があるわけですけれども、この資料として、平成19年度のいろいろな数字、統計が載っているわけですけれども、この中でひょっと見たら年齢不詳という、そういう数字が載っておったものですから、何だろうな、これは。人口の数字が出ているのに年齢が出ていない、どういうことかなということ今お伺いしたわけですけれども、それについては後でまた御質問します。

そんな中で、2点目の財政の件について再度またお伺いするわけですけれども、過去にはある町が破綻しまして、我が町の議員も研修をされ、再確認してきたわけですが、人口が減少する中で財政指標についてどうなっていくのか、また、今後町はどうなるんだと、いろいろな方からお話を聞くわけですけれども、以前、質問の中でも何度も言いますように取り上げさせていただきましてけれども、平成19年度の、先ほど町長のほうから賀茂郡下の我が町

の財政指標をお話しいただきまして、そんなことも聞く中で賀茂郡下の財政指標も調べてきました。まだ20年度の財政指標については、今後9月定例会等で報告されてくるかと思えます。19年度の決算も終わり、何で今ごろ質問するのかということでお話があるかと思えますけれども、これは決算を承認したことですから、一応確認していく中で了解しておりますけれども、ただ、今日ここで聞きたいのは西伊豆も含めて1市5町の財政指標を見た中で、先ほど町長が言ったように、収入支出、大変この町、何度も言うように本当に大丈夫かなと私考えるわけですけれども、収入も自主財源と依存財源がある中で、我が町の収入が大変落ち込んでいく中で、収入そして一番気になる歳出、これが我が町の歳出、人件費28%ほどあるわけですけれども、この人件費が大変大きいなど。先ほど町長も言っているように、消防がある関係で多いよと。しかし、町民の皆様は、1万4,572人の人口、生まれた子からおじいちゃん、おばあちゃんまで、1人幾ら町へ払っているんだと。ここに数字がありますけれども、33万2,000円も払っているんですよ、1人。生まれた子からおじいちゃん、おばあちゃんまで、33万2,000円もいただいているんです。私ら議員もいただいているんです、皆さんもいただいているんです。経常的経費やあるいは投資的経費があるわけですけれども、今、この町が工事あるいは仕事が少ない。業者の方から「飯田さん、仕事がないよ」と、そんな話を聞く中で投資的経費が15.2%しかないんです。しかし、経常的経費は、先ほど町長が言ったように75.1%、そのうちの29.6%が人件費なんですよ。これ、よくわかってくださいよ。余りこれを強く言いますと、何か職員をいじめているように感じられると私も立つ瀬がないわけですけれども、そんなことも含めて、町長から答弁いただきます。

9月定例会にて20年度の決算報告がこれからなされるわけですけれども、町民の皆さんは、何度も言うように、「今後、町はどうなっていくんだよ」「合併はどうするんだよ」と、そんな声が最近多く出てきました。今後、一番町の財政を圧迫する一般会計とは別の特別会計の中で介護保険が3年ということ値上げをされ、町民に理解を求めたわけですけれども、一般会計とともに、財政運営をしっかりとさせていただきたいと思えます。

平成に入る前の昭和の町村さんあたりは大変災害が多く、災害は忘れたころにやってくる、そんな中で先般も下田の総合庁舎へ行く中で賀茂支援局の局長さんともお話をしてきました。「局長さん、なぜ危機管理局などという名前に変えたんですか。地震でも来るのかね。何か予知しているのかね」ということでお話をしたわけですけれども、「飯田さん、違うんだよ。災害だけではなく、今問題となっているインフルエンザについても、我が支援局でも取り組みをしているよ」と。ああそうですか、御苦労さんですということでお話をしてきましたけ

れども、この町、1市3町が合併問題についていろいろ問題とされ新聞報道されておりますけれども、ぜひ町長、今後、平成20年度の決算に向けて財政指標が出てくるかと思えますけれども、町民にわかりやすく、この町は大丈夫だよというような、合併しなくても大丈夫だよと、そういうお話を今後していただくようなまちづくりをしていただきたいと思います。

私のほうは、質問は以上で終わります。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 飯田議員の考え、そのとおりだと思います。その中で、1市5町の財政指標が出ました。自分自身も、1市5町の中で、威張れないけれども一番ではないかとは考えております。うちの町がこければ、多分1市4町もこけるのではないかと自分自身は思った中で、1市5町の中ではいいほうではないかということは自分自身考えております。

その中で、何度も言ったように、歳出的に特別会計、介護保険、国保に当然繰出金が多くなっていきますもので、合併は避けて通れません、これは何度も言っております。この合併は、私は1市3町ではなくて、1市5町でなくて、大きな合併、伊豆全体の合併をにらんでいる中で、そういう首長も大分多くなってきましたもので、大きな合併ということで今後は進めていきたいと自分は考えております。

その中で、多少町民の方に投資的経費がうちの町は少ないですけれども、最低できるものに対して最低できる一つの要望だけはやっていこうと、そういう考えで今進んでおりますもので、その辺また御理解願いたいと思えますし、確かに人件費に関しましても今回29.6、大変大きいです。それだけ、分母が大きくなれば当然小さくなってきます。今の現状の規模が、うちの町、身の丈に合ったと考えておりますので、この人件費的なものは定員削減をやっていけば減ってくるでしょうけれども、これは順次減らしていきたいなということは考えております。そういう中で、何しろ、合併するまでにいいまちづくりをやっていきたいと考えておりますので、その辺また飯田議員にも理解願いまして、また御協力いただければありがたいなと考えております。

○議長（八代善行君） 以上で2番、飯田議員の一般質問を終結いたします。

---

◇ 村 木 脩 君

○議長（八代善行君） 次に、3番、村木議員の第1問、情報の発信についてを許します。

村木議員。

(3番 村木 脩君登壇)

○3番(村木 脩君) 私はこの議会においては、2問の質問を通告しております。答弁につきましては一問一答にてお願いをいたします。

第1問目、情報の発信について質問をいたします。

現在、地方分権時代に入りまして、ますます地方の特色が求められるようになりました。こういった中で、行政からマスコミ等への情報発信が非常に大切だと思っております。

現在、テレビ等を見ていますと、地方で発信しているのは宮城県ですとか大阪府、また、滋賀県ですとか、どちらかという、国の政策等に反発をしているような部分、ここいらがかなり注目を集めているということでございます。国の景気対策による観光へのマイナス面、特にE T C割引については行政報告にもありましたように、非常に地域や業種に悪影響が出ているところもたくさんあると。そういう中で、今回伊豆スカイライン等のまた割引等もやるわけでございますが、情報発信について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(八代善行君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 村木議員の第1問、情報の発信についてお答えいたします。

まず、行政からマスコミへの情報発信の大切さでございますが、私の政治姿勢の一端として、みずからが出席して毎月開催の下田記者クラブの方々と情報交換会を実施し、行政に関する事務や事業情報、さらに、関係機関等のイベント情報等を発信させていただいております。情報源である担当課や関係機関の広報担当者等にも資料を作成していただき、詳細な説明をさせていただいておりますので、エリア内には充実した情報を発信できているものと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、国の景気対策による観光へのマイナス面について、特にE T C割引については、地域や業種にも悪影響が出ていると思われるがについてでございますが、村木議員も御承知のとおり、国の生活対策として、土日、祝祭日の上限料金を1,000円とする割引や平日の全時間帯で3割引きを実施するなど、E T Cを利用した高速道路料金の引き下げが実施されており、地域活性化の支援、物流の効率化等期待されております。

しかしながら、この生活対策により恩恵を受けるエリアと希薄なエリアが生じることが懸念されているところであります。特に半島に位置する伊豆地域においては、マイナスの影響

を受けやすいことが懸念されます。これらを是正する対策案として、高速道路に接続するアクセス道路を管理する各都道府県の道路公社等に有料道路の引き下げ措置を講じていただくことで、解消が可能と考えております。

静岡県におきましては、富士山静岡空港の開港も踏まえ、観光客等の誘客対策として「伊豆に泊まろう！！キャッシュバック大作戦」を展開し、伊豆ドリームパス利用者に対するキャッシュバック、修善寺道路、伊豆スカイライン、駿河湾カーフェリー等の通行料金のキャッシュバックを往路限定で4月29日から6月末日までの土日、祝祭日及び7月、8月は毎日実施するで地域的な対応を図っておりますが、財源的に毎年度の継続措置がされる確証が得られておりません。

全国総観光地化の中で地域差が生じないように生活対策による効果の恩恵を受けることができる施策として、各都道府県道路公社等の有料道路につきましても、通行料金の引き下げを実施していただけるよう、地域が一体となって国土交通省に要望していく必要があるものと考えます。さらに、静岡県から富士箱根伊豆国立公園エリアの神奈川県にも趣旨を御理解いただき、総合的な対応が必要と考えます。議会におかれましても、政府関係機関等に意見書を提出していただくことも必要と考えますので、その節にはよろしく御協力をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 村木議員。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） 現在やっている、そういったフリーパス的なもの、そういったものも必要かと思えます。

E T Cをやったときに、まず静岡県がやっていただきたかったと。すぐにその声を先に上げ、千葉県がちょうど知事選挙等で今度はまた800円に下げる、アクアラインを。そういったことを選挙の最中にも言っておられたように、何か私は、静岡県というのは5月の連休で千葉県のほうにお客をとられて、県の対応が遅いなという気がしました。当時は、うちのほうは、空港の問題ですとかいろいろそちらのほうがありました。そういった中で、そういう情報をいち早く、本来でしたら県の道路公社あたりが、御殿場インターですとか沼津インター、そういったアクセスに対していち早く下げるんだと。今、小田原厚木道路が、土日が200円ですか、350円が。そのかわり、うちのほうには民間道路が入ってきている。公社だけではなくて、あそこの今、東洋タイヤになったところですか熱海の道路、そういった民間が値下げをするということは考えられないので、ですから、静岡県のスカイラインなどは、

静岡県は、先に伊豆に宿泊した人は無料ですとか、そういった宣伝をぶち上げてもらって全国へ発信していただきたいなど。そういう陳情を伊豆半島が一つになって県にしていくなか、真鶴のほうは200円で、今どちらかというところ、トンネルを通っていくというより、駅前を通る車のほうが多いです。現実には伊藤園さんですとか、東京から直通バスを出しているところはほとんど無料のほうを通っているのが現実です。あの辺で行き会うと、「たけのこ」と書いたバスですとか「こまどり」ですとか、そういったものはほとんど駅前を通っていきます。そういうところでも経費削減でそういうところを通っている。したがって、一般の方もほとんどが無料のほうを通っていくというのが現実だと思います。

ですから、こういった、特に心配なのはこの夏、どちらかというところ、東京から関越を通過して日本海へ泳ぎに行こうとか、そういう流れができてきているのではないかと。ましてや、今、戦国ブームで新潟県が物すごい人気があるわけですね。毎週土曜日になると関越が渋滞しているとか、そういった状況の中です。そういった中で半島振興法という法律があるくらい地の利の悪い半島が一つになって、情報をどちらかというところお客が来ないというような悪い情報でも僕は出すべきだと思います。

今回、県知事選挙を前に、静岡県の市長会は医師の確保というものをマニフェストに入れてくれというような要望を出しておりました。伊豆市の市長さんは、人口減少、危機ということで非常宣言を出しておられました。こういったことについて、私は、危機という言葉でもよろしいですから、そういう言葉を使わないと今マスコミは取り上げないのではないかと、普通のことをやっても。ですから、政策を行っていく上で何かそこに一つ、別の角度からつけてあげると、マスコミが食いついてくると言ったら失礼かも知れませんが、ニュース的な価値があるということで非常に売りやすいと。ですから、そういったことも、お金を使うことも大事かと思いますが、そういった、むしろニュースになるような部分を行政側でつくってやるというようなことも非常に必要なことだろうと思います。

そういった中で、行政報告を見させていただきますと、6月5日からのこういった悪天候の影響を受けるとか、当然悪天候もあるんでしょうけれども、非常に観光的には減少しているのかなど。道を走っていても余り渋滞もありません。ですから、そういった中で、こういうときこそ、伊豆全体で情報を発信していただきたいなというふうに思いますが、マイナス面の情報でも発信していくということに對しまして、町長はどのように考えておられますか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 村木議員の言っていることはもっともでございます。その中で、静岡

県の対応、県知事の対応、これは私も不満に思っている。そういう中で千葉県の森田健作さん、パフォーマンスすごいです。ある程度性格的なものがあると思います。今の石川県知事はそういう性格ではございません。その中で森田千葉県知事や例えば大阪の橋下さん、この辺はマスコミに出ることが大好きという方で、その辺は大変うまいと自分自身は考えております。

その中で、伊豆半島6市6町の首長会議、年2回やっております。その中で、E T Cのことも出てまいりました。全員協議会でも言いましたけれども、E T Cが1,000円になることによって伊豆半島に来るお客が大変少なくなって危機感を持っておる中で、県知事の石川県知事が来ていただきました。その中で伊豆スカイライン、何とか無料化の方向でお願いしたいということを要望した中で、今回初めて往路のキャッシュバックというものがなされました。そうした中で再三再四、往路だけでなく復路も含めた中で全キャッシュバック、基本的には無料化ですよ。これをやっていただきたいという中で、県知事も「少し考えていきますよ」ということは、そういう回答はいただいております。

伊豆半島、村木議員が言ったように有料道路が大変多いでございますもので、観光客に対しては有料道路を使うのはE T C専用が多いような感じがいたしますもので、それは当然伊豆半島を経由いたしまして、ブームであります新潟の大河ドラマのほうに行くことは十分承知、それを何とか阻止しなければ、この伊豆半島、我々生きていけないもので、それはそれなりに県知事、今度また県知事かわりますと、どのような県知事になるかわかりませんが、それに対しましては、伊豆半島の現状を訴えていきたいと考えておりますし、さらに、伊豆の観光推進協議会が今回開かれます中で、無料化とかそういうことはいろいろ積極的にまた提案していきたいと思っておりますし、さらに、観光の中で、さっき言ったように静岡、神奈川、さらに山梨というものを含めた中で、なるべくE T C1,000円に関連した中で、より無料化というか、軽減するような方向でやっていただきたいことは強く国とか県に要望していきたい、そういう考えでおりますもので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（八代善行君） 村木議員。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） 町長さんのお考え、わかりました。しかし、情報発信というのは非常に大事なことで、特に観光だけではなくて、行政一般からの情報発信ということは、これは住民に対しても、外に対しても、やっていかなければならないと。ここには情報発信ということで関連させていただきますと、これは先ほどの藤井議員さんの風車の問題なんかも、当

然行政は、国の基準を通過してきたものを「だめですよ」と言うこともできない立場もある。しかし、その中でやってみて住民の方が大変苦しんでいると。そういうときには「国のこの基準は何だ」と、逆に町から国へ情報を発信するような施策をとっていかないと、いつまでたっても、住民と行政側の溝も埋まらないし、そういったことは蛇足、私の質問からすると逸脱しているかもしれませんけれども、そういった情報の発信といったことが今非常に求められている時代だと思いますので、その辺について、これはマスコミ、国・県、住民に対しても、行政側の情報発信ということ、これをこれから町長さんの任期、あと1年欠けましたけれども、その辺について一生懸命やっていただきたいなというふうに思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） この情報発信に関しましては、先ほども壇上で言ったように、1カ月に1回、毎月、下田記者クラブを集めて情報発信はしております。この点は御理解願いたいと思いますし、さらに、7月の3日間、日にちは忘れましたが、風力に対する協議会があります。鳥取に行ってまいります。その中で町の現状を訴えた中で、できるだけ早く国の法整備、それをお願いしたいと考えておりますもので、何もやっていないということではございません。そういうことで見えないかもわかりませんが、町は町なりに努力している、それだけは理解していただきたいと考えております。

どんどん情報発信をこれからしていきたいと考えております。その中で、今度、町が7月、8月、スカイラインの復路のキャッシュバックをやります。これ、大変PRが下手でございます、はっきり言って。そういう中で町が、東伊豆町独自でこういうことを宿泊者に対してやるんだということを、東伊豆町のよさをさらにPRしていきながら観光客の集客に務めていきたい、そう考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（八代善行君） 次に、第2問、施設の再利用についてを許します。

村木議員。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） 私は、第2問目には施設の再利用についてということで、御質問をしてございます。

当町におきましては、過去に景気のいいころは相当数施設を整備してきたものがございます。そしてまた、時代に合わなくなった施設もあるんでしょうし、また、傷んだ設備もあります。そういった中で、これらをもう一度今の時代に合ったもの、また、傷んだもの、そういったものをもう一回再点検、再整備をしていくということが、今、財政的に厳しい中での

一つの施策ではないのかなというふうに思いますので、この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（八代善行君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 村木議員の第2問、施設の再利用についての、当町には過去にも整備してきた施設が相当数あると思いますが、現在使われていない施設もあるのではないのでしょうか。この点について町長のお考えはについてお答えいたします。

過去において町が整備した施設については、ふれあいの森を初めとする公園や、サッカー場やテニスコート等のスポーツ関連施設、遊歩道やプール等の観光関連施設、研修施設等多くの施設がございます。村木議員御指摘のとおり、施設の中には残念ではありますが、現在利用されていない施設もあることは承知しております。しかし、ふれあいの森のように、静岡県による治山事業として生活環境保全林の再整備が行われる一方、財団法人静岡県グリーンバンク協会の御理解をいただき、グリーンバンク事業の花と緑の景観づくりとして桜の苗木の植栽や芝生広場の整備、県単治山事業による管理道路の補修や受光伐採なども、一例ではありますが進めているところでございます。さらには、今後、風車周辺への道路整備や花の咲く丘公園を含めた総合的な整備を図ってまいりたいと考えております。

しかし、中には未利用の施設もあることから、今後、ふれあいの森のような再整備の必要があるか、施設全体について調査を行い、どのように整備し活用していくべきか、過去の利用状況なども含めて再検討してまいりたいと考えております。

○議長（八代善行君） 村木議員。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） 今、町長がおっしゃるように、ふれあいの森周辺、こういったところはまた再整備をしているようでございます。そういった中で、観光立町をうたっているという町でございますので、例えばふれあいの森の管理棟の使用ですとか、前に間伐材の残材のようなものが積んであったり、そういったちょっとしたことで、そういった再整備をしている中でも何かもったいないという気がいたします。

そして、先ほど行政報告にありました細野高原、こういったところに行きましても、中山湿原の説明板が落ちていたり、そういったものが、ちょっとしたことなんですけれども、非常に行った方に対しては、町はこれだけやっているのに残念だなという気はいたします。今、

町長さん言ったように、サッカー場も今は駐車場の跡なんかはぐちゃぐちゃでございますし、そういったところがちょっと目に触れる。そして、私一番残念なのは、今、風車のほうを再整備しているからいいんでしょうけれども、あれができる前は、あの上に浅間山の展望台、こういったところも屋根がなくて、結局は中の鉄骨がむき出しでさびていると。そういったところも今後どうするのか。そこにはアンテナがあるから、あの道路をとめるわけにはいかんだろうし、あと二、三年するとヤシャで通れなくなるかなというような道路なんですけれども、そういったところもぜひ見ていただきたい。

ですから、こういったことを職員みんなで研修というか、そういったことでやっていくと、若い人たちは知らない施設もかなりあると思うんです。当然私だとか副町長ぐらいの年代の方は、ちょうど一番やっているころですから知っているかと思えますけれども、ですから、そういったものを再利用するに当たり、若い職員なんかも一緒に歩かせて、ぜひそういったものを今の時代に合ったものにしていくというような、行政的な目でそういうものを見る目を職員の皆さんにぜひつくってやっていただきたい。昔やってきて、つくってきた人間たちはみんな知っていて、私たちも中でやっていたことなんですけれども、ほとんど見て知っています。私は観光課等行ったことないもので余り施設的にはやったことないんですけれども、ですから、そういったものは、そして今の時代に合ったものにしていく。そういうものを、今のふれあいの森なんかも、相当数桜なんかも植わっているんですよ、町営住宅を上っていくと。むしろ密植しているぐらい、どちらかという植わっています。そういったものも余り知られていないです、町の方にも実際。ですから、そういったものも、むしろ住民が知って、観光の方にあそこがいいですよと言えるような施設、どこか見るところありませんかと言われる質問が住民としては一番つらい。特に、町なんかを歩いているとそういうことを言われる。ですから、まず住民が行って、あそこはいいですよというような施設づくり、そういうものを、またぜひこれからの観光に生かしていただきたいというふうに思います。町長のお考えを。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、村木議員が言ったように、職員がどれだけの施設があるか、これはある程度職員の皆さんみんなが知らなければならない、これは徹底してやらせていきたいと考えております。

そういう中で、施設に関しましては基本的には職員に考えさせております。職員が考えた中で、こういう方向でいきたいという中で、我々、副町長も入った中で、いや、これはこう

したほうがいいと。そういう話し合いの中で、いい方向に進めていることだけ理解していただきたいと思います。

さっき浅間山の整備と言いました。去年、職員みずから浅間山の草刈りということで自主的にやっていただきました。今年はまだやっていないんだけど、去年は自主的に職員のほうから浅間山の草刈りをやりたいということで申し出がありました。それが大変私はうれしかったわけですが、その上で、職員もいろいろ町のことを考えていることだけは理解していただきたいと思います。

さらに、細野高原の看板、これは確かに村木議員が言うように、この辺はある程度整備していかなければ、当然町のメーンのあれですから、来た観光客に対しまして、大変不快な町に対する思いも、この辺は早急に考えていきたいなと考えております。

さらに今、いろいろな施設のことで、これから施設をつくるには、今まであった施設をどのように利用するか、町はこの方向でいきたいと考えております。その中で、ふれあいの森から風車、さらには花の咲く丘、クロカン、これは本当に素晴らしいところがございます。今はその整備をしている中で、ある程度、来年あたりは形がなって見えてくるかなとなって、そうすれば、観光客にここに来ましても、ここは大変素晴らしいなということで、また自慢できるところになるのではないかなと考えておりますので、自分自身、また職員もそれを期待しているところでございますし、また、町の方も積極的にそこに行ってくださいまして、大変素晴らしいことを観光客の方とかその人に尋ねられたら言っていただければありがたいと考えております。その中で、これは職員がどんな施設があるかということは、一応みんな把握する方向で進めていきたい、そう考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（八代善行君） 村木議員。

（3番 村木 脩君登壇）

○3番（村木 脩君） 再利用していただければいいかなというふうに思います。

そして整備したものが、鳥羽一郎のあそこらもそうなんでしょうけれども、ちょっと目につくところ、こういったところを少しきれいにしてやると、ああこの町は観光的にもきれいにしているんだなと。そこで、今までかけた金が生きる死ぬは、その辺だと思うんですね。ですから、そういった、ちょっとしたことで、課をまたいででも、職員が車で外に出たときに、あそこが壊れていたよ、これは町の施設だよというようなしつけ方をしていきますと、職員全員で、百何十人だかの目で町を見ていくというふうにはできるかと思っております。

特に町の場合には、建設課は道路管理ですとか大変な施設を持っていますので、そういう中でも、日ごろの目というのは非常に大事で、ですから、道路を、行った道路と帰りの道路を違う町道を通って来てくれとか、いろいろな点検の仕方もあるでしょうし、そういったものを当然何か事故があれば、すぐ訴訟でまた町が負けるというようなこともありますし、そういった施設の大事さ、また、施設の再利用、新しいものをそうそうつくっても管理し切れないと思うんです。ですから、ここいらについては、ぜひ職員一丸となってやっていただきたいというふうに思います。その点について、町長。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 先ほど言ったように、職員がどのような施設が町の施設かと把握することは必ず絶対必要だと考えておりますので、それは職員に対しては徹底的に言っていきたいと考えておりますし、今、村木議員が言ったように、現場に行ったときにこの道を通って、こっちの道を行こうか、その辺はまた考えて、相談しながらやっていただければありがたいと思います。

その中で、これから施設をつくることはできません。今ある施設を、いかに、どのように有効に活用するかということを考えていきたいと思っておりますし、昨日、万葉の小径だったか、万葉の森ですね。この辺を歩いていたんですけども、この辺は大変厳しいかなという感じはいたしました。この辺の整備となるとなかなか厳しいもので、どのような活用をしていくかなと、いろいろまた考えておりますので、新たな図面ができれば、議会のほうにもこのような方向でやっていきたいということはお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（八代善行君） 以上で3番、村木議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時35分まで休憩をします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時34分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎発言訂正について

○議長（八代善行君） 町長より訂正箇所について説明がありますので、よろしくお願ひします。

町長。

○町長（太田長八君） すみません、先ほどの村木議員の答弁の中で、石川県知事がまだ県知事のようなことを言いましたけれども、今、職務体制なもので前石川県知事としていただきたいと思います。訂正していただきたいと思います。

以上です。

---

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（八代善行君） 次に、1番、内山議員の第1問、医療問題についてを許します。

1番、内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） それでは、私は、今回通告どおり4問質問をいたします。答弁については一問一答でお願いいたします。

まず第1問、医療問題についてということですが、第1点目、新型（豚）インフルエンザが国内で随分感染が増えております。それで、秋冬にかけてインフルエンザが相当流行するような形になると思うんです。このことについて、まず1点、町がどういう備えをしているのかを伺います。

いずれにしても、世界保健機構、そこでは重度の形といいますか、フェーズ6といいますか、そういうものの決定をしたわけですが、今、6月12日現在で、世界75カ国、その中で2万7,737人が感染しております。そういう中で大半は軽症で済んではいるわけですが、死者が141人、毒性は中程度のものということで、しかし、感染力が強い、そういうような見解がありました。それから、国内の感染者については500人を超えて、日本各地で新たに感染しているところが増えている。そういう中で、冒頭申し上げたように、秋冬に向けて相当新型インフルエンザが流行してくると思うんですね。その備えがどうなっているかどうか、まず第1点目。

それから、第2点目については、伊豆東部総合病院の存続について、これについても、町が他団体とどういうふうな連携をとってその後の動きをしているのかどうか、そういうことを聞きたいと思っています。

それで、これについては、前回の一般質問でも質問したわけですがけれども、私も区長会だとかあるいは産業団体連絡会、そういうものを中心にした格好の中で、組織の育成と寄付、募金活動、そういうことを目標に決めてやっていく形がどうかということの話をしたわけですがけれども、町長の答弁で、組織の育成だとか募金については検討したい、そういうことの答弁がありました。その後、この辺も含めてどうなったかどうか、その点をお聞きしたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（八代善行君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、医療問題についての1点目、新型インフルエンザの国内感染が広がっている。秋冬の本格的なインフルエンザの流行に向けての備えはについてお答えいたします。

新型インフルエンザにつきましては、5月9日、国内で初感染が確認されてから1カ月余りが過ぎましたが、静岡県内でも感染が確認されるなど、徐々にではありますが国内での感染が拡大している状況であると認識をしております。

しかし、行政報告の中で述べたとおり、今回のインフルエンザは、感染力は強いが弱毒性であり、多くの患者は軽症のまま回復しておりますので、町民の皆様には冷静な対応と引き続き予防対策としての手洗いとうがいの励行をお願いいたします。

幸い、今のところ町内での感染はありませんが、町といたしましては、健康づくり課保健予防係、総務課防災対策係、消防本部が中心となって、賀茂保健所と連携をとりながら、引き続き対応を進めております。

また、予防対策の一つとして、庁舎や出先機関の事務所に消毒液を置き、職員はもちろんですが、出入りする町民の皆様にも手洗いの励行をお願いしているところでございます。

新型インフルエンザの今後について専門家は、気温が下がる秋以降の流行が心配と言っておりますので、万が一の大流行に備え、主に感染の拡大防止義務に当たる職員用として感染防止用防護服100着、マスク2,000枚、手の消毒液50本を購入する補正予算を今定例会に措置してありますので、よろしくをお願いいたします。

また、国の21年度補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、感染防止用防護服100着、マスク9,200枚、手の消毒液及び薬用石けん液900本を購入する計画をしております。業者のほうでは生産が間に合わない状態が続いているようですので、予算が通り次第できるだけ早く発注し備蓄したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の伊豆東部総合病院の存続について、町や他団体との運動の展開はどうなっているのかについてお答えいたします。

これまで行政報告で申し上げ、また、3月定例会で内山議員の御質問にお答えしましたように、昨年10月29日には議長に同行をお願いし町からの要望書を、本年1月14日には町の産業団体連絡会からの要望書を携え、議長、赤尾会長とともに、神奈川県茅ヶ崎市の医療法人・社団康心会を訪ね、大屋敷理事長に現行のままでの病院継続について要望してまいりました。

また、3月4日には、議長、区長会の正副会長とともに康心会の本部を訪ね、区長会の御尽力により集まった町民の皆様9,392人の嘆願署名による病院の存続を求める嘆願書を栗田区長会長から提出していただくとともに、現行のままでの病院継続を重ねて強く要望したところであります。

理事長は、町民の皆様からの嘆願書は真摯に受け止めたいとのことでありました。ただ、移転先の土地の手当ては数年前に既に決まっており、また、今後も外来診療は継続するが、入院施設棟の建てかえまでは無理であること、東伊豆町も下田市も賀茂圏域の医療圏の一つとしての位置づけであること、看護学校、老健施設を含めた集約化を図りたいという従前同様の意向が示されたところであります。

現行のままでの病院継続は困難な状況であるとは思いますが、地域医療を預かる立場といたしましては引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） まず、第1点目の新型インフルエンザの関係ですけれども、これは、今、役場のほうに備蓄しているようなものの体系だとか、保健所との連携のお話がありましたけれども、私が、いずれにしても、今のような状況ではなくて、秋冬になると膨大に感染者が増えてくると思うんですよ。その辺の対策のことが一番心配なわけです。

そういう中で、他県や他市の例では、実際に感染した大勢の感染者が出たところですよ。

ういうところについては、指定された、先ほど言った保健所だとか、そういう指定の機関だけで済まなくて、実際に一般の病院で軽症の人は薬をもらったり、あるいは診てもらったり、自宅療養するような診断をしてもらってやっている。それから、それについては地元のほうから厚生労働省に訴えて、混乱をおさめていくような状況がありました。私も、そういうことで、我が町でも一番大事なことは、今の決められた指定の機関だけではなくて、一般の病院、これが先ほどから言っている伊豆東部総合病院になるか、その辺のところもあるんですけども、そういうところの協力が必要なんです。それで、全国で一般の普通の香港だとか何とかインフルエンザという形のものが、全国で1,000万人になっているそうですよ。ですから、我が町でも、そういう流行になれば、普通のインフルエンザが1,000人にもなってくるのかな。それに今度、新型のインフルエンザが来たときにどう対応するのか、そこらが非常に大事だと思うんです。だから、そういうことを考えると、一般の医療のところもパンクしてしまうと思うんですよ、ここの町は病院が少ないものですから。そういう点で、町としても、一般の病院について要望して、例えば、職員の勤務体制の状況、医療品の確保だとか、あるいは新型インフルエンザの担当職員がだれなのか、流行期に備えた計画を立ててもらうようなこと、そういうものの要望も必要ではないかと思うんです。それから、症状があるなしにかかわらず、感染を防がなければいけませんから、そういう点では、軽症者の一般の人が入るところと、新型に感染しているようなおそれがある人の入り口、通路といえますか、そういうものを別にしてもらうことも要望等をしていただくというか、町だけで無理であれば、県のほうにもお願いしてやっていく、そういうことです。

それから、感染者が若い人たちに広まっているんです。私どもみたいに年寄りばかりじゃない。だから、幼稚園だとかあるいは小中学校、高校、そういうところを休校するような判断、そういう基準についても町が実際そういうことをまだ設けていないと思いますけれども、なければそれをつくっていくようなことを考えていただきたいと思うし、それから、福祉施設、そういうところについても、預けるところがなくて大分混乱したようなことも聞いております。そういうところにも、どういう場合についてそういう休業を求めるのかどうか。もちろん県との打ち合わせも必要だと思うんですけども、そこらの手配りを十分してもらいたいと思っていますし、それから、そういうところが休むによって、経済的に、企業が休むわけですから経済的なわけが出てきます。それから、もう1点は、介護の、実際世帯というか、そういうところの取り組み、それも非常に大事だと思うんです。だから、介護事業所のほうと十分お話し合いを持ってもらっていかなければいけないと思うし、そういう連携を

とることが必要なかどうか。それから、備蓄のものについては、今、いろいろ聞いたんですけれども、あと実際、自治体として薬を備蓄してあるのかどうか。その辺についても伺いたいと思っています。

それから、第2点目の伊豆東部総合病院の関係ですけれども、私も毎回質問して、しつこいようなこと言われますけれども、十分、今度の第1問でやったインフルエンザ等も、もしはやったときについては、ここの地域に病院がないと。それから、東部さんのほうは入院はできるわけですね。そういうところの確保というか、そのためにも、できるだけ存続を皆さんで協力しながらやってもらいたいということと、移転の最大の理由が耐震だと思うんですよ。耐震の形だとか、あと3点のものがありませんけれども、もし例えば、耐震のようなことがあれば、私は今度、追加の国の予算でいろいろ対策がありますけれども、災害の拠点病院になる場合がこの4月から3分の1の補助が2分の1の補助になって、それから、後々の補正で、まだ大きいお金を補助する、そういう補助率がよくなるということがあります。そういうことも含めて、また町として康心会のほうに折衝してみることも必要なのかなと。

それから、もう1点は、先ほども言ったように、区長会だとか、そういう産業団体が中心になった格好の中で、やはりこれはお金が伴うことだと思うんですよ。だから、町だけでお金を出すということもあるんだけれども、実際にそういう民間団体に指導して、募金の活動をできるような形を整えて、できればそういう部隊を早急に確立して、存続を粘り強くやっていただきたいと思うわけです。そんなことで、今の組織の育成だとか募金活動の場づくりについて、その辺の見通しをもう一度お伺いします。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、新型インフルエンザの関係でございます。とりあえず今の状況では、まず備蓄をたくさんしよう、それが町の姿勢でございます。その中で、秋と冬に對しまして大流行したときにどのように対応するかということで、県とか管内でつくっているもので、これを参考にしながら町独自の要綱ですか、それをつくっていきたいと考えております。その中では、管内、いろいろなことが書いてありますもので、それをある程度一つの参考として東伊豆町独自の行動計画的なものをつくっていきたい、今、そういうふうな考えでございますので、御理解願いたいと思います。

備蓄に関しましては、課長のほうから説明させます。

さらに、次に、東部総合病院ですか、これに関しましては、区長さんたちの御尽力で

9,000名近くの署名が集まりました。この中で、康心会の理事長は「こういうことは初めてでございます。これは真摯に受け止めます」という言葉はいただきました。しかしながら、そうはいつでも、康心会におきましては、前々からの、数年前からの計画の中でこのやつをやっているのです、今さらやめることはできませんよとはっきり言いました。お金の問題ではなくて、ある町長のときに、この町に看護学校の話があったときに、それをむげにされたこと、これが一番の問題だと私は考えております。この話が理事長とか、必ず入ってきます。

「そのときにやっておれば、我々は耐震のことも自分たちでやる計画はあった」とはっきり言いました。「看護学校の計画が流れた段階で、我々は東伊豆町に対しましては、申しわけないですけれども下田である程度集約していきたい」、そういう方向性を出したということをはっきり言われました。そういう中でまだ何度も粘り強くやっていますけれども、その中でお金の問題だとか、そういうことが出ましたら、そのときは再度区長さんとか町民の皆様、こういう理由だから募金活動をお願いしていきたいと考えておりますけれども、現状の形では、まだそこまでいっておりませんもので、今それを考えておりません。とにかくこの町に入院施設とか残してほしいという要望だけ言って、「わかりました。では、どのような方法でいしましょうか」というような感じでできましたら、そうしたら、当然区長さんを通じて募金活動とか、そういうことはしていきたいと考えて、今、東部総合病院は入院施設の存続は厳しいです。しかしながら、現の診療科目は残しておいてくれるということをおっしゃるので、それだけは安堵しているんですが、入院施設に対しては大変厳しい、このことだけは認識していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八代善行君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） ただいまのインフルエンザの薬の備蓄はということなんですけれども、町としては備蓄はいたしません。国・県が備蓄することになっております。

それから、医療体制でございますけれども、県の要請によりまして賀茂医療圏域で1病院、新型インフルエンザ対応の発熱外来として今診療を行うこととなっております。いざ診療インフルエンザが賀茂地区で感染拡大した場合には、1病院では対応できないことが予想されるわけでございます。こうしたことは、県の各市町の医療機関の発熱外来と、一般病床を擁する病院等を確保しなければ、国はならないとしておりまして、今後、秋冬前に賀茂保健所が中心となって、地域医療の関係者、また、1市5町とで協議を持つことによって、医療体制の整備を図るということでございますので、御理解願いたいと思っております。

それからあと、要介護の関係でございますけれども、これも当然、先ほど町長が言ったように行動計画的なものをつくってございませぬのであれなんですけれども、それについては、要介護を含めたひとり世帯とか高齢者世帯等の把握とかもしなければならぬと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） 今、インフルエンザの関係ですけれども、備蓄を町でしないということは、それはないよ。そうではなくて、それは県に指定されたものということについては県がやるにしても、町として、町長、独自にそういうものを、マスクだとか防護服だとか集めているということの話があったわけだけれども、そのことは十分にやってもらいたいということはあるんですけれども、私心配するのは、一般の病院が診られないのではないんだよ。診るような格好にしてもらいたいということを今言っているわけだから、今の医療の専門機関だけでなく、できるだけ弾力的に一般の病院でも診てもらうような格好のことを、この町の病院とも相談して、それも県のほうの指導をいただいてやっていけということを言っているわけだから、それはできないではなくて、そういうことをやってほしいということを今言っているの。そのことを理解してくれる。

それからあと、病院の関係については、私も何度もやって、しつこいようで悪いんだけど、随分皆さん心配されているんですよ。自分も散歩するたびにあちこち呼び止められて、「内山さん、病院はどうなっているだ」と。顔が病院に見えるわけではないと思うけれども、だから、そういう点で、もう一つ、私は希望的なものは、下田に共立病院ができる関係があるから、そういうことの中で、もしバッティングするようなことを康心会のほうで考えてるのであれば、そういうことも含めてまた相談をさせていただいて、いずれにしても、内科、外科の5品目もあるような病院はこの町にありませんから、救急の搬送も去年の段階で町内の30%以上の皆さんが搬送されていますから、そういう意味で粘り強く、お金の心配があれば、先ほど言ったように組織を充実させてやっていくということですから、そういうことでぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、東部総合病院のほうからいきます。

これ、本当、町民が心配するのも大変わかります。内山議員が再三再四、一般質問で「ど

うなっているか」、それは十分承知しています。それで、現状のことを言いました。基本的には湊病院の下田市立、関係ありません。東部総合病院は湊病院と関係なく下田に移転すると、そういう方向でいくと私はそう思っております。何回も言ったように、前回この町で看護学校の話をしたときにそでにされたもので、そのときやっていたら、「うちは東部総合病院単独で、今の建物の耐震をやりますよ」ということをはっきり言ってもらいました。その中で、できるだけ粘り強くやることはやっていきますけれども、現状では大変厳しいということだけは、町民の皆さんに知っていただきたいと思ひますし、また、もう一回ぐらい行って再度言うつもりでいますけれども、理事長さん、「東伊豆町さんの気持ちはよくわかります」と言ってくれます。「しかしながら、我々も民間企業でございますし、会社をつぶすわけにはいかないもので、この計画は5年ぐらい、数年前からやっているもので今さら頓挫することはできませんよ」ということは、行くたびに言われております。そういう現状なものでございますので、我々も頑張りますので、また議員の皆さんにも頑張ってくださいと思ひます。

さらに、新型インフルエンザにつきましては、基本的には、先ほど言ったように、行動計画の中でいろいろなことを検討していく中で、またできた段階で議員さんにお示しして、このような方向でいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと。

さらに、薬の件に関しましては、町は持っていないもので、ある程度備蓄という意味で、薬剤師というんですか、備蓄ができる場所に関しましてはできるだけ備蓄しておいてほしいと、そういう要望はしていきたい、そう考えておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（八代善行君） 次に、第2問、風車建設の諸問題についてを許します。

内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） それでは、風車建設の諸問題についてということですがけれども、第1回目は、先ほど午前中、藤井さんが相当しっかりとしてお話がありましたけれども、奈良本の天目山の風車（8号機）の羽根が折れた事故の対応について、また私も視点を變えてお願ひしていきたいと思ひますので、その辺のところを1点お願ひします。

それから、第2点目については、同じように、付近の住民がいろいろ騒音だとか低周波等による被害と思われることで体調不良を訴えているわけですがけれども、その辺の対応がどうなっているかどうか。それも藤井さんのあれとダブるところがありますけれども、その辺も、

もう一度お話をお聞きしたいと思っています。

それから、第3点目は、これも三筋山のほうです、稲取地区です。これは建設予定の風車が今どのように進行されているのかどうか。あるいは稲取地内に何基建設がされるのか。前回のときは、まだ計画が煮詰まっていないということであったものですから、そこらの点。

それから、第4点目は、今後建設業者側にどのように指導していくのか。これも稲取側のものの中にできるということであれば、当然町として指導をしていかなければいけないと思うもので、その辺のところ、第4点をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第2問、風車建設の諸問題については、4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目の奈良本天目山の風車（8号機）の羽根が折れた事故の対応はについてお答えいたします。

5月28日の低気圧による強風により、C E F伊豆熱川ウインドファーム株式会社の8号機のブレードが折れる事故が発生いたしました。当日私は出張中であり、夕方担当課からの電話連絡により事故の報告を受けましたが、C E Fの現場事務所の職員からの連絡によると、当日は強風が吹いており霧も発生していたため、二次災害を起こす危険性もあるので、事故が起きた8号機の付近には近寄れないので、後日調査して連絡するとのことでした。

翌日、事故の詳細について報告を受けることといたしました。町道奈良本2号線につきましては車両の通行も予想されることから、担当課に命じ通行止めとするよう指示をいたしました。なお、翌日、担当課から改めて事故の報告を聞くとともに、藤井議員の一般質問でもお答えいたしましたように、文書により事業者に強く遺憾の意を伝えるとともに、5項目の要請を行ったところであります。

次に、2点目の付近住民が騒音や低周波の影響と思われる体調を訴えているが、その対応はについてお答えいたします。

現在、別荘自治会、事業者、町による三者会議が継続して実施されております。内山議員御指摘の体調不良を訴える方がいることにつきましては、一日町長室など直接町に苦情を訴える方や、三者会議を通じ別荘住民代表者の皆様からの情報により、十数名の体調不良者がいることにつきましては承知しております。

三者会議の中では、特に夜間の騒音等の影響を少なくするための協議が続けられています。また、これと並行して、事業者が体調不良者のお宅を訪問し、直接話を聞き、今後の対策について話し合いをするように要請したところであり、事業者はこの要請に基づき体調不良者のお宅への戸別訪問を実施したところでもあります。事業者が直接住民と話をし実情を知るということは非常に大事なことでありますので、今後も継続して実施するよう指導をしてまいりたいと考えております。

さらに、体調不良の方が緊急的に避難する避難所の確保については、事業者が奈良本地内に確保してございますが、生活をするための諸条件が不足していたために、実質的には使用されなかったということですが、三者会議での自治会からの申し出もあり、必要最小限の生活諸条件は整えたとのことであります。また、複数の方が同時に避難することについては、満足できる状態になっておりませんので、今後の課題ということになっています。

いずれにいたしましても、今後も問題解決のため三者会議を継続していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の三筋山に建設予定の風車はどのようになっているのか、稲取地内には何基建設予定かについてでございますが、現在、事業者である東京電力及びユーラスエナジー ジャパンが工事着手に向けて各種許認可事項を申請・協議中であるとの報告を受けております。また、河津町に対しては土地利用計画の事前協議申請を既に行っております。今後、東伊豆町に対しても土地利用計画の申請が行われるものと思われま。

稲取地内に何基建設予定かについてですが、当町内に風車本体が完全に設置されるものが2基、それ以外に当町と河津町にまたがって建設されるものが3基程度になるものと思われま。すが、風車建設地はすべて白田地内となります。今後、現地を詳細に検討した結果に基づき、最終的な風車建設位置に若干変更の可能性がございますことを御理解ください。

次に、4点目の今後建設業者側へどのような措置を求めていくかにつきましては、事業者への指導につきましては、法令遵守、安全第一を求めるのは当然のことですが、工事及び事業運営が長期間に及ぶことから、町との連絡調整を確実にしていただき、住民生活に支障が生じないように万全を期すよう指導する所存であります。

なお、既に東京電力については当町内に現地事務所を開設しておりますので、今後、遺漏なく事業進捗状況等の報告をいただける体制が整ったものと判断しております。

町民の皆様におかれましても、当事業について疑問な点等がございましたら、お気軽に御相談いただければと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） まず、奈良本の風車の関係ですけれども、藤井さんのときにもいろいろお話があったわけですが、5月28日の石廊崎の測候所では、最大の瞬間風速が33.6メートル、先ほどの説明ではこの地域だと22メートル程度というふうなことがありましたけれども、そういうもので風車が折れた。前に業者側のほうは、風速60メートルでも耐えられるようなことの話をしていたわけですよ。それが、現実にはその半分程度の風力で、雷もなく実際に壊れてしまった。もちろん町長言ったように遺憾の意を業者に示すのは当たり前ですけれども、これからまた台風シーズンが来るんですよね。それで、またあの羽根が飛び散る可能性とか、あるいは折れる可能性が十分あると思うんです。

また、私も心配するのは、羽根の長さが37メートルで重さ5トンのものが地上に落下したようなとき、そういう恐怖の、恐怖ということがあれなんですけれども、そういう建造物でしかないと思うんです。もちろん、ほかの役に立つエコ云々ということがありますけれども、二度あることは三度ある、三度あることは四度あるかどうかかわかませんが、私は、このとき、いっそ一旦停止するのでなくて、この地域ということは風力に適切どころではないから、あなた方、一回中止したらどうか、そういう格好のことを、町に許認可権がないけれども、一応町長、こういうエコの時代だということで合意してやったわけですから、国だとか許認可があるところの県、そういうものとも十分相談して、業者側に働きかける。そういう勧告をするぐらいのつもりでやっていくことが今回の場合必要なのかな。それだけ恐ろしい問題だと思うんです。そういう点で、できればそういうことについての回答をもらいたいことです。

第2点目の付近の住民の体調の関係ですけれども、実際、第三者会議をやって、避難所だとかあるいは夜間の出力のカットをしているわけですが、私は、ここへ来て、従来は別荘の方が中心になった形の被害の状況だったんですけれども、ここへ来て、奈良本の昔から住んでいる方たち、下町ですか、そこの方たちからも町当局のほうにも要望書も出たり、私ども議会のほうにも出ているわけですよ。その被害の状況を読んでも、夜寝られないとか、あるいは偏頭痛が出てくる、首から肩、腕がしびれる、人間でなくてペットですね、猫も犬も夜中じゅう鳴き叫んでいるような、そういうことを訴えてありました。それから、そんな症状を訴えてお医者さんに行くと、うつ病の気があるのではないかとと言われて、できればそこにいとそういう症状がするから移転を促されるようなこともあったようなことも

聞きます。

そういうことで、業者のほうでいろいろその家庭を回っていってくれるということを言っていますけれども、私は、町が独自に被害の調査をして、それが町だけでできないのであれば、県であるとか国にも求める格好も一つの方法だと思いますけれども、被害者の1戸1戸、1人1人の状況調査をするべきだと思うんですよ、町としてもですね。それから、例えば、半径500メートル以内の人たちが何人いて、どんな状況なのか、何戸の家があって、どれだけの人がどういう被害の状況があるのか、あるいは800メートル以内はどれだけの戸数があって、どういう状況があるのか、そういうこと、それから同じように1キロだとか1キロ以外だとか、そういうものを実際に被害に苦しんでいる人たちの救済といいますか、そういうことも政治の政といいますか、政治はお祭りですから、お祭りということとは楽しくないと困りますから、苦しめるだけではなくて、これは町が苦しめているわけではないけれども、苦しんでいる人がいるということで考えておけばいいと思うんですけれども、そういう状況の中で、何度も私言っていますけれども、今の半径何メートルのところの被害の状況だとか、あるいはそれ以外の人がどうかということの中で治療代を一部負担をすとか、あるいは、全額負担してあげるとか、あるいは固定資産税の減免だとか免除をする、そういうものの基準をつくるといいますか、それから、先ほど言ったように、そこに住めないような人がいれば、町が親身になって代替地といいますか、そういうところを確保してあげるとか、あるいはあっせんをしてあげるようなことも、業者も含めてやっていくべきではないかと思うんですね。そういう基準をつくったらどうか。

それから、私は、被害者に徹底的に寄り添って、地元の皆さんが突きつける不満といいますか、そういうものに取り組んで、酌み取って解決していくようなことを、その意思が町長あるのかどうか、そこらの点をお聞きしたいことで、あとは風車ができた中で固定資産税、風車の中の上がりといいますか、1基200万程度のものが上がるということがありましたから、そういうものを財源にして、そういう救済の措置の基準をつくる。それから、もちろん業者は当事者責任ですから、業者にもそういうことを、再三私言うように、応分のものを気にしてもらおうような格好にすとか、あるいは許認可の許可を持っている県、国にも訴えて、あんた方も許可したんだから、ぜひ、うちのほうでこういう被害が出ているからということで要望していくことも一つのことだと思うんです。これからまだほかの地域にも風車ができるようなことがあります。ぜひそういうことについて町長はどう考えているのかどうか、またお聞かせ願います。

それから、第3点目の三筋山の関係ですけれども、これは、今お聞きした中では5基ができるという中で、河津の境のところも含めて5基ということがありましたけれども、これは、私が前回言ったように、奥山につくるのであればだれも文句がないから、そういう指導を土地利用委員会のものが上がってきたら再度お話ししてもらいたいようなことも必要かなと思うんです。これは今の奈良本の状況を見て、もう一度東京電力さん等も風のことも含めて考えていただいて、できれば奥山で風が吹かない、一番立地のいいところに建ててもらいたいようなことを考えてもらったらどうかと思います。

それから、今後建設する業者、東京電力さんとか、そういうところにどう指導を求めていくかということですが、これは、住民の生活に支障がないようにということの話は先ほど町長言っていますけれども、私は、奈良本の例を見ると、実際に被害があるわけですね。原因がわかるとかわからないとか、そういうことは別にして、風車ができたことによって起きている体調不良とかそういうこともあります。それから、実際に強風で羽根が折れたり吹き飛んだり、そういうことのおそれもあり、ほかの地域では倒壊しているわけですね。そういうことのおそれがある。それから、近くに稲取の場合はバイオパークがあるわけです。バイオパークの動物が異常行動を起こすような形勢も、奈良本の例から見ると一日じゅう、夜中じゅう鳴いているようなこともあるということなので、そういうことのおそれ、それから、パラグライダーの基地がすぐそばにありますから、そこらの飛行の妨げになったり、事故のおそれ、そういうものを心配するようないいことです。

そういうことで、これがはっきり示されたようなときには、業者のほうに基金だとか、何でも私知っていますけれども、何かあったときに備えやお金も必要だと思うんです。応分のものを気にしてもらおうとか、そういうもの、それから、町がつぶさに、もしそういう体調不良を訴えるようなことがあれば、業者と町が被害調査をして、応分の形で対応するような格好を考えていただきたいと思っていますけれども、よろしくお願いします。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、奈良本の件でございます。これ、私、本当に憤慨しております。藤井議員のときのように、「去年4月にやって、1年もたたないうちにこんな状況が起きる。何事か」と、これをはっきり言いました。そんなことで、町が甘かったかわかりませんが、基本的には前回、国のほうでこの修理でいいですよと言えば、それを当然信じた中で町は許可を出します。そういう中で、今回、国のほうも、自分は慌てたのではないかと考えております。と申しますのは、次の日に原子力保安院が現地に入っております。これも、国

も相当な覚悟で入ってきたと考えておりますので、先ほど言ったように、これが一つの法整備の原点となって、いい方向にいくれば、町としてもありがたいと考えておりますし、先ほど言ったように、7月初めに全国の風力サミット協議会があります中で、こういう事例があるもので、国に対しては強く要望して協議会のほうでやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、さらに、被害者の、ある程度体の苦痛を訴えている方に対して、三者会談をやっております。この中で基本的には解決していくのが一番ベターではないかと思ひます。お互いにある程度歩み寄りの中で、基本的には少しでもいい方向にいくかなということは言っております。先ほど藤井議員のとき、建設課長が話したように5月28日にはいろいろ話し合いをした中で、なるべくいい方法で解決しようということは考えておりますし、さらに、議会のほうに言ったと思ひますし、当局のほうには付近の方、地元住民から、ここで何とかしてほしいということは要望を受けておりますので、当然我々は基本的には住民のほうに立って要望はいたします。要望はいたしますけれども、決して強制はできません。この方法でいってほしいということでございますもので、その辺、理解を願ひたいと思ひます。基本的には、町といたしましては住民サイドに立つ、これが原則でございます。その中で三者会談を持っていくということを理解していただければありがたいと考えておりますし、さらに、固定資産税の中の一部を基金として、被害者たちに対する治療、そういうことは今のところ一切考えておりません。それは、あくまでもこれは事業者と自治体、苦痛を訴える人たちとの話し合いの中で当然やるべきことでありまして、町がそれに対してお金を出すことは、私はいかがなものかと考えておりますもので、治療費に対して町は一切お金を出す考えは今のところございません。

また、稲取のほうの関係は、基本的にはC E Fさんとか東電さん、いろいろ検討しております。また、立地条件も天目とは違います。天目でするのは家にだいぶ近いとなりますが、稲取はだいぶ里から離れておりますので、稲取とあと天目、これを一緒にするのはいかがなものかと自分自身は考えております。そういう中で、パラグライダーとも、事業者と話し合いの中でいい方向ということは話し合いを進めておりますもので、稲取は今後のことでございますもので、また今後いろいろ検討していきたい、そういう考えでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） まず第1点目の関係は、ぜひ、町長も強い意思を持っているようです

から、国・県には中止の勧告をするぐらい、一節ぐらいのことを要望してください。

それとあと2点目の関係ですけれども、これは町長、町のお金はびた一文使わないということのお話をしておりますけれども、私は、一つは何メートル以内の家の、例えば何軒あって、そういう人がどういう状況だということは、当然調べるべきだと思うんですよ。だから、それは協議会の中とか住民と話をする中で、そういう基準づくりを三者会議で、例えば400メートル以内の場合はどうか、800メートルの場合はどうかということも含めて、そういうものの基準をつくって、こういうことがあったときには、こういう救済を業者のほうも「あなた方、してほしい」というようなことまで踏み込んだ格好でやっていただくことが必要だと思うんですね。それから、国・県にも、そういう助成をできるかできないかということについても陳情するとか、そういうこともお願いしたいと思っています。

稲取については十分わかりました。指導についても、答弁の中でわかったわけですが、何度も言っているようにいろいろなおそれがありますから、できてしまってから、また基金を積むなんてことはなかなかできませんから、そういうことも含めて、やるだけのことはやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 奈良本に関しましては、国・県に対する撤退、取りやめ、これはできませんので、基本的には法整備を何とかやってくれ、これを強く要望していきたいということは考えています。その中で、奈良本、天目山から撤退してほしい、これは当然原子力保安院が調査に入っております。その中で不適当と判断すれば、当然国のほうから、このところは不適だよ、こういうことはだめだよということを言ってもらえばありがたいと思いますし、あくまでも基本的には、町は法整備、これを早くしていただきまして、こういう問題が起こらないような方法でやってもらいたい、そういうことを強く要望していきたい。ただそういう考えでございます。

さらに、何度も言いますように、町は、これに関して治療費は一切考えておりませんし、まして国とかそういうところも一切こういうことは考えない。民間の事業の中で考えないのではないかと自分自身は考えております。何にしても三者会議がうまい方向で話が進んでおりますもので、当然その中で住民の立場に立った裁定を町がやっていきたいと考えておりますもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

○議長（八代善行君） 次に、第3問、緊急経済対策についてを許します。

内山議員。

(1番 内山慎一君登壇)

○1番(内山慎一君) それでは、第3問の緊急経済対策について、第1点目はスーパー商品券事業、利子補給制度の実施結果及びその状況についてお聞かせ願いたいと思っています。

それから、第2点目については、今後の経済対策をどのように計画しているのか、また、国の交付金等による公共事業、雇用対策をどう考えているのかどうか、そこらの2点をお聞かせ願いたいと思っています。

○議長(八代善行君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 内山議員の第3問の緊急経済対策については2点からの御質問となっております。順次お答えいたします。

まず、第1点目、スーパー商品券事業、利子補給制度の実施結果及びその状況はについてですが、スーパー地域商品券は、5月12日から5月15日までの予定で販売されましたが、3日間で完売いたしました。さきの全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、商工会の6月10日現在の報告によりますと、購入世帯は1,053世帯で、総発行枚数は7万2,000枚、そのうち2万6,042枚、金額にしますと1,302万1,000円が既に換金されており、販売総額3,600万円の36.2%となっております。利用されている取扱店も広範囲の業種に及び、過去の地域商品券と比べて換金率が非常によい状況であります。

この地域商品券の発行は、定額給付金の支給に合わせて行いましたが、購入できなかった方々より取扱店や商工会に追加発行の声が多く寄せられたことから、商工会より追加発行の要望書が町と議会に提出されております。さらなる町内経済活性化と、購入できなかった消費者への配慮も考慮し、今定例会に前回と同額の補正措置をさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、利子補給制度の実施結果及びその状況はについてでございますが、この制度は、不況時における事業活動に影響を受けている中小企業者の経営基盤の強化を支援するための制度であり、この事業の交付対象者は町内事業者で、町で中小企業者の認定申請を受け、民間金融機関及び政府系金融機関と借用証書を6月30日までに取り交わし、7月31日までに東伊豆町商工会に利子補給の申請書類を提出した者が該当者となります。

この制度の6月10日現在までの利用状況ですが、町への中小企業認定件数169件に対し、

利子補給の申請件数は34件で、業種別では、一般商店7件、ホテル・旅館6件、建設設計業14件、サービス業7件と、申請がまだ少ない状況であります。

そこで、この制度をさらに有効利用していただくために、商工会では、該当者にダイレクトメールの発送や、広報誌の利用、ハイキャットでの広報、各金融機関への利用指導のお願いをしているところであります。この制度を多くの町内事業者にご利用していただくためには、今以上に商工会や各金融機関と連携を図り、制度の周知徹底をし、利用推進の強化をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の今後の緊急経済対策をどのように計画しているか、また、国の交付金等による公共事業、雇用対策はについてでございますが、平成21年4月10日閣議決定された経済危機対策において、地方公共団体における地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応ずるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、総額1兆円規模の地域活性化・経済危機対策臨時交付金や、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう各地方公共団体の負担額等に応じて配分する地域活性化・公共投資臨時交付金など、15兆円規模の平成21年度補正予算を可決成立しましたことは、御案内のとおりです。

また、緊急雇用対策面では、雇用失業情勢の悪化により、さらなる雇用の受け皿を確保する必要性から都道府県に創設した基金の積み増しを行うこととし、市町村は、この基金からの交付を受けて緊急雇用創出事業の採択を受けたものから事業実施を図ることとなり、今定例会で3事業の実施に要する補正予算を計上いたしております。

さらに、経済危機対策臨時交付金事業に関しましては、おおむね1億4,000万円ほどの交付見込みとなりますので、各課の要望事項を取りまとめ、経済対策の趣旨を踏まえて住民ニーズに対応する事業採択を図ってまいる所存でございます。

このこととは別に、さきの議会全員協議会で御報告いたしましたが、緊急経済対策の一環として好評を得た第2弾プレミアム商品券の発行助成や緊急誘客対策としての伊豆スカイラインキャッシュバックを、静岡県が往路分、町が復路分を助成することで今定例会に補正予算を計上してございますので、よろしく御審議お願いいたします。

また、現在までに資料提示のあった公共投資臨時交付金につきましては、1兆3,790億円規模となっております。まだ具体的な内容が示されていない状況ではございますが、文部科学省所管事業のスクール・ニューディール構想による学校施設における耐震・エコ・ICT化等を実施する上で有利となるもので、事業採択されれば国庫補助、臨時交付金で国負担

95%となるもので、幼稚園、小学校、中学校の施設や機材等の整備を事業申請する方向で県と協議に入っております。

そのほかには、近々に説明がされることと思いますので、この際、地域住民に配慮した公共事業投資に向けたいと存じますので、御理解ください。

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） まず、第1点目の商品券の事業と利子補給の関係ですけれども、これは、この不況下で給付金のものと一緒にやったわけですが、地元の商店の活性化、給料だとかあるいは税金が上がったり保険料が上がった、そういう家計を圧迫しているものに対しての、生活者の応援だと思うんですよ。そういう中で、私は、購入件数が153件の戸数の方が買ったということですが、もう一つはどんな職業の方が買ったということについても把握すべきではないのかなど。

それから、換金についても、これは6月の時点で約30%ぐらい、いろいろなところが、店舗の加盟店が約500件の中で、70%ぐらいが一般の商店といますか、そういうところのわけですが、買い物を商品券で買ったときに、もう1点は、商品券プラス現金で買ったような状況、そういうものを把握しているであれば教えてもらいたいことと、それからまた、補正で第2弾がありますよね。そういうことで、今のようにつかみをちゃんととっていただいて、せっかく地元の事業所も、商店についても、私は確実にこのお金は、また3,600万のお金は落ちるわけですから、そういう点では受け皿である商店の皆さん、事業所の皆さんは、自分のうちで商品券を利用できるように、商品を充実させるとか、あるいは自分のところのサービスを充実させ、あるいは宣伝して、積極的にやってもらいたいと思っています。これは、町も当然そういう指導をしていただきたいということでもあります。

それから、利子補給の利用者については、いかんせん少な過ぎるといいますか、32件ということですが、これはセーフティーネットの融資で実際に認定されたところが百六十何件あって、そのうちの融資については32億もあるわけですよ。32億円のものがある、実際に予算は1,100万円の予算を盛ってあるわけですから、実際にまだ500万円にも満たない状況、1,000万に満たない状態であるわけですね。

そういう点で、先ほど借入れの期間だとかあるいは申請書の提出の期間ということが、町長のほうから4月30日と出ましたけれども、実際利用の条件が町税の完納者であるということ、そういうことが災いをしているのかわかりませんが、一つは、ただし書き事項

があるんですよね。返済の猶予をした者については、そういうものも利子補給もできますよ、あるいは税の猶予をした者もできますよ、そういう要件もあるわけですから、むしろ私は、そういう売り上げが減少したりして、実際に資金繰りが困窮のところの事業所、そういうところに利子補給というものをしていくべきだと思うので、できるだけ、現在認定の申請書ということについては、当然役場のほうも商工会のほうもわかっていると思うもので、そのうちに、先ほど町長も言っていますけれども、ダイレクトをまくとか、そういうことがありましたけれども、確実に、せつかくの困っているところにやった予算が消化できない、そんなことではなくて、もちろんそれは、もし消化できなければ別のところに回すということもありますけれども、できるだけそれに沿うような格好を考えてもらったらと思います。

それから、第2点目の緊急経済の関係ですけれども、これは、公共事業等についての中心的なものですけれども、相当大きなお金が、約3億近くのものが入ってくるわけですよ。だから、私はここで言いたいのは、単に役場の今までの積み残しの事業だけではなくて、もちろん積み残しの事業をやってよろしいですよ。当然今までできなかったわけですから、そういうものをやりながら、これからの社会に要請された、先ほどの飯田さんの質問等にもありましたけれども、少子高齢化、そういう時代の要請、それから介護だとか福祉の関係、医療だとかあるいは教育の分野に重点的に計画を立案するように望みます。

今度の補正にも、この間の全協で出てきましたけれども、まだまだ使い道を考えていかなければいけない部分があると思うんですね。できればまた議会のほうにも、そういう必要があるかどうか、不必要なものがあるのかどうか、それから優先順位だとか、そういうことについても協議する場をつくっていただいて検討してほしいが、その辺ができるのかどうかです。

それから、もう1点は、別枠の災害の耐震化のことで、先ほど伊豆東部の話でやりましたけれども、非常に存続のことも大事なんですから、そういうことも1項目の中に入れて、また議会側とも検討してほしいということの考え方をしていますけれども、その辺2点、お願いします。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず利子補給の件につきましては、これは緩和事項があります。それは担当の税務課長のほうから説明させたいと思います。

地域商品券に関しましては、基本的には3日で売り切れた中で、消費者さらには商工会の関係者から、何とかしてほしいという中で、今回の補正で上げさせていただいた中で、基本

的には第1回目に買った人がわかりますもので、その人たちに遠慮していただきまして、買えなかった人がまず買うという方向でやっていきたいと考えておりますし、買った人の把握、職業ですか、職業まで把握しているかどうか、それはわかりません。それは担当課のほうで説明させたいと思います。

さらには、2点目の緊急経済対策、町としては大変ありがたいことでございます。これに関して、10年来から長年の懸案事項でありますこのことができますもので、このことでほとんど費やされたもので、今回、この金の使い方に対しましては、議会の方に申しわけないですけれども、一応町のほうでこの金はこういう方法で使いたいということを決めさせていただきました。その中で、長年の懸案事項でありましたもので、町としては大変ありがたい。当然教育、福祉、これは大変重要なことだと自分自身認識しておりますもので、今回の緊急経済対策の中にそれが入っているかとなれば、少し入っているかもわかりませんけれども、その辺を精査した中で、ほとんどが今までの長年の町の懸案事項のほうに使われている、そういうふうに解釈していただきたいと思っておりますし、購入に関しましては、議会の方、全員協議会を開いた中で、その方向をまた議員の皆さんに協議していただく、そういうようなことは……

(「全協はしないの」の声あり)

○町長(太田長八君) 全協はしないけれども、担当委員会に言いますけれども、全協は開かないつもりで今は考えております。

あとは担当課長から説明させます。

○議長(八代善行君) 税務課長。

○税務課長(石原邦彦君) 先ほどのお話ですけれども、利子補給制度の滞納者でもということですが、それには徴収猶予という内容がございまして、納付分納誓約を実施していただくという、半年に一遍、分納しているかしていないかの調査がございまして、ですから、必ず分納はしていただくという内容でございますので、御理解をお願いいたします。

○議長(八代善行君) 観光商工課長代理、補佐。

○観光商工課長補佐(稲葉彰一君) 購入された世帯の業種及び金額及び現金の関係ですけれども、その辺につきましては掌握ができておりません。

それと、利子補給関係ですけれども、この利用推進強化をさせていただきまして、6月の町の広報紙にも発行いたしまして、商工会より対象となる事業者にはダイレクトメールで、近日中に再度通知をする予定になっておりますので、御理解をお願いします。

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） 1点目の関係は、利子補給のことも今お話があったように、十分PRして、できるだけ多くの方にやっていただいでください。

経済対策については、雇用の関係なんかも今度の補正に入っていますから私もわかっていますけれども、傍聴しているような方、あるいはテレビを見ている方わからないもので、一応そういう今度の雇用対策についても役場でやっていくような事業、それから、役場でやっていかなければならない事業を委託して、相当大きな雇用の場をつくるということで、それも今まで行政のほうでサービスに欠けていた分があると思うんですね。そういうところにぜひ目を向けて検討していただけるようによろしくお願いします。

以上です。

○議長（八代善行君） 次に、第4問、学校施設の設備の充実についてを許します。

内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） 第4問は、学校施設の設備の充実についてということですが、これは、第1点目は、先ほど質問したように、今度相当大きなお金が国から入ってくるようになっています。それで、私、今までの町のほうで積み残しの事業といいますか、公共事業、あるいは学校施設等の関係もぜひお願いしたいということがありまして質問したようなぐあいですが、まず第1点目は、幼稚園、小中学校の冷暖房はどのようになっているかどうか、その辺のことを教育長のほう、一部予算の関係があるもので町長のほうにもお聞きしますけれども、第2点目は、完備されていないのであれば、その導入あるいは設置を計画的に行うことができるのかどうか、その2点をお伺いいたします。

○議長（八代善行君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） この件に関しまして、教育委員会の質問でございますので、教育長から答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（八代善行君） 教育長。

（教育長 飯田伊三男君登壇）

○教育長（飯田伊三男君） 内山議員の第4問、学校施設の設備の充実については、2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

1点目の幼稚園、小中学校の冷暖房はどのようになっているのかについてお答えします。

近年、地球温暖化の影響などにより、夏季において異常に暑い日が増えています。こうした厳しい環境の中、良好な教育環境の整備という目的から、エアコン設置は必要不可欠なものと考えています。

パソコン教室、保健室は計画的に設置してきたことから、本年度設置する稲取中学校の保健室を最後にすべて完了します。しかしながら、職員室は、小中学校5校中、大川小学校、幼稚園は建設が新しい熱川幼稚園に設置されているだけです。なお、暖房施設につきましては、エアコンが設置されていないところは石油ストーブで対応しております。

次に、2点目の完備されていないのなら、その導入は計画的に行われるのかについてお答えいたします。

完備されていない職員室、校長室、事務室及び会議室ですが、校舎が古いため、キュービクル式高圧受電設備に相当な改修費がかかることから整備がおくれておりました。これらすべての整備について、今回、国の21年度補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用すべく施設整備計画書を提出したところであります。なお、この事業に採択されなかった場合は、計画的に順次設置していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） 今の幼稚園の冷暖房がどうなっているかということについては、教育長のほうから話があったわけですが、私は、郡内と伊東市の小中学校で職員室に冷暖房がないところについては、この町だけなんですよね。皆さん考えたことありますか。だから、まして保健室についても、今年の中でやっと整える。ほかのところはみんなありますよ、郡内全部、伊東も含めてですね。それから、校長室に及んでも、校長室というのは応接間と一緒に、お客さんがいらっしゃる場所なんです。そのところに冷暖房もないんですよ。そういう点で、河津の一部と私どもの町がないというか、これを見ただけで、想像を絶するというか、そういう点で、うちの町は幼稚園が3つ、小学校が3校、中学校が2校あるわけですが、何度も言うように職員室に冷暖房が大川小と新しくできた幼稚園だけです。それから、保健室については中学校だけに設置してある。ほかの市町村と比べてみた場合、お粗末きわまりないといえますか、職員室に私、前の勤め先の時も何度も中学校、小学校ともに行ったわけですが、職員室に冷暖房もなくて、冬は石油ストーブだったか電気

ストーブ、そういうもので暖をとって、夏は扇風機あるいはうちわであおいで、紙の資料を扱うようなところだと大変なんですね。

もう一つ心配だったのは、体育の授業を終えた先生方の汗の密集で、シャワー室もなくて、次の授業を用意するようなことも実際にあるわけですよ。私、何度も見ているんです。幼稚園も、こんな小さい子供たちが飛びくり回っているのを教師の皆さんが追っかけて、汗だくだくになっているようなところを夏場になると見かけるわけですね。

そういう点で、一般の家庭に冷暖房が相当普及しているわけですよ。逆に、100の家に、ない家のほうが少ないくらい、そういう状況があるわけですから、劣悪な環境で仕事をしているような先生方、そういうことについて、私は、もう一つ心配するのは地震ですよ。この地域は東海地震が予測されるようなことがありますから、そのときに冬、ストーブで火事になるようなおそれ、危険性もあると思うんです。私も、前の勤め先のとときに伊豆大島近海地震があったわけですがけれども、そのとき何をしたかという、石油ストーブを消すにこんなになってやったような記憶があるんです。まして、小さい子供さんがいる幼稚園だとか小学校が火災になったら大変ですよ。そういう点でも、校舎に入れるということは、まだ小さい子供さんたちは、まだこれから健全な体力というか、そういう精神力を鍛えるときですから、それについては、私は冷暖房云々ということをお申しませんが、今の職員室を初めとするものについては、十分完備していただけるようなことが必要かなと思うんです。

それで今、教育長のほうから、臨時交付金の関係で該当すると思われるもので申請しますということを行っています。もし、これ適用されなくても、随時計画するということは、今どのように計画するかということをもう一度聞きますけれども、いや、そんな長い期間ではなくて、この際だから、別にお金が来たものが該当できなかつたら、別のものの予算を削っても、教育の現場の快適な空間づくりをしてあげて、仕事ができるようにしてあげてもらいたいと思うもので、改めて、もし臨時交付金で賄うことができなければ、どのように計画するのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） この点に関しましては、内山議員御指摘のとおりでございます。これは、当局の怠慢という言い方はおかしいけれども、基本的にはヒアリングをやります。その中で当然教育委員会から、職員室とこういうエアコンに対するヒアリングが来ておりますけれども、予算が大変厳しいから、申しわけないけれども、これはまた来年計上してくれ、そういう状況でございますもので、今回たまたま文科省のスクール・ニューディール政策構想、

ここに当てはまるもので、これで一気に整備していきたい、そういう考えで今回それを行う。この金額が大体、公共投資臨時交付金1兆3,790億円、一応このぐらいかかるんですよね、整備するのに、いろいろな面で。

(「全国です」の声あり)

○町長(太田長八君) これは全国、じゃ、うちの町はどのくらい……、相当な金額かかるんですよ。だから、内山議員が言ったように、町は順次整備していきたいんですけども、金額によりまして、1年単独では無理かなということは考えて、だから、整備基金が受けられなければ、基本的には継続事業でやっていくしかないかなという考えでございますもので、理解していただきたいと思います。とりあえずヒアリングの中で、わかっていながらも、予算が少ない中で職員の労働条件が悪化しているという状況でございますもので、これは強く反省していきたい、そう考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長(八代善行君) 教育長。

○教育長(飯田伊三男君) 先ほど町長の答弁にもありましたが、本当に財政厳しい、特に、まず児童生徒のことを考えて保健室の整備をしてきたわけです。

スクール・ニューディールで現在要望しているのは、太陽光発電を各学校の屋上に設置しますと、エアコンから何からすべて、そのお金の中でやってもらえるということになっていきますので、現在、稲取小中学校、熱川小中学校、稲取幼稚園と、それだけ要望しております。その中でどれだけ通るかわかりませんが、もし通らない場合には、議員おっしゃるように、計画的にまず職員室、校長室を整備していきたいと考えております。よろしく願いします。

---

#### ◎発言訂正について

○議長(八代善行君) 町長。

○町長(太田長八君) 少し訂正させていただきたいと思います。

先ほど教育長が壇上で、今回の国の21年度補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用してエアコンを整備したいと言いましたけれども、別のあれで公共投資臨時交付金、この名目で整備していきたいと考えておりますもので、そこを訂正していただきたいと思います。

---

○議長（八代善行君） 内山議員。

（1番 内山慎一君登壇）

○1番（内山慎一君） いずれにしても、冷暖房について設置していかないと、先生方の教育環境悪いと思うんですよ。そういう中で、私も、交付金については先ほど来言っているように、公共施設の整備事業ですからそれは理解しております。だから、いずれにしても、教育長のほうも、町の職員にも頑張ってもらって、今度の予算の、経済対策のほうの予算にできるだけ盛り込んでもらえるように働きかけを国・県にもしていただいて、できるだけしてもらいたいと思います。

それからあと、もしつかなかった場合については、ほかのものを若干抑えて、優先的にやっていただくような形を考えていただければと思うんです。私も、前の勤めにいたときも話したと思う。10年以上前からこのことについては懸案の事項として持っていたものですから、本当に子供さんの健全な教育をしていくためにも、その環境が悪いということは問題が出てきますから、できるだけ今度の場合は町長初め、教育長で頑張ってもらって予算づけをお願いしてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） この臨時交付金の枠の中でも、当局、職員一生懸命頑張っていることを精いっぱい頑張っておることだけは理解していただきたいと思います。もし仮に交付金の中で一部しかできない、またはできなかった場合とか、できない場合は、継続してやるということだけはここでお約束したいと思います。やっています。

○議長（八代善行君） 以上で1番、内山議員の一般質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八代善行君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時54分

## 平成21年第2回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成21年6月18日(木)午前9時30分開議

追加日程第1 5番議員の発言の取扱いについて

日程第1 一般質問

1. 14番 山田直志君

- 1) 介護保険について
- 2) 観光振興について
- 3) 広域行政について
- 4) 道路整備について

2. 12番 居山信子君

- 1) 町制施行50周年をさらなる飛躍の年に
- 2) ボランティア活動のポイント制について
- 3) 健康パスポート(手帳)の発行と女性特有のガン検診の推進について

---

### 出席議員(12名)

1番	内山慎一君	2番	飯田桂司君
3番	村木脩君	5番	藤井廣明君
6番	森田礼治君	7番	西村弘佐君
8番	鈴木勉君	10番	山本鉄太郎君
11番	八代善行君	12番	居山信子君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木新一君
教育長	飯田伊三男君	総務課長兼 防災課長	鈴木忠一君

企画調整課長	田村正幸君	税務課長	石原邦彦君
住民福祉課長	山田和也君	健康づくり課長	鈴木秀人君
健康づくり課 参事	鳥澤勇君	観光商工課長	稲葉彰一君
建設産業課長	上嶋智幸君	観光商工課長 補佐	山口誠君
教育委員会 事務局 会長	木田和芳君	建設産業課官	平山隆君
水道課長	吉野竹男君	消防課長	齋藤容一君
		会計管理課 兼 課長	

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木弥一君	書記	岡田賢一君
書記	中山美穂子君		

---

開議 午前 9時29分

◎開議の宣告

○議長（八代善行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年東伊豆町議会第2回定例会2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（八代善行君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりでございます。

---

◎議会運営委員会審査報告

○議長（八代善行君） 一般質問に入る前に、昨日の5番、藤井議員の一般質問の第3問中の議事録の抜粋を皆様のお手元に配付してございます。

議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

13番。

○13番（定居利子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会から申し上げます。

昨日の5番、藤井議員の一般質問の第3問中の議事録の抜粋が皆様のお手元に配付されておりますが、藤井議員の発言内容につきまして、議会運営委員会ではお手元に配付されております議事録の内容を確認したところ、一部不穏等な発言があるものと認めましたので、発言の取り消しを求めるものと判断いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（八代善行君） ただいま議会運営委員長から、藤井議員の一部不穏等な発言に対し、議会運営委員会では発言の取り消しを求めるものと判断したとの報告を受けました。

5番、藤井議員発言の一部取り消しをしますか。

5番、藤井議員。

○5番（藤井廣明君） 私は、これが不穏等な発言というふうには考えておりませんので、発言の取り消しはいたしません。

なお、前後を判断すればわかるように、これは前議会で町長が私の質問に対して答えたことを引用して言っているわけです。つまり、もっといい条件のところに出たらどうかと言ったもんですから、その過程で言ったわけです。

○議長（八代善行君） 藤井議員。

（「議事進行」の声あり）

○議長（八代善行君） お諮りします。5番議員の発言の取り扱いについてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とするをしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 異議なしと認めます。したがって、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

資料配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時34分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

---

#### ◎追加日程第1 5番議員の発言の取扱いについて

○議長（八代善行君） 追加日程第1、5番議員の発言の取扱いについてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はこれを議会運営委員会に付託し、明日6月19日までに調査をし、報告を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、本件は議会運営委員会に付託し、明日6月19日までに調査をし、報告することに決定しました。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（八代善行君） 日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

---

◇ 山田直志君

○議長（八代善行君） 14番、山田議員の第1問、介護保険についてを許します。  
14番。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。

通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。4問通告しておりますが、各問ごと  
にお願いをしたいと思います。

第1問、介護保険について伺いたいと思います。

介護保険料が高いということは、介護保険者が多く、介護事業を多くの町民が利用している  
という状況を反映しているというふうに考えております。

しかし一方で、この4月の介護保険料の大幅な値上げや不景気の中、年金で生活をしている  
町民には大きな衝撃でした。4月の年金給付通知を見て驚くばかりでありました。また、  
今後国民健康保険加入者につきましては、4月の国民健康保険の算定において同様の値上げ  
が予想されるわけでありまして、町民生活への影響は大変大きなものがあるのではないかと  
危惧するものであります。

現行制度では、多くの方が介護サービスを利用できているという反面、一方で、町やまた  
40歳以上の町民の皆さんの保険料負担が重くなるという問題を抱えております。この制度が  
いいか、悪いかという点においては、それぞれの考え方もあると思うんですが、しかし、こ  
の状況が進んでいくことは、町にとっても、町民の皆さんにとっても決していいことではな  
いということは明らかではないかと私は考えております。

そこで2点について伺いたいと思います。

1点目は、介護保険料のこのたびの大幅な値上げの要因とその対策を、町としてはどのように考えているのか。

2点目として、現状のまま推移したならば、10年後の介護保険料というのはどれぐらいになるというふうに推測がされるのか、この点についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（八代善行君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

山田議員の第1問、介護保険については2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

1点目の保険料の大幅な値上げの要因と対策はについてお答えいたします。

御案内のとおり、介護保険料は3年に一度の改定があり、本年度から基準月額が3,500円から4,370円と24.9%の値上がりとなりました。

これは3月議会でも説明させていただきましたとおり、主な要因につきましては、高齢化率の急激な伸び、介護給付費準備基金の積立額が少ない、町の規模の割にサービス事業所が多くサービスを利用しやすい環境にあるなどの状況によるものです。

高齢化率の急激な伸びにつきましては、平成19年度から20年度の対前年度の高齢化率の伸びは1.3%で、県下では熱海市の1.4%に続く第2位となっております。このような高齢者人口の伸びに伴い、介護認定者数も給付費も増加してきているのが現状であります。

介護給付費準備基金につきましては、介護保険円滑導入基金や1号被保険者の保険料の余剰分が基金として積み立てられておりますが、過去の保険料の改定時に低く抑えられたことなどもありまして、基金残高が多い近隣市町に比べ、当町は基金取り崩し額が少なかったことも要因となっております。

また、町の規模の割にサービス事業所が多く、サービスを利用しやすい環境にあることは、平成19年度の高齢者1人当たりの給付費の比較では、当町の居宅介護予防サービスは県内で1位となっていることであらわれております。入所できる施設が少ないこと、ひとり暮らしの高齢者が多いことなどの要因もあると思われまます。

対策といたしましては、介護給付費の適正化事業を推進していくことを考えております。具体的には、町が行うことができる適正化事業として、ケアプランチェック、給付実績の活

用、医療情報との突き合わせ、介護給付費通知、住宅改修の現地確認などを継続して推進していきたいと考えております。

また、包括支援センター、保健福祉センター、アスト会館の介護予防拠点などの連携を強化して、介護予防事業の充実を図り、昨年度に続き特定高齢者の把握、通所型介護予防、訪問型介護予防等を事業展開していく所存であります。

2点目の現状のまま推移したら、10年後の保険料はどれくらいになるかについてお答えいたします。

10年後の介護保険料につきましては、平成20年度に作成した高齢者保健福祉計画のデータから類推しますと、あくまでも推計ですが、現在の介護保険料の約1.4から1.5倍になるものと思われまます。

○議長（八代善行君） 山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） やっぱりこれは取り扱い非常に深刻だというふうに思うんです。2点目に触れました保険料が上がるという問題は、イコールでいけば、町の財政支出もそれだけ負担が大きくなるということになるわけですから、そういう点も含めると非常に大変な問題ではないかというふうに思うんです。

私は、今のやつは3月の定例会のときもそうだし、ハイキャット等を通じて担当係のほうで説明している内容を見ても、ちょっと私は釈然としない感じがしました。というのは、今、町長が説明されたような要因というのは数字づらわかる話です。いわゆる民間の保険会社みたいに請求されたものを出していますよという状況の中で、高齢化率が上がりましたからこうですという部分、また準備基金がないからこうです、サービス事業多いですよ、これはもう数字づらわかって中身ではないかなと。そこをもう少し担当課として、町として掘り下げることがやっぱり必要なんではないかなという感じがしています。

私も、今、町長が言われました高齢者福祉計画等新しいやつも含めてずっと今回質問もしまして、改めて見たんですが、対策の部分もやっぱりちょっとそれなりだなというふうに思ったのが私の感想なんですけれども。

私が一番思ったのは、1つは、リハビリという分野が十分機能してないんじゃないかと。例えば後期高齢者医療によって75歳以上の高齢者の場合、疾病にもよりますが、3カ月程度でリハビリというものは、いわゆる医療の診療報酬がつかせませんから病院から出されてしまう。出されたときに、リハビリという機能をやっぱり介護の中で受けるということができな

ければ、結果として家の中で、デイサービスへ行ける状況であればデイサービス、そうでなければ老健施設なり、特別養護老人ホームが望まれるという形になる。

また、老人保健施設も、できた当初、また介護保険の中では本来中間施設と位置づけられてリハビリ等が充実をされて、そこでやっぱり3カ月なり、半年の中でローテーションの中で施設を出て、機能が回復して、出される施設というのが当初の位置づけだったんですけども、現状では、特別養護老人ホームに入れない人たちが入れるのを待っているための待機施設になっていると。やっぱり多くなっているということは、当然いろいろな疾病問題があるから、これは健康づくりの問題から反映してくるというふうに思うんですけども、しかし、現状で、やっぱりこの計画の中にもありますが、訪問のリハビリであるとか、通所のリハビリ等々は、これはなかなか今事業がないので、まあ言えば、一定の居宅サービス等々はいっぱいあるけれども、制度全体を見渡したときに、やっぱり社会復帰できる自立生活を維持できる、そのために何が必要かといったらやっぱりリハビリになってくると思うんです。後期高齢者、とにかく病院を出されるんだから、だれも悩んでいるところですよね。3カ月で病院を出される。先の病院をまた考えていかなければならない。老健施設の場合でもある程度そういうこともあるわけですよ。

そうすると、町の計画にもリハビリ等が非常に重要になっているということについては、多少記載があるんですが、やっぱりこの辺の問題は非常に町として考えていく必要があると。何でもかんでも病気になった人がそのまま病院を出されたら介護保険で受けとめていて、そのままやっていたら、どんどんこれは破綻していくのではないかと。そこに、やっぱり住民生活を考え、また介護保険をやっぱり適正に運営していくためにはリハビリという形で、何らか自立生活を維持できる、その仕組みというものを町もやっぱり考え出さなければこの状況は変わっていかない。

やっぱり10年後、今より1.何倍ということになったら、現状でも国民健康保険と介護保険料で11万円ぐらいの年金生活の人が1万5,000円ぐらい払っていると。夫婦で20万円年金もらったら、もう4万円ぐらいが国民健康保険と介護保険で消えちゃうんですよと、山田さん、どうやって暮らしていけばいいのと、こんな話も聞くわけですよ。これがさらに1.4倍、1.5倍になっていくということは、年金のほうは上がらないですよ。一時期のように上がっていかないという状況を考えますと、やっぱり非常に真剣な掘り下げた分析と対応が必要ではないかというふうに私は思います。

もう一つの問題は、これは介護保険という以前の問題で、町長も言った介護予防を含めた

トータルの問題で考えると、この中にも書いてあるんですが、介護予防事業と、やっぱり10年前とは格段に違って、十分な機能が私にはしてないというふうはこの計画を見て思ったんです。というのは、各地域婦人会がなくなり、老人クラブに老人会に入っている加入者が3割、4割から、もう25%、20%台に激減しているわけですよ。だから、今までのように婦人会や老人会だということで集めてやる事業が、参加者が激減していますよね。このやり方を抜本的に改めないと、この介護予防事業も十分に機能しないのではないかと、この辺はやっぱり考える必要があるのではないかなというふうに思っていますけれども、担当課のほうでもし、私はちょっとこれに目を通した中ではそういうことが特に目につくんですけども、少し掘り下げた中でこの要因について、何かまた別の角度からお考えがあるならば教えていただきたいと思ひますし、私はその2つの点は非常に大事だというふうに、私はちょっとこれを読んで思っているんですが、その辺の考えについて、町長なり、課長さんなりのお考えをお伺いしたいと思ひます。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の言うとおおり、全く年金も何か本当に今後10年間大変厳しい時代になってくると、現状では想像しておりますし、これも本当に一般会計から繰り出すお金、大変大きなものです。この財源的なものは締めつけられる。

その中で、介護予防につきましては、壇上で言いましたが、それ以外に認定はどのようにするか、そのことも結構問題があると考えております。果たして介護認定する、ここで言っているかわかりませんが、介護認定審査会とかいろいろありますよね。その中のことがある程度抜本的に見直さなければ、私はもうこの介護予防はある程度厳しいのではないかなと考えておるところでございます。

さらに、ケアプランに関しましても、いろいろな面でもうかる方向でやっているという言い方はおかしいですが、本当に介護受ける人のためにやっているかなと、その辺のこともまた検討していかなければならないと考えております。

そういうことで、いろいろまだ検討余地は十分あると考えております。今後もまたいろいろ検討していきたい、そう考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

あとは担当課から説明させます。

○議長（八代善行君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 山田議員の申されたリハビリの関係なんですけれども、なかなか利用者のほうの受け入れ等もいろいろありますので、一概に指導できるような内容

にはなっておりませんので、難しいことだと思います。

それから、介護予防のほうなんですけれども、介護保険で始めた介護予防のほうは最近始めたものでありまして、その以前にあったものについては激減しているというより、最近になって継続してやっているのが、町から手が離れたのが抜けたということだと思います。これから介護予防のほうは始まりましたんで、どんどん増やしていくような方向にありますので、よろしくお願いします。

○議長（八代善行君） 山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 認定の問題はあえてここではあれですけれども、やっぱり介護保険の基本というのは施設から居宅へという流れも一つあるので、そうしますと、どうしても施設が簡単に欲しいというふうになかなか言っていないものもあるだろうというふうには思いますが、国がそういう考え方でつくっているわけですから、そうしますとやっぱり、疾病をしてもちゃんと社会復帰できるようなリハビリ、また年齢に応じて体力等が弱られてきた方でも、やっぱり自立生活できるような機能を回復するというのが、ぼくはポイントになってくるのではないかなというふうに思います。

そこなしに、医療からどんどん介護保険へ人が流れてくるということが続けていけば、介護保険はどんどんパンクするというか、負担が増えていくだけで、当然町民の皆さん、今の状況では確かに十分なりハビリもなければ、生活能力がないまま、家に帰られても困るんだというような状況が幾らもあるわけですから、だれもできれば国民年金の、できた当初は国民年金の方が5万円、6万円であっても、特別養護老人ホームに入れたんです。10年たってみたら、今特別養護老人ホームであれ、老健施設であれ、何だかんだ言ったらやっぱり12万円から15万円ぐらい支払わなければ特別養護老人ホームにも老健施設には入れないんです。だから、国民年金の人の場合は本当に蓄えがなければ、施設にもお世話になれない状況というのものもあるわけですから、やっぱりできるだけ自宅で自立生活できる方向というものが一番望ましいわけですけれども、先ほど町長が言ったように、熱海とかうちの町の場合観光立町ですから、割と老人のみの世帯とか、老人夫婦の世帯とか、特殊要因ですよね。都市化したようないろいろな要因があるわけで、これから特に段階の世代等が前期高齢者になっていくという状況になりますと、そういう問題はもっと厳しい問題になってくるんじゃないかと。場合によっては、老人住宅を確保してリハビリをすとか、こういうことも必要なんだろうなというふうな感じがしています。

リハビリの問題では、町長、一応私も担当しております共立湊病院の組合議会のほうでも、1月に福島の三春等々視察をいたしまして、やっぱり高齢化が進んでいるところはリハビリというのが非常に大事だということで、そういう報告書も出して、今後決まるであろう医療機関にはぜひリハビリというものの機能を大いに発揮できるような、高齢化に合った医療をお願いしていきたいなというふうに私も考えていますけれども、そう言ったって下田ですから、なかなかそこまで追従をするというわけにもいかないの、またこれは別の考え方も必要だろうというふうに思っています。

2つ目の問題で、町長、壇上でも健康づくりと結合していく、非常に大事だと思うんです。その点で言いますと、私、この間健康づくり推進協議会に参加をしたんですけども、私は当初期待していたものからするとちょっと期待外れでした。内容的に特定健診の状況しか、健康づくり会議の中では話されなかったです。町長が今言った本当に連携を図ろうということであれば、医療費であれ、介護費の状況であれ、こういうもの全体を共通の認識にしていかなければならないというふうに思うんです。ですから、健康づくり協議会をやっても、特定健診しか話題にならないというふうなことをやっているのは、健康づくり課をつくった意味がないんです。抜本的に改めなければいけないですよ、これは。なぜ健康づくり課をみんなで機構改革のときにつくったのか。町長が言われたような、健康も介護も予防もみんなやっぱりまとめてやっていこうということだったと思うんですよ。

だから、少なくとも健康づくり協議会というのをやるのであれば、予防と、運動であれ、またこうした介護の状況であれ、そういうものをトータルにカバーしてその問題をやらないといけないわけですよ。担当課は絶えずそういう視点で考えていかないと、単なる保険会社みたいなものになってしまうわけですよ。請求されたものを支払っているだけだったら、行政サービスと言えないです、やっぱり。そこに政策運営は入ってくるわけですから、これがやっぱりなければいけない。

その点で考えると、先ほど言いましたように、老人会や婦人会、老人会がかなり一時と比べて弱体をして、婦人会というような組織がなくなった中で、地域の中で健康づくりや、こうした地域福祉の基盤をどうつくっていくのかということだと思えます。そうしますと、地域の中で、例えば各町内単位、または町内会のさらに班単位の中で、やっぱり地域の福祉の中核になる人たちを選んでいくとか、もっと今ある中では町内会を基礎にした事業の展開というものを、町としては考える方向に行かない限りは、多くの方々に、介護予防事業であれ、健康づくり事業であれ、参加していただくということがなかなか不可能ではないかと。

一部食生活の推進だとか、保健やいろいろなお手伝いはしていただく。でも、一部の人にお手伝いをしていただくというふうな状況でないではないかと。もう町を挙げて、また町内会の皆さんの全面的にこうした問題に参加していただくようなことを考えないと、大変な時代になるのではないかとというふうに、私はこの計画書を見まして考えましたけれども、どうでしょうか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） リハビリに関しましては、山田議員のとおり、今後のこと課題でございまして、下田にできる病院に関しましても、山田議員は組合議員として行ってもらって、私も独立等の立場といたしましてある程度はやっていきたいと考えております。

そういう中で、健康づくり協議会の話が出ました。私も基本的には山田議員が言うような方向でこの協議会はやっていきたいと。たまたま今回は特定健診という中、町の最重要課題という中でやっていったと思います。基本的には協議会というものは全部、予防から介護、特定健診、この町の健康づくりということをやることが協議会の目的だと十分考えておりますもので、今後はまたそのような方向で担当課には指示していきたいと考えております。

そういう中で、その中に区長会長とか、今言ったように保健委員、またそういう食推とかいますもので、そういう中で今後この町の健康に対してはどのような方向でやっていこうかということを検討していきたい、そう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（八代善行君） 次に、第2問、観光振興についてを許します。

山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） それでは、第2問について、観光振興について質問をしたいと思います。

我が町は、観光立町というと錦の御旗のようにとらえられて、最近ではありませんが、バブルのころは、今考えれば全く異常と思えるような丸抱えで観光を支援するというふうなこともうちの町は行われてきたのではないかと思うんです。しかし、そうしたことも、財政状況も変わり、徐々に是正されてきたのが現在かなと。

しかし、他市町村に比べても我が町の観光支援の補助金や委託金の状況というものは、非常に手厚く、一時問題になりました国の銀行の護送船団のように手厚く守られているのかなというふうに思います。主導権は民間で、お金を出すのが町というふうな、とかくそんな感じがしてなりませんし、ただ、どんつくや雛のつるし飾りのイベントなど、いろいろイベン

トはあるんですが、この議場でもさまざまにそういう問題は議論をされますが、町民や議員の中でそういう問題についていろいろな意見は出されるんだけど、なかなか届いていかないというもどかしさも私は感じています。

そうした中で、今回特に取り上げたい問題というのは、我が町というのはいつも観光客を呼び込むことだけに熱心ではないかなと。観光客を増やすことのみに関心が置かれているのではないかと常々そう感じています。

そこで、2点伺いたいわけですが、訪れた観光客の満足度というふうなものについて、各宿泊施設ではアンケートをやったりしているよというのは知っておりますけれども、町としてはそういう手だてを行っているか。

次に、満足度を上げる取り組みというものについて、町としては指導等しているのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（八代善行君） 第2の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、観光振興については2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目の宿泊や来遊客の満足度を把握しているかについてお答えいたします。

山田議員から、過去の定例会でも同様の御質問を受けておりますが、当町への宿泊客や来遊客に対するアンケート調査は、これまでに伊豆急行の駅などで数回実施しております。

調査結果を見ますと、特に女性からの回答が多く、トイレに関する指摘や、町の玄関とも言える駅の美的配慮やバリアフリー化のお願い、食事どころの表示などの意見がございましたので、町の観光協会などの関係団体と協議・検討し、実現可能なものから順次対応を図ってまいりました。

現在、旅行形態は安・近・短が主流となっており、また観光ニーズも多様化してきておりますので、関係団体などと協力の上、現在の旅行形態に即したアンケート調査を実施したいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、2点目の満足度を上げる取り組みと指導は行われているかについてお答えいたします。

1点目でお答えいたしましたように、旅行形態の変化や観光ニーズの多様化などもありますので、アンケート調査を実施し、宿泊客や来遊客の満足度を的確に把握したいと考えてお

ります。総合的な来遊客のニーズとしては、ヘルシー志向の食事、自然環境、地域とのふれあいなどが挙げられており、当町でも稲取温泉観光合同会社が着地型観光地づくりに取り組んでおります。着地型事業に見られるように、今後は地域の一体性が不可欠でありますので、行政といたしましては地域との一体性を高めるための支援策など、ハード、ソフト面から検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、アンケート調査などにより来遊客などのニーズを十分に把握した上で、関係団体と連携を図りながら対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） これからということなると思うんですが、しかし、前も私質問をしましたし、県のほうは一応観光静岡躍進計画後期計画の策定において満足度を図り、満足度を上げようと、また訪れてみたいと思う、そういうお客さんを増やそうではないかということで独自のアンケートを県はとっているわけですね。なかなかこの中身というのは興味深いものがあるんですが、ただ私、町長、アンケートということでは、ただもう今話聞いてやるように、駅や何かで立っていてやるということは適切かどうかという点でいうと、実際、県がやっております観光流動実態と満足度調査という、観光コンベンション室がまとめているやつですけれども、最近はもうすべてインターネットでそういう調査もやるような時代ですよ。人が外へ立っている必要はないですよ。ここの例えばコンベンション室なり、委託するなら委託会社のページを開いて、パスワードの入った券でも持ってそれを打ちこんで開いてもらえば簡単にアンケートというものを、何百通、何千通ととることというのは十分今の時代は可能になっているということなんだろうと思います。

この県の調査結果を見ましても、団体客は約5%で、そのほかが個人旅行ないし家族との旅行やパック旅行というふうな内容になっていまして、やっぱりお客さんの観光状況の変化というものもそのとおり出ているなというふうに思います。

同時に、私、なかなか捨ておけないというのは、やっぱり今、これは3月28日付の週刊東洋経済で、議会の控え室にも、議長の許可をいただいて張らせていただいたんですけども、この中では国内の個人旅行の宿泊先55%がネットで手配すると。女性は雑誌を参考にすると。男性はネットを見て手配すると、こういうことが言われていますね。インターネットでのパーセントでいうと、65%ぐらいでしょうかね、旅行雑誌や本を見てというふうに言っている

方が三十四、五%というふうな感じですよ。やっぱりインターネットを含めて、いわゆる口コミが大事なんだと。口コミが大事だということは、やっぱりそこを訪れたときにしっかりと満足していただけるかどうかということがやっぱりかぎになってくるわけです。

そこで調べたんです。おもしろいんですけども、楽天のページなり、またヤフーのページなりあるんですけども、一番町内の旅館の数が多く出ていましたので、雑誌「じゃらん」のページというもののユーザー評価というのをいろいろ抜き出して、全部表にしてみたんですが、後で町長にもお渡しいたしますが、また読んでみて、中身も非常に深刻なものも多くあります。

例えばこういうのもあるんですね。「施設、設備、サービスは残念ながら時代に取り残されている」、「アットホームはいいけれども、もう少し丁寧で品のあるサービス」、「料理も伊勢海老、アワビ以外は一般家庭で食べれるメニューです」、「施設が古いせいか、少しカビ臭かった」。女性1人で泊まりに来たと。21時以降送迎がなくタクシーで向かったと。押入れに大量のまくらと布団があり、布団も余り清潔が感じられず、シーツ1枚での対応に困りましたと、こんなこと。とにかく食事は期待外れだったと。お刺身の鮮度がよくなかったと。マグロの中トロと思った刺身はぼそぼそで何だかわからないと。キンメの煮つけも真っ黒に煮てあって、塩辛くてとても食べられなかった。ここはひど過ぎると。「建物が古い。入って古臭いにおいがする。部屋の眺めはいいが、雨漏りがしたり、水の出が悪い。壁や天井にしみがある。お風呂も古く、衛生的に清潔な感じがしない」、これは町内の旅館の書き込みなんですよ。

それはそういう話をすると、観光関連の方々には、それは嫌がらせでやっている人がいるからだ、大半言います。確かにそういう方もあるかもしれませんが、読んでいる限り、決して嫌がらせで書いたのか、そこに行って思った、見たことを書いているか、今のようなかんじというのを聞いてもらえばわかるかんじではないのかなと思うんですよ。

この「じゃらん」なんかのやつを見ても、東伊豆町の傾向としては、食事や接客はいいというのが大半なんですけれども、大体いいと言われるところでも、部屋がちょっとということとか、「じゃらん」がどうしてそういう項目があるかよくわからないんですが、清潔感という項目があるんですよ。大概のうちの町の施設評価の中では、料理はいいんだけど部屋とか清潔感がいまいちだというふうな、統計してみるとそんな状況が出ている。やっぱりそれは、設備投資等がなされていないとか、そういう状況があるんじゃないかということですよ。

先ほどもキンメの煮つけがという話があるんだけど、私もこれは聞いた話ですけども、板前さんが会社から材料費もらったけれども、こんなお金ではどんな料理出していいかと悩んでいるよと、やっぱりこんな話も人づてに聞くような状況もあるわけですよ。だから、観光客も減少してきた、当然県の調査を見ましても、消費動向というものも大分バブルのころからすると、2万円、2万5,000円ぐらい見込めたものが、今はもっともっと落ちていますから、そういう点では経営も厳しいのかもしれない。

しかし、経営が厳しくても、やっぱりサービス業ですから、お客さんの評価をいただかなければ成り立たないということを肝に銘じる必要があるのではないかと。

町長が言われたように、県の後期行動計画等を見ますと、確かに今、稲取の観光協会で行っているような着地型ということも求められている内容のその一つなのかなというふうなことは思いますし、しかし、そのほかにでは何をやっているのという、余り出てこないですよ。ほかのところでおもてなしを何とかしようとか、いろいろやっているようなんですけども、我が町で出てくるのはいつも観光客をどうやって増やそうかという計画しか出てこないですね。一時やったように、おもてなしを何とかしようなんてことは、最近では観光協会の中では余り聞かなくなりました。ホスピタリティだとか、おもてなしなんてことは余り聞かなくなりました。着地型と言っているのは、稲取の観光協会ぐらいかもしれません。

本当にやっぱりお客さんに来ていただいて、ちゃんとした評価を受けるということが大切だと思います。お客さんをこれから増やしていこうということであれば、やっぱり今日来ていただいたお客さんを何よりも大切にしなければならないのに、こういう状況がある。

施設が古いのはしょうがない。しかし、掃除が十分できてないとか、水が出ないとか、雨漏りがしているなんていう状況で商売しているなんていうことは、やっぱりとても私は観光業としては成り立たないのではないかと。こういうことをやっぱり町もしっかりしていかないと、多額なお金を観光振興には使っていくんだけど、その土台がこんな状況だったらざるで水をすくうような形で、お客さんを増やすことはできないのではないかと、私はそう思うんですよ。

しかし、ちょっと救いだっただのは、この「じゃらん」のユーザー評価を見ますと、いわゆる安売りをしているというホテルがございますが、ここが評価が物すごく高くいいのかなというふうに思ったら、そうでもないんですね。お客さんというのはやっぱり目が肥えているんだなというふうに思うんですけども、東伊豆町でそこそこの旅館というのは、大体4.3から4.7、小さいペンションなんかでも5.0という5段階の評価があるんですけども、

そういうところが、評価点が幾つになっているかというところだと3.8なんです。決してそんなに大きな評価は、値段の問題もあるんだけど、絶対的には部屋や食事、ましてや接客等々は、決して利用したユーザーの皆さんは大きな評価をしていない。やっぱりお客さんの目も肥えているのかなというふうには私は感じたんですけども。やっぱり肥えていけば肥えているほど、県の資料にもあるように、伊豆へは1回、2回目なんていうお客さんよりも10回以上、20回以上来ているなんていうお客さんがかなり多いわけですから、やっぱり10年ぶりに来たけれども、古くなったな、失敗したななんて思われるような観光地をやっていたら、これからはやっぱり我が町の観光振興の未来はないんじゃないかというふうに思うんですよ。

ですから、町としてああだ、こうだ、なかなか言っても、旅館の皆さんもそれぞれ考え、戦略も観光協会それぞれにあるんでしょう。しかしやっぱり、本当にお客さんに多額のお金を使い、観光振興をしている中で、お客さんに満足させているような観光業であるかどうかということをやっぴり調べるのは、私は町としては、そうした責任があるんじゃないかと。今の状況であっては、お客さんは増えていかないなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の質問、私もインターネットよく口コミ見ます。そういう中で、やっぱりいいことも書いてあるし、今、山田議員が言ったようにとんでもないことも書いてあります。それ、私も十分承知しております。

これからの中で、インターネットは大変重要性を増してくると自分は考えておりますし、昨年、夏休みに学生2人が来ました。そういう中で1人の方が、これからのブログですか、観光地にとっては大変重要になりますということを提案されておりますもんで、それは今検討しながら、それをやっていきたいと考えております。

そういう中で、やっぱり旅館が古くても従業員の方がちゃんと清掃なんかしていれば、それは観光客はわかります。来た中でこういうことをやればありがたいなということわかりますもんで、それは当然また経営者の方々に、一応旅館は古くてもやっぱり清潔感、そういうのはやっていかなければ、今後この町は生きていけないとか、また救ってほしいと考えておりますし、今、基本的には補助金は大変見直しながら結構カットしております。その中で観光に携わる人には厳しい結構不平不満も言っていますけれども、基本的には町財政大変厳しいもんで、金は出せなきゃ人は出すということの中でやっております。

そういう中で観光の方々も、今汗をかいてやっておる中で頑張っておりますもんで、頑張

っているところには基本的に町はお金は出しますよということは言っている中で、基本的にはこの町は観光に携わる人が8割近くいますもんで、前から言っているように、観光からの収入がなければこの町は大変厳しいと考えています。その辺、山田議員、理解していただきたいと思います。

さらに、今着地型、全国的には結構注目されております。今のところ基本的には稲取だけがやっております。これ東伊豆町全体の中で、この着地型が一つの東伊豆町の生きる道ではないかなと、私は考えている。その中で、一応自分が余り考えるのはカニですか、ひっこくり、これ本当発想の転換で、やっぱり地元にいる人はそれが果たして商品になるかと、全然考えてない中で、やっぱり外部から来たお客さんのおかげでこういうことも商品になるということがわかりましたもんで、この東伊豆町、着地型である程度生きる道はあるのかなという中で、基本的にはやっぱり観光客が来た中でこの町のよさというものを十分満喫できるような、そういうまちづくりをしていくと。やっぱりホスピタリティということは絶対忘れてはならないことだと考えております。私は何回もおもてなしの心とは言っています。再度また、こういう接客の方々にはおもてなしの心はまた強く求めていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（八代善行君） 山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長とか、観光課の皆さんは、こういう県の観光指導課躍進計画後期計画とかというものについては、十分目を通し、我が町にとって何が活用できるかなんてことで、こういうものを分析したりしているんでしょうかね。旅館の人たちなんて恐らくこういうものがあることすら知らないんじゃないでしょうか。しかし、県なんかはこういうものに基づいて補助金を出しているんですよね、基本的には。だから、稲取観光協会なんかの事業には補助金がつくって当たり前なんですよ。こういうものをちゃんと見て、やっぱりそれにメニューが合うようなものを彼らも考えているから補助金がつく。やっぱりなんかそういうものを感じますし、こうした静岡県の観光流動実態満足度調査というものなんかも、やっぱり観光立町ということであれば、極端な話、こういうものは町の例えば管理職会議や観光商工課の課の勉強会なんかでやっぱりよく勉強し合うぐらいの中身なんではないのかなと。いつも何か要望があったことについて補助金をつけるだけというふうな、口の悪い人には戦略がない東伊豆町というふうな指摘も受けるわけですけども、やっぱりそうではなくて、

こういうものが100%いいとは言いませんが、しかし、我が町にとってどこが伸ばせて、どこが不足しているのか、そういう我が町を分析し、前進させる戦略を練るためには一定有効だと。少なくとも今の東伊豆町よりもこちらの考えのほうが、はるかに進んでいるのではないかと。

やっぱり観光立町だというのは、お金をつけてもらうときに業者が言うだけではいけなくて、町でもこういう政策立案等々にそうした最大の力を注いで、管理職会議でも本当に勉強してくるぐらいいかないと、これは私はいかないと思います。

ぜひ、町長、アンケートといっても、これ本当にインターネットで、例えば今回の旅行について県のやつはあるわけですから、東伊豆町長あてに、ひとつ皆さんの声を聞かせてくださいというネットで、そのキーワードを配布すれば簡単にできるのではないかと。とりまとめをどうするかというのは大変でしょうから、それは町の協会でもできなければ、都市とかに行つて業者に委託する案と。ある程度やっぱり町が直接お客さんの生の声をつかんでいくということが、先ほど町長言った業界を指導していくためにも、私は重要な点ではなかろうかと。イベントもやった、このイベントについて、来たお客さん、一体どうだったんだろうかと。自分の声が、町民の中にはいっぱいありますけれども、いつまでたつたって解決されない。やっぱりそんな状況でなくて、お客さんの声をもとに変えるべきものは変えなければいけない。そういうためにも、ぜひ具体化して検討されることを私は望みたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の答えをよく検討していきたいという中で、これは旅館だけでやっているんですよ。今度は旅館だけでなく、町の独自のアンケートをそれと一緒に並行して今度はやっていきたい、そういう考えもありますもので、インターネットかつ旅館でのアンケートという両面でやって、また観光客のこの町に対する満足度を把握していきたい。そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（八代善行君） 次に、第3問、広域行政についてを許します。

山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 16日に地方制度調査会が答申を出したことによって、いわば強制的な平成の大合併というものも事実上終結を迎えたというのが多くの方々の認識ではないかと。事実マスコミもそのように報道していますし、私、2月にも総務省の審議官がそのように言っておりましたので、報告書を見る限り、そういうことだというふうには理解はしております。

また、賀茂地域の合併も破綻の見通しが強いというふうに言われておりました、明日、関係市町の臨時会でその結果が明らかになるという状況になっていると思います。

ということは、ではこれですべて終わったということなのかというと、そういうことでもないというふうに思うんですね。というのは、当面、町長は昨日も言われていましたけれども、将来的にどういう方向性があるのか、これまたよく我々がまだ十分わからないところがありますけれども、しかし、16日の制度調査会の答申でも、自治体のあり方、監査のあり方、議会の役割等について答申がされておりました、この内容については我々今後よく検討する必要があると、議会としてもそういうことが必要だなというふうに私感じておりますが、自治体としても、基礎的自治体のあり方等々につきまして、広域連携、広域行政については一節設けられておいて、この内容についてはやっぱり検討に値する内容があるように私は感じております。

とりわけ、もし賀茂の1市3町の合併がまた恐らく破綻をするということになれば、周辺に人口1万未満の小さな自治体が存在するという状況下になるわけですから、こうしたことを考えますと、町の町政運営戦略にも大きな影響が出てくるのかなということを考えますと、やっぱり広域行政という視点で行政運営を一度考えてみるということが必要ではないかというふうに私は考えます。

そこで、2点質問をするわけですが、1点目は、一部事務組合の統合、これはそれぞれいろいろな今までの経過がありまして、ただ1市3町で斎場をやったりとか、病院は賀茂全部ですが、清掃センターの場合はうちは河津と一緒にだけれども、下田や南はまた別々だとか、いろいろな状況がある。

しかし、将来的に人口も減少していくというふうなことも明らかな中で、行政としてそれぞれ一部事務組合を別々に運営していくことが適切なのかどうなのか、将来的な方向を見詰める戦略が必要ではないか。場合によっては、大きく考えれば広域行政連合での運営もあるでしょうし、分野ごとの一部事務組合を統合させるという考え方もあるでしょうし、いろいろやっぱりここは、今ある一部事務組合についてはこれからの問題として考えていく必要が、私はあるのではないかとこのように考えています。

2点目は、やっぱり答申にもあるような広域連携、広域行政というものを考えていくと、いま一度広域で適切な事業がほかにはないかということで、広域での対象事業の拡大をもう一回考えてみるということも必要で、消防の問題とかも今やられているのもそういう中身かなというふうには思いますけれども、やっぱり我が町にとっても、昨日来も出ていたように、

人口も減少していく、非常に財政運営の状況も含めて、やっぱり安定して将来的にその機能、サービスを維持するために必要だと考えられるものについては、やっぱり一つの手段としてはこういうものも検討に値するのではないかというふうに私は考えますが、その辺のお考えを伺わせていただきます。

○議長（八代善行君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第3問、広域行政について2点のご質問に順次お答えいたします。

1点目の一部事務組合の統合はについてでございますが、御案内のように、地方自治法の規定では地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合等がございます。その設立の趣旨は、事務の共同処理を目的に設立されるものでございます。

現在、東伊豆町は、清掃業務を共同処理する一部事務組合として河津町との東河環境センター組合、下田市・南伊豆町・河津町との火葬事業を共同処理する伊豆斎場組合、下田市・賀茂郡による共立湊病院組合がございます。

これらの一部事務組合の運営経費のほとんどが構成市町の負担金で賄われている点で、事務に要する経費、人件費等の面で統合による負担金の削減も十分考えられますし、複合的事務・事業を共同処理する点では広域連合に切りかえて、事業運営の基盤整備を図ることも重要な政策であると認識いたします。

しかし、構成団体に関係する1市3町の市町合併協議が進められており、一部事務組合の統合を推進することは市町の合併構想にも影響を来さないとの言いがたいものと考えます。

当然、東伊豆町につきましても当分の間は単独町政を運営することとしておりますが、将来的に単独町政を継続できる確証も得られないと思いますので、町の将来構想と今後の動静を十分注視した中で、構成団体間で統合の必要性が重要視されれば協議すべき重要課題であると考えますので、御理解をお願いいたします。

2点目の対象事業の拡大を図ることはでございますが、南伊豆地区では、共同処理が可能な対象事業として考えられます事業としては、介護保険事業、国民健康保険事業、観光政策事業、その他広域圏で組織する協議会等の事務があろうかと思えます。

既にこれらの事務の一部を広域組織で運営する他県の先進事例もございますし、南伊豆地区においても一部事務組合を統合して対象事業の拡大を図るとするならば、これらの事務で

広域的に処理することが適当であると認められるものに関しまして広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、組合的かつ計画的に広域行政を推進することができる広域連合による運営が望ましいものと考えられます。

しかしながら、伊豆地区の現下の情勢を考え合わせますと、共同処理事業の拡充か市町の合併を検討すべきか、総合的な判断が求められるものと考えています。

○議長（八代善行君） 山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 今日の時点ではなかなか、公式コメントですから、そういうことになるかなというふうに承っておきますが、事実上、事はそういうことでないと思います。

今、町長言われた当面東伊豆町も、当面ということで対応しますけれども、合併をしないでいくということになると、やっぱり一定の部分では将来的に、ごみの焼却みたいな問題は、国がいいか、悪いかわからないですけれども、大型化というようなことも将来的な問題は言っていますよね。そうしますと、今みたいな形で各町村が一つ一つ焼却炉を持つということも、財政的にも何もやっぱり無理な話になってくるわけですよ。

月曜日にも不幸がありまして斎場にも行って来たんですけども、斎場一つとっても本当にこれからの状況の中で、あの状況でいいのかということなんかも、やっぱりこれはそれぞれ戦略的に考えていかないといけないと思います。

今日のところ、確かに来週この質問をすればよかったというふうには思うんですけども、私も地方制度調査会が質問を出した後答申が出てくれたんで喜んだんですけども、よく考えたら臨時会は明日だということになりまして、ちょっと間がいまいち悪かったというふうには思いますが、しかし、将来的な問題からいけばそういうことを考えざるを得ない方向にやっぱり行くのではないかなというふうに思います。

町長、やっぱり昨日もその辺の議論がありましたけれども、国の地方制度調査会をしても、平成の市町村合併の評価・検証という中に、経営中枢へ保健福祉の専門員配置として分権の受け皿がよくなったとか、少子高齢化に備えとして行財政の基盤が生かされたとか、こうした部分もありますが、国の審議会としてはある面では異例的にも、一方で合併により市町村の規模が大きくなることによって、住民の声が届きにくくなっているのではないか、周辺部が取り残されているのではないか、地域の伝統文化の継承・発展が危うくなるなどの懸念が現実化している地域もあると。こうした問題に対応するため、合併市町村において、地域の実情を踏まえつつ、地域自治組織の活用、支所等の設置により新しいまちづくりの中で住民

の利便性の確保、コミュニティの振興及び地域の伝統文化の振興に向けた取り組みを継続的に進める過程にあるというふうな文言も。

今まで地方制度調査会が合併しなさいということと言って、言えば平成の合併もスタートしたんですけれども、地方制度調査会をして、やっぱり否定的な問題というものは無視できない状況にあるということだと思いますし、3月のときも言いましたけれども、総務省の審議官がとにかく今は地域がだめにならないように地域づくりに専念してくださいということをして市町村アカデミーで本当に強調しておりましたので、広域を模索しながら、地域づくりにやっぱり今邁進するときだろうというふうに、改めてこの答申書を見まして、私はそのように考えておりますので、私は、合併はやっぱりしなくてよかったなというふうに思いますし、こういう国も100%うまくいってないということをはっきりと認めているわけですから、今はとにかく地域づくりに全力で邁進をする。しかし、同時に必要な将来の布石としての広域行政をやっぱり模索し、その方向はきっと来週になれば、お互いの共通の土俵ができるわけですから、その共通の土俵の上に、お互いの地域づくりのために協力すべきものは協力するというのをやっぱり進めていただきたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、山田議員には申しわけないです。1市3町の方向性が明日ははっきりと決まりますもんで、その答弁は控えさせていただきたいと思います。

その1市3町が決まりましたら、当然東伊豆町としての行く末はちゃんとまたはっきりと山田議員にも方向性は示していきたいと考えております。

そういう中で、平成の大合併、もう22年3月で終わりですよということは山田議員が言ったとおりでございます。今後この地域づくりをいかにやっていくかということは真剣に考えておきますし、それは当然当面の間単独で行くという道を選んでありますもんで、当然東伊豆町としてはこういう地域づくりをやっていくんだということは真剣に考えております。

そういう中で、基本的には広域連合、これは基本的には自分自身も必要になってくると思っています。そういう中で、総務省がやった定住自立圏とか、そういうことを言っておりますもんで、またそれも一つの道かなと、うちの町の。そういう中で協定できるものは協定していきたいと考えております。

また、とりあえず1市3町の行く末がわかった段階で、ある程度また山田議員とも議論していきたい、そう考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（八代善行君） 次に、第4問、道路整備についてを許します。

山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) 第4問、道路整備について伺いたいと思います。

一般的に、私、町の道路整備というのは地域の要望に沿って進められているというふうに考えておりますが、しかし一方で、やっぱりまちづくりや防災の観点から計画的な整備が極めて必要な面もあるというふうに考えております。その点について、町としての今の取り組み状況というのはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

2点目に、奈良本地区の文教ゾーン、新しく幼稚園も建てました、図書館や小学校もありますという場所のことです。ここについては、過去の経過から含めて、道路整備というのは私は緊急に対応すべきではないかというふうに思っているんですが、幼稚園はできましたけれども、まだそういう道路の問題については手がついてないなというふうに感じておりますが、この辺については町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(八代善行君) 第4問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 山田議員の第4問、道路整備については2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目の要望に沿って進めているがまちづくりや防災の観点から計画的な整備が必要ではについてお答えいたします。

現在、実施している道路整備については、山田議員御指摘のとおり各区から要望のあった道路や河川を中心に鋭意整備を図る一方で、半島振興事業による地域間の基幹道路として町道湯ヶ岡赤川線の改良工事や、町内の交通渋滞を解消するための県道稲取港線改良工事が実施されております。

また、農道事業として、本年度も旧農免農道の第5期計画である入谷地区からワイン工場等の農業拠点施設までの道路整備や稲取漁港整備事業に基づく臨港道路の整備、大川地区から伊東市池地区を結ぶ国道135号のバイパスの整備、国道135号及び県道稲取停車場線の歩道を含む改良整備等を国・県に要望したところであります。

道路の整備につきましては、第4次東伊豆町総合計画の基本構想第3章、まちづくりの基本方針の快適・安心・やすらぎのまちとして、快適空間を創造するまちと定め、広域幹線道の早期実現と生活道路交通網の整備として、物資の流通や観光産業の振興、災害や救急医療

対策等のためにも、近隣市部との短時間連絡が不可欠であるとして、伊豆縦貫道の建設促進及び国道135号の渋滞解消や防災対策等について、近隣市町村との連携を図り、推進していくとしております。

また、基本計画では住民生活に直結した町内の道路は幅員が狭く、違法駐車等により緊急車両の通行もままならない状態であり、歩行者にとっても大変危険な箇所が多く見受けられ、早急な改善が必要であるとされています。

これらの基本理念を達成するための道路整備を進めておりますが、現在の経済状況及び財政事情では町が単独で整備することは困難ですので、規模の大きな道路整備については県営事業での採択も選択の一つであると考えております。

さらに、将来的な展望に立って道路整備を図っていくためには、他の行政施策との整合性も検討していかなければならないと考えますので、今後、「みちづくり計画」あるいは「道路網マスタープラン」や「道路整備に関する整備方針」等の総合的な道路計画の検討も必要ではないかと考えております。

次に、2点目の奈良本地内の文教ゾーンの道路整備は緊急の課題ではについてお答えいたします。

文教ゾーンの道路整備につきましては、平成20年度で片瀬・白田方面からの生徒の通学路の安全を確保する対策として、町道湯ヶ岡赤川線の路側を利用してのカラー舗装による歩行者ゾーンを設置したところであります。

また、舗装歩道につきましては、北側に設置したため、奈良本・太田地区への歩行者の横断については、本年度中に下田警察署で横断歩道を設置することになっております。

また、奈良本・太田地区からの児童生徒の通学路につきましては、太田地区の圃場整備地内を通行しなければならず、地区内のクランク部分が改良されているものの現状では非常に道路が狭く危険であります。

過去に中山間地域総合整備事業の4号農道として計画された道路整備につきましては、諸般の事情により頓挫した経緯はございますが、安全を確保するためには道路整備は必要でありますので、高規格の道路整備は考えておりませんが、4号農道と同規格程度の道路整備については、よい補助制度があれば計画的に盛り込み、整備を図っていきたいと考えております。

さらに、旧幼稚園付近のさかいまつ前からの通学路につきましては、交通量が多く、道路幅員も狭いため、通学時間帯には児童生徒は注意しながら登校するという状況であることは

承知をしているところでございます。なお、新幼稚園建設に伴う用地交換をした際、若干の用地が残地として確保されておりますので、財政状況も考慮しつつ、今後整備していきたいと考えております。

○議長（八代善行君） 山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、大体言われて、そのとおりでなと思うところもあるんですが、やっぱり総合計画で見ていくと、確かに広域連携をするための道路としての縦貫道であったり、アクセス道だとか、湯ヶ岡赤川線とかは農免道路、こういう問題はこれは位置づけがずっとあるわけですよ。

4次総合計画で見ますと、伊豆スカイラインの南進なんていうのは、かなり死語ではないかというふうに思うんですが、まだ町長は実現可能と考えているかどうかわかりませんが、私は死語だと思っていますけれども、問題はやっぱりその部分のその下の問題だと思うんです。今、町長もいろいろ言われましたけれども、地域内の問題ですよ。

例えば稲取の中であれば、やっぱりバブル期にも都市計画、用途指定等々の問題があったけれども、道路問題もあった。なかなかどこをどうしようかということが、具体的に確かにすぐにできないにしても、やっぱりこの辺が例えば東町の中なんかでも、かなり家がいろいろな建築確認の問題から建たずに、駐車場に大分なっている通りなんかも出てきているわけですよ。そういうところで道路の確保とかということをやったり実情に合わせて町も柔軟に考えていかないと、東町の例えば皆さんの中では、農免農道やいろいろな道路は要らないのかもしれないけれども、やっぱり切実にはそうした緊急用、救急車や消防車も入ってこれられないような路地を改良するということは、やっぱり緊急な問題としてあるでしょうし、これは地域、地域によって、そういう箇所がやっぱり幾つか特定されてくるんじゃないかと思うんです。その辺を大きな計画のさらに実施計画の中で地区の皆さんの要望も含めて、絶えず町としても計画を立てていくと。当然また地元の皆さんに用地交渉等をお願いをしていくというふうな計画性が、やっぱりもう一つ必要だなということが特に感じる部分と、それに関連するのが奈良本の、先ほどの文教ゾーンでも同じで、町長に言わせれば確かに歩道はつくったのはそうだなと、横断歩道つくるのか、こんな感じでやっていたら、なかなか幼稚園ないし小学校の辺に行くのには何年かかるのかなという状況になってしまいますよね。

やっぱり大きな道路を計画を見直した経過もあります。地域の地主の皆さん、また周辺の皆さんの中にはやっぱりいろいろまだおもしろくないということを言われる方はいらっしゃる

いまして、そういうおしかりを受けることもあります。しかし、言うんですが、なかなか町のほうも現状、圃場内の道路もやっぱりのり面を立ち上げるような仕事も進んでないもんで、町の姿勢もなかなかわかってもらえないという問題もあります。

そういう面からも、ここの部分は継続的に早くにやらないといけない部分だというふうに思いますし、1区画ずつでも太田のほうはできるんだらうと思います。ただ、確かに旧幼稚園のほうは部分、部分というふうにはいかないの、かなり工事は大がかりになるのかなというふうにも思いますが、しかし、今の状況は私が言おうとしたことを町長がすべて言いましたから言いませんけれども、やっぱりあの状況を考えますと、早急に町内の道路の中では優先順位が高いのではないかな。まして町があそこに新幼稚園を建設するということから、その状況も変化してきたわけですから、こうした問題については町としては総合的に対応していくということが道路行政としては必要なんだらうというふうに私は考えますので、早急な対策を御検討いただきたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず第1点、町内の計画的な整備、東地区で、これは確かに山田議員が言ったように、災害のときに関しましていろいろ、その中で県下一番の火災の検知器、そういうことを含めた中では検討をしておりますので、また抜ける方向で今やっていますもんで、その辺はまた理解していただきたいと考えております。

さらに、奈良本地区におきましては、太田地区たしか立ち上げてやる、それをまた検討していきまして、基本的には農免、中山間でできるときになぜそのときやらなかったかというのが一番の問題なんです。そこでやっていたらこういう問題全然起こらなかったもんで、それもまた大変苦慮しているところでございます。太田のことはまだ忘れておりませんことだけは理解していただきたいと思います。

さらに、熱川新幼稚園、あそこ、山田議員言ったこと、自分自身も考えています。そういう中で、さきの全協で言いましたけれども、幼稚園を建てるときに交換した土地、あそこ、大変文教地区として、あの土地やっぱり町としては欲しいところでございます。そのある程度財政が豊かになりましたらその土地をまた買い戻して、そのときにまた一貫して道路整備をやろうかなと、今そういう考えでおりますもんで、また御理解願いたいと思います。

○議長（八代善行君） 以上で、14番、山田議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時まで休憩といたします。

休憩 10時49分

再開 10時59分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

---

◇ 居 山 信 子 君

○議長（八代善行君） 次に、12番、居山議員の第1問、町制施行50周年をさらなる飛躍の年にを許します。

12番。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 皆様、こんにちは。

本定例会最後の一般質問をさせていただきます。

私は、このたび3問通告をさせていただきましたので、御答弁につきましては一問一答でお願いをしたいと思います。

それでは、第1問としまして、町制施行50周年をさらなる飛躍の年に、キャッチフレーズは実行されているか、町民に伝わっているか、今後の取り組みについてでございます。さまざまな議員の方からもお話もありました、50周年の本町の取り組みにつきましては、それぞれ皆様置かれた立場でこの50年を振り返り、そしてその歴史の一隅に御自分も存在をしている、なおかつまた新しい町の建設に携わっているという、そういう誇りとまた喜びに心が満たされているのではなかろうかなというふうに思います。

私は、人間もそうなんですけれども、その時々節目というものをどういうふうに祝い、そしてまた次に向けて出発をしていくかということが大変重要ではないかというふうに思いますもので、町制40周年のときもそうでしたけれども、このたびも50周年の取り組みについてどのように町が取り組んでいかれるのかということをいろいろな角度で提案もさせていただきましたけれども、町長の心意気を、また職員の皆様の心意気を楽しみにしているところでございます。

さて、半年過ぎましたけれども、第1点目として伺いたい点でございます。

のぼり旗に2つのキャッチフレーズが掲げられております。そのキャッチフレーズの誕生につきましては、さまざまな経緯があろうかと思しますので、町長のほうから御答弁をいただくことといたしますけれども、この内容についてどういうふう to それぞれが受けとめられているのか、そしてまた、町長みずからがどのように実行なさっているのか。さらに、町民の皆さんにそれがどれだけ浸透し、なおかつ心を一つに東伊豆町の発展のために、よし私ができることはこれ、よし頑張ろうという、そういう思いで心が一つに向かっているかどうかというふうなことが大変大事ではないかなというふうに思いますので、伺いたいと思います。

さらに、残された半年ございますので、今後の取り組みについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

2点目につきましては、この50周年という歴史の佳節、これは先代皆さん方のさまざまな御苦労の上に今日があるわけでございます、そのことに深い感謝と、そしてまた敬意を払うわけですが、さて自分自身が果たしてどうなのだろうかと、私も14年ここで1つの席をいただいております中で、本当にこれでは申しわけないと、もっと勉強しなければという、そういう思いがする次第でございます。

そういう点から、さらに地域の活性化ということ、そしてまた、観光振興の上からも町政またまちづくりに功績のある方々、そういう方々の映画を、どういう形にせよ、何らかの形で制作をしていくような、そういうビジョンはお持ちではないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、子供議会につきましては、何回か提案をさせていただく中で前向きな御答弁をいただきまして、このたび開催をしていただくということでございます。たしか平成3年ぐらいに子供議会はやっておりますし、そのとき私は議員ではなかったんですけれども、その後、女性模擬議案を提案させていただく中で、それぞれの女性のお立場での発言が、この議場に大勢の女性の声が響き渡ったわけでございますけれども、それから数年経過をしていく中で、この子供議会というものもしっかり、私たちの未来を、また町の将来を担って立つ子供たちのその育成の意味からもあろうかと思いますが、この目的、開催のあり方ということにつきまして、町長初め教育長に伺うところでございますが、青少年の主張大会を毎年やっておりますけれども、これとの兼ね合いをどういうふう to 考えられているのかお尋ねをしたいと思います。

4点目ですけれども、さらに東伊豆町として誇りの持てる、そういう町にしていくために、町長として今後どのように、さらなる飛躍の年にするために、どういう決意を持って臨まれ

ていくのか。明年、町長選もごございます中で、ぜひ町長の前向きな、そしてまた町民の皆さんへの説明責任をしっかりと果たしていただく中での御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（八代善行君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 居山議員の第1問、町制施行50周年をさらなる飛躍の年には、4点の質問からなっておりますので、順次お答えいたします。

1点目の、キャッチフレーズは実行されているか、町民に伝わっているか、今後の取り組みはについてお答えいたします。

「満点の笑顔で迎える雛のまち」と「満点の海・山・空は東伊豆」の2点のキャッチフレーズは、職員にまちづくりに対する位置づけをしたいと考え、職員から募集したものであり、私の政治信条の笑顔があふれるまちづくり、当町の豊かな自然、そして観光地としてのおもてなしの心を的確にあらわした内容であると考えております。

町民の皆様、特に子供たちが将来当町を離れた場合でも、このキャッチフレーズが心に残ることを期待したいと思います。

現在、町制施行50周年の啓発PR事業として、キャッチフレーズのぼり旗を作成し、本年の1月から役場正面玄関を初め、保健福祉センター、図書館や伊豆急の町内各駅に設置しております。のぼり旗以外にも3種類の役場専用封筒には、今年1年間使用予定の11万8,800枚すべてに「2009年 町制50周年」の文字を入れ、さらにA4版の大型封筒には2点のキャッチフレーズを掲げ、より多くの町民の皆様の目に届き、周知が図られるよう努めているところであります。

今後も記念講演や記念植樹など、町制施行50周年記念事業を予定しておりますし、またイベントや会議等の際に、この2点のキャッチフレーズの周知に積極的に努めてまいりたいと考えておりますので、居山議員にも御協力いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の歴史の佳節に地域活性化と観光振興の上からも町政、まちづくりに功績のある方等の映画を製作していく考えはについてお答えいたします。

町制施行50年という節目の年に当たり、現在の東伊豆町の礎を築かれた多数の先達の御苦労、御尽力に感謝し、改めて敬意を申し上げる次第であります。

町政、まちづくりの功績者等に関する映画を製作したらどうかとの御質問ですが、確かに

当町の町政やまちづくりに貢献していただいた方々の功績を映像等で後世に残していくことも必要であるとは考えております。過去には、稲取婦人学級の「話し合い」による共同学習の活動内容が映画化されたこともあります。

しかしながら、映画の製作には多大な費用が必要となりますので、現時点では町制施行50周年に合わせて映画を製作する考えはありませんので、御理解願います。

次に、3点目の、子供議会の目的、開催のあり方は、青少年主張発表大会との兼ね合いはどう考えるかについてお答えいたします。

町制施行50周年の佳節に、議場を借りて子供議会を開催することは、子供たちにとって生涯忘れることのない貴重な体験となることと思います。御質問は3項目にわたっておりますので、順次お答えいたします。

まず、子供議会の目的につきましては、1点目といたしまして、郷土を愛する気持ちを育成するとともに、町政の仕組みを理解する、2点目といたしまして、社会科学習の一環として、地方議会の運営やルールを学習し、議会の模擬体験をする、以上の2点であります。

次に、開催のあり方につきましては、町内の6年生全員に参加していただき、社会科学習における議会政治のまとめとしての模擬体験と考えておりますので、私以下全課長が列席するよう計画をしております。

また、青少年主張発表大会との兼ね合いにつきましては、その趣旨、発表者、テーマ等から、子供議会とは余り関連がありませんので切り離して考えたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目のさらに誇りを持てる東伊豆町を町長として今後どのように取り組むのかについてお答えいたします。

地方分権の進展に伴う自己決定、自己責任による行政運営の推進や、行政需要の多様化、複雑化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わってきております。また、御案内のような経済状況の中、今後も非常に厳しい財政状況が続くことが予測されるところでありますが、町制50周年の本年を一つの契機としてとらえ、今後の行政運営に思いをめぐらすとともに、意を新たにしているところであります。

当町の主幹産業は観光であり、観光の発展なくして当町の発展は考えられませんが、観光形態の変化や全国総観光地化などにより年々宿泊客数が減少してきております。観光の衰退は当町の財政運営上、多大な影響がありますので、当町固有の観光資源の活用や農業、漁業など第1次産業との連携等の方策を検討し、観光産業の活性化を図ってまいりたいと考えま

す。

また、地域経済の低迷や少子化の進行などにより、今後も人口の減少が続くことが予測されるところでありますので、地域経済支援や子育て環境の整備など、人口の増加につながる施策を重点的に実施したいと考えております。

行政運営の最大目標は、住民福祉の向上でありますので、町民の皆様1人1人が安心して暮らせ、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、意を新たに誠心誠意取り組んでまいりますので、御理解を願います。

○議長（八代善行君） 12番。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 今いただきました御答弁でございますけれども、最初の1点目のところでございますけれども、キャッチフレーズにつきまして、実行されているのだろうかというふうに伺いました。私にぜひ協力をというふうに最後結ばれておられるわけですが、職員の皆様だけでなく、広く町民の皆さんに呼びかけたり、何かなさったものであると、非常に意識が高く、町民全体に、そうだ50周年なんだというふうな思いは膨らむかというふうに思いますけれども、いろいろ諸般の状況でこういうふうな経過というふうには思いますけれども、まず職員の皆様で決められたものであるのならば、私は率先垂範で、まず町長が手本を示すのは当然のことですけれども、まず職員の皆様ではないでしょうか。その上で、私どももちろん議員として、また町民として心を一つにということはわかりますけれども、私は職員の皆様のあいさつの仕方が、正直、点数を差上げれば50点ぐらいかなと。本当にあいさつが上手だなと思う人は数えるほどしか、申しわけないんですけれども、いないんですね。そういう居山はあいさつがどうかと言われましたら、私も50点ぐらいかなというふうには思うんですけれども、ただ、私は商人の娘でございまして、かつてもお話をしましたけれども、商いというのは、商売の商というのは、笑うということをもって勝利を得るということで、商は笑をもって勝なりというふうな言葉をかつて職場の研修会で聞いたことがございます。

今、この不景気なときに、そしていっぱい悩みや経済問題や、また家庭の困難な課題を抱え、先行きが見えない状況の中で笑うということは、これは相当の精神力がなければ笑えるものではありません。正直、議会もおもしろくないです、本当に。心が弾むような、心が軽やかになるような、楽しくなるようなそういうような議会というものはないのだろうか、私も不勉強ですので、できたら今度ほかの町の傍聴も、県議会とか、多少幾つかの市議会な

どは傍聴はしておりますけれども、もっと外に目を向けて、議会としてこのままではいけないのではないかなと、議会の活性化ということが本当に急務だなというふうに思います。

そういう観点で、まず笑顔で、勝利を、お互いにこの町の発展をとすることは、職員の皆様が決めてくださった満点の笑顔、これは、前にも申し上げましたけれども、一体どういのが満点の笑顔なのかなと、それは鏡に向かって笑ってみていろいろやってみました。どういう笑顔なのかと。笑うことは得意でございますけれども、ただ、おもしろくなくても笑わなければならない場合、そして腹に一物、二物ある中で笑うということは非常にこれは健康に悪うございますね。それと同時に、商売なさっている方は、もうけるために笑うという魂胆がございます。

本当の笑いというのは、自分を相手に広く心を開き、なおかつ相手の思いをそのまま受けとめてあげるよという、ある意味無の心でないと満点の笑顔ってないような気がするんです。ですので、90点、99点、100点ということの満点だというふうに思うんですけれども、ぜひお互いがいろいろなことはありますけれども、わだかまりを捨て、そしてこういう時代ですので、ぜひみんなで心をきれいにして、満点の笑みを交わせるような、まず当局と議会のそういう関係を手本に、町民の皆様へ自然な形にそれが浸透をしていくというのが望ましいのではないかなと。幾ら立派なキャッチフレーズを掲げ、そしてのぼり旗、何本でしょうか。封筒の枚数とかはちょっと伺い、のぼり旗は町全体で何本なのかを後で教えていただきたいというふうに思いますけれども、そしてそれにかかった予算がどれくらいかかっているのかというふうなことも含めて伺いたいというふうに思います。

ある意味費用対効果で、効果がなかったとしたら、幾ら費用がかからなかったといっても無駄なお金になってしまいますので、無駄な事業だったらやらないほうがいいに決まっております。半年過ぎまして、まず職員の皆様、御自分の胸に手を当てて、自分が決めたんではないからというふうは無責任におっしゃらずに、ぜひお1人お1人が町長の名代のつもりで、一步町の外に出る、あるいはお客様である町民を迎えるときに、本当に満点の笑みでようこそと、どういうことでしたのかなと、いらっしゃいませという、なかなか言葉には出ないようすけれども、そういう心構えで町民のお客様をお迎えしているのだろうかというふうに私は考えるところでございます。

ぜひ笑うことが苦手な方は、健康のためにも笑っていただきますと、がん細胞のナチュラルキラーがすごく活発化されてがんも抑制されると、そしてドクターである、1人のがん患者の方が、その笑いというものを徹底して研究をして、声を出して笑うということを実践し

ましたときにがんが克服をしたというようなお話も伺いました。こういうストレスの多い時代です。ぜひ声を出して笑うというふうなこと、まずおふる場ですとちょっとあやしまれませんもので、私も練習をしております。夜寝床について、おもしろくないことがあります、ちょっと家族は不気味かなと思うんですけれども、声を出して笑うことを寝る前にやって、その日の嫌なことを全部一掃しております。まず、これから、皆様健康が勝負でございますので、どうか健康でいるためにも、本当にお互いに笑顔を交わし合いながら、最高に心豊かな、笑顔あふれる、町長の目指しているそのまちづくりにぜひ邁進をしていただきたいというふうに思います。その評価は町民の皆さんの心の中に、1人1人の中にきちっと残っておりますので、どうぞ優しい言葉をかけてあげてください。一声かけてあげてください。何の御用でいらしたんですかというふうに、優しく応対をしていただきたいというふうに思います。

2点目の歴史の佳節にというふうなことで伺いました点でございますけれども、映画製作というふうなことで御提案をさせていただきました。

実は今1つ、映画製作の話を持っております。これは別に特定のどうかということではなく、ひよんな話からひよんな話が舞い込んできて、企画書がもうできているんです。ただ、お金がかかるというふうなことは私も十分にわかっておりますけれども、私ども公明党のほうでもう七、八年前になりますけれども、文化芸術振興法というものを強力に押し上げて、この法律が制定をされている中で、調べましたところ、この文化芸術関係に係るさまざまな予算がつけられている中で、映画製作のジャンルもきちんとあるんです。そしてまた、それに基づいて映画製作をされた監督がいらっしゃいまして、その方が昨年、山路ふみ子映画賞というのを受賞なさっております。たまたまある方からこういう映画つくりたいという話を聞いていたことが心にありましたもので、車に乗っておりましたときにラジオのインタビューの中で非常に弾んだ声でお話をしている方が、その泉悦子監督だったんです。その監督が約100本ほどドキュメンタリーの映画をつくっておられまして、このたびは「原口鶴子の青春」という、日本で初めての女性心理学者の映画を製作された。そのことに基づく受賞だったわけです。NHKのビタミンラジオとか、そういう番組で小1時間、わあすごい元気な監督だなと思って。ではこの監督にお目にかかったら、もしかしたら映画づくりの一つの何かが見えるかもしれないと思ひまして、早速その日にヤクルトホールに伺って、ぜひお会いしたいというふうなことで、多少の資料を持って伺ひまして、その資料を預けておきましたのが昨年の11月でした。

1月末に、全国でこの「原口鶴子の青春」というドキュメンタリー映画が上映をされて、この方が日本初めての女性心理学者、100年たつわけですけれども、最後に亡くなったのが伊東市で亡くなっているということで、私のふるさとである伊東市の松原海岸が最後に上映をされた。ただ、亡くなった場所までは特定ができなかったようでございますけれども、機会があれば、恐らく伊東あたりでも上映がされるのではないかなというふうに思いますが、この方に映画をという話があります。

もしあれでしたら、私が望んでいる映画でなくても、町全体の中でそういう功績のある方を見つけてつくるか、あるいはその方含めて何人かの方の合作みたいな形ですね、1つの集約したみたいな形の映画にするかどうかという。

その可能性も全くないわけではないというふうなことでございますので、ぜひ町長、その辺のところは、大変お忙しいかもしれませんが、この残された半年間の中でそれを検討していただくというふうなこと、いかがでございましょうか。だめならばだめでやむを得ないというふうに思いますが、私たちの婦人学級、大先輩が築かれた足跡も、ここに嫁いで私は30年ですけれども、映像を通して、わあすごい町というふうに思いました。

そういう、今はもうとにかく視聴覚できっちり訴えていく時代ですので、映像に残していくということは、子孫に大きな遺産を残すことになるのではないのでしょうか。町の費用だけではなく、あらゆるものを探りながら、また町民の皆さんの心もいただきながらというふうなことにもなろうかと思っておりますけれども、みんなで何とかこの町の将来の飛躍のための映画づくりというふうなことを御提案申し上げたいというふうに思います。

3点目の子供議会の目的等々につきまして、先ほど御答弁をいただきました。この子供議会の目的、郷土を愛する、そしてまた、町政の仕組み、そういうものを理解してもらい、あるいは社会科学の学習の一環として議会の運営、ルールというものを模擬体験をしてもらうというふうなこと。

そうなりますと、私どもの議会運営がどうであるかということとはとても大事なことでございまして、14年ここに席を置かせていただく中で、残念ながら自治法会議規則の上に議会の伝統と慣習と数の論理がまかり通っていることもままございまして、私としては非常に不本意な議会運営が行われたことは現実でございます。

ただ、数の世界でございますので、それもたった1人でどう訴えてもしょうがないというふうなことはようやく14年たってわかりましたので、昨日来さまざまやりとりがなされておりましたけれども、ぜひ子供議会の中で子供たちに恥じないような議会のルールに基づい

た私どもの議会でありたいと思いますし、そういう観点からもしっかり子供議会のあり方について、手本を示していく必要があるのではないかというふうに思います。

さらに、4点目で伺いました誇りの持てる町政運営というふうなことで、短い時間でございますし、町長の思いは常々伺っていく中で約3年間、大変な後をどなたもやる人がいない。やむなく引き受けてくださった、そういうような状況かなというふうに私は思っておりますけれども、当東伊豆だけではなく、静岡県政におきましても、このたびは知事選、さまざまな問題も今当面あるわけですが、この町長の述べられた短い言葉ではありますけれども、私は1点、この言葉に集約して言えるのではないかなと。

今、「天地人」が行われておりますけれども、その主人公たる武将の心意気を町長はやはり御自分の人生の一つの指針として持っていらっしゃると。上杉謙信というふうなことだというふうに当初から伺っておりますので、そういう意味で御自分のお子さんにも謙と信というふうにつけるくらい、それはそれはただならぬものがあるというふうに思います。

まして、この謙信は義を重んじて、御自分の信念を貫き通したということでございますので、難しいことはともなく、町民を欺かない、正義に基づく、そして本来の住民福祉の向上というふうなことに真一文字に進んでいただく、その中に一点の曇りもなくお願いをしたいというふうに思うものでございますし、今まで御答弁いただいた内容をまたもう一度ビデオで見ながら、さらに残された何回かの定例会の中で詰めてお伺いをさせていただくことになるかというふうに思います。

それでは、何点か申し上げましたことについての御答弁をお願いします。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点目のキャッチフレーズは実行されているか。これは、居山議員は職員に対する意識改革、まずはここだと思う。私が町長になって以来、徐々によくなっております。それは居山議員にも理解していただきたいと思います。それで100%ということはなかなか厳しいもので、私は常々朝礼とか管理職会議のあいさつ運動ということは言っております。そういう中で、居山議員はまだそこまで行ってないと。

一応、この前静岡財務事務所の所長が来ましたときに、職員の対応のすばらしさを私言われました。大変すばらしいですねと、町長と言われました。そういう中で、職員の間にも言ったように、こういう言葉をいただいたもんで、さらに一層また頑張ろうねということも言っております。また、引き続きあいさつ運動とか、笑顔につきましては、再三再四自分の口から何度も言いながら、洗脳という言い方おかしいけれども、すみません、それは失礼。

失礼な言葉言いましたけれども、一応そういうことでなるべくあいさつということはやっていきたいと考えています。

私は、外に外出したときでも、知らない人に対しましても「おはよう」「こんにちは」言っております。やっぱりそういうことが町民に対する一つのまちづくりだと考えておりますので、職員に対してもできるだけ知らない人でもいいからあいさつしなさいということは言っておりますし、またそれを自分自身実践しておりますもんで、引き続きそのことでやっていきたいと、そう考えておりますので、また何か至らない点がありましたら、また居山議員からいろいろこちらに言っていただければ、またそれは改善していきたいと考えております。

それと、のぼり旗の本数と費用は、担当課長のほうから言わせてます。

さらに、2点目の映画に関しましては、先ほど言ったように、監督であるとなりますと、大変財政厳しいもんで、今単独で一般会計だけでやるということは今考えておりません。そういう中で、居山議員がそういう補助対象とかいろいろなことがあるようなことを言われましたが、それを検討しながら、原口さんだけで果たしていいか、居山さん言ったように。やっぱり田村又吉翁とか、本当に先代のほうにいます。そういう中で、今までの中の全体的な東伊豆町の映画製作、やるとしたらその方向でやっていきたいなどは考えていますけれども、基本的にはお金がかかることをございますので、その辺の財政事情が許すならばやっていきたいとは考えております。

そして、最後に、私昨日も言いましたけれども、町長になったのはやっぱり信頼関係の回復でございます。その中、曇りなく、町民に対して背任行為とか、そういうこと一切ございません。これは私になってからも信頼回復ということを考えておりますもんで、町民に対するそういう一切の不正行為とか、一切しませんもんで、その辺は自分自身はっきり言えますもんで、何ら後ろ指さされる気持は毛頭ございませんし、今後、そういう意味で町政運営していきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） それでは、私のほうからのぼり旗の設置本数と経費について答弁させていただきます。

まず、作成本数なんですけれども、100本を2種類、計200本ですが、これにつきましては、平成20年度の予算のほうでつくらせていただきました。これにつきましては、各課局で所有しておりますものを使用しましたもので、新たには購入はしておりません。

それから、現在の設置場所なんですけれども、役場本庁玄関前、あるいは保健福祉センター、あと伊豆急行の各駅等で、今現在48本掛ける2種類ですもので96本設置してございます。残りにつきまして、予備が少しあるんですけれども、これにつきましては設置しているのぼり旗が破損した場合のためのものであり、また今後は、イベント会場のほうへの一応設置することを考えております。

それから、最後になりましたが、経費につきましては、のぼり旗、これにつきましては1本660円掛ける消費税ということで、これを200本ということで13万8,600円、これにあと設置用品としまして、布絡み防止用品と結束バンド等で、これが4万円少々ということで、合計金額で18万840円というような経費となっております。

以上でございます。

○議長（八代善行君） 居山議員。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 予算はそんなにかからずに、しかし、心意気は皆さんの中にも、また町民の皆様にも浸透していくというふうなことで、やはり佳節をどう生かしていくかということ。

それと同時に、1人1人がもう一度自分の人生の一つの佳節というふうにとらえて、一体幾つまで生きるかわかりませんが、私などはずうずうしく100まで生きようというふうに思っておりますけれども、どういうふう死ぬかというふうなことを考えるとどう生きていくかに通ずるかと思えます。この町制50周年に、私は町制90周年をこの目で見たいというふうに決意をするところでございます。

先ほど町長の言われました職員の皆さんへの評価、これはやはり第三者評価というものをしていく必要があります。その点をどういうふうに行っていくお考えがあるのか、ないのか。もちろん自分たちは頑張っているつもりであっても、第三者が見たときにはどうなのかということもございます。

あわせて庁舎内の綱紀肅正というふうなこともあわせて行っていただきたいというふうに思いますし、本当にささいなことなんですけれども、小さなことから、ええっと思うことが多々あります。それは非常に細かなことに目が届く女性の特性かというふうに思うんですが、それを私、言いつけるようなことはしたくないんですけれども、やはり気づいたことは御本人に直接申し上げますし、そしてまた、それで変わっていくことによって、本人のまた仕事に対する取り組みが変われば、これにこしたことはないわけですので、お互いに

切磋琢磨というふうなことで、また私にも気がついたことがありましたら、どうぞ遠慮なく、町民の皆様から時には匿名でいろいろ手紙が来ます。そうしますと、何事かというふうに本当にドッキリするんですけれども、さまざまな思いがつつられておまして、その中に、やはり役場に来にくい、そういうようなことを相談にお見えになる方もございますので、ぜひその辺のことで。

あと、この間、役場の電話交換、今までの中で一番対応がよかったなというふうに思います。電話のプロでございますので、一応。元プロでございますので、やはりしっかりそれぞれの課では御自分の名前を名乗って出ていただきたい。それと同時に、つままない顔して出るとつままない声になりますので、ちょっとにっこり笑って、はい、役場何々課の何々ですというふうに出ていただきますと、大変いい感じに相手に届きます。そして、電話は一つの役場の顔でもありますし、どこでも事業所はそうなんですけれども、その窓口の担当職員にはきちんと職場のマナー、電話のマナーをきちんと教え込みますので、その辺のことはどういうふうにやっていらっしゃるのか、マナー教育について、ちょっとそこのところも伺いたいというふうに思います。細かなことで申しわけございません。

あとは、子供議会等は楽しみにしておりますし、かつて私が入谷のほうに上ったときに、ぼくは大きくなったら町長になりたいと言った子が、たしかもう6年生ぐらいになっているかと思しますので、その子あたりがぜひ子供議会に出てきて、ここでまたまず議員として模擬議会の一員として出てきてくれるといいなというふうに思っております。

あとは、町長、先ほど子育て環境の整備というふうなことを御自分の指針の中の一つでおっしゃってございましたよね。これはもう十二分にやっていたような気はするんですが、やはり今回この質問を通してちょっと感じた点がございまして、やはり地域福祉という、住民福祉というふうなことが、介護保険導入とともにさまざまございますので、これはあとに譲ることといたしまして、住民福祉の向上、地域福祉の向上というふうなことで、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

---

#### ◎発言訂正について

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点、発言の削除、訂正。先ほど洗脳と言いました。これ、本当

に不適切な発言でございました。これは削除していただきたいと思ひます。

---

○町長（太田長八君） その中で、まず、職員の第三者評価。確かに我々の中で見れば甘く見ることありますので、この辺はちょっと今後検討していきたいなというふうに考えております。

確かにアリの一穴といいます。みんな一生懸命やっている中で、1人か2人のために全部が壊されるということは大変いかなことなもので、とりあえず第三者評価的なことは検討していきたいなと考えております。

さらに、電話での対応。これは、もうあいさつ運動と同じように、電話での対応は頼むということは再三再四言っております。その中で、去年は職員の研修の中で夜間はやっておるんですけども、この電話での対応、マナー教室、やりました。そういう中で、引き続きまたそのようなことがあれば、再度やっていきたいなということは考えておりますので、御理解願ひたいと思ひます。

私につきましては、また今後ということによろしく願ひたいと思ひます。

○議長（八代善行君） 次に、第2問、ボランティア活動のポイント制についてを許します。  
12番。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） それでは、第2問に移らせていただきます。

ボランティア活動のポイント制についてお尋ねをしたいと思います。

まず、この問題について質問をさせていただく前に、東伊豆町の地域福祉活動計画というふうなことの中に、当町のボランティア活動、またボランティア連絡協議会、またそれぞれの活動が社会福祉協議会の一つの事業の中に位置づけられているというふうなことを改めて確認をするところでございますけれども、このボランティア活動につきましては、堀田力さん、さまざまところで、元検事というふうなことで映像によくお出になる方でございますけれども、私もたまたま東京に行きまして、あるビルの中で、あ、さわやか何とか財団、これは堀田さんのところだと思ひて、ちょっと寄ってきまして、いろいろな本を購入してまいりました。

その中でボランティアのいろいろな活動がたくさん網羅されている中で、うちの町でやは

り足りないものはこのボランティアなんだなど。それも、個々には皆さん取り組んできてはくださっているんですけども、それが組織化されて、十分に活動されているのだろうか。頑張ってくださいているのはわかるんですけども、ある部署に任せてそれっきりみたいな感じで、やはり地域福祉というふうなことで、今、介護保険の問題等が山田直志議員のほうからも先ほど指摘をされているように、これからどうしていったらいいのかというふうなことになりますと、やはりボランティアということが非常に重要になってくるわけでございます。

当町のボランティア活動の現況と課題ということをまず1点として伺いたいというふうに思います。

それと、2点目としまして、認知症サポーター養成講座、これは何回か前のこの議会で提案をさせていただきまして、身近に認知症の親戚の者がおりますもので、本当に家族が大変な思いをして今介護をしております。やがて私自身も行く道なんだなというふうに思いながら、本当になかなかできない介護をよくやっております。この認知症というふうなことは、これからもどんどん増えていく中で、早目に手を打つというふうなことでは、厚労省、サポーター100万人養成講座ということを、たしかもう三、四年前になるかと思うんですが、始めて、当町は昨年からやっていただいているわけですけども、これが現状どのように進んでいるのかというふうに伺いたいというふうに思います。

3点目として、この表題に掲げましたボランティア活動のポイント制。ポイントというのは、ある意味、ボランティアにはそぐわないというふうにも当然考えられるわけなんです、ある意味、NPOの組織などがあらゆるところで立ち上がって、そしてまたそこでの高齢者へのさまざまなサービス等が行われたり、当町でも子育てセミナーにおいでくださっている、今年はお休みだったかと思えますけれども、小川文子先生なども御自分の人脈を生かして、もうかれこれ10年近く前から宅老所みたいなものも立ち上げて、本当に韮山町で先駆的なそういう取り組みをなさっております。

そういうNPO組織みたいなものも、うちの町には見えてこない中で、やはり行政がある意味行政主導で立ち上げていかなければならないのではないかというふうに思う点多々ございます。ポイント制というふうなことは、ポイントというのは、今いろいろなところではらんしておりますので、あり過ぎて困って、カードも持ち過ぎて困って、結局集めるばかりで何にも使わないという現状が私などはよくあるんですけども、これであえてポイント制にするというのは、いろいろな意味があるかと思うんです。

本当ならば、全く無償でやるのがボランティアだと。さらに、ボランティアというのは、いつでも、どこでも、だれでもがやれるときにやれる、そういうボランティアというふうなことからしたら、あえてそういうセンターに所属をしなくても、昨日は白田のほうにちょっと伺いましたところ、駅前のフジ棚と、それとヤマモモの木が7本ぐらいあって、結局15年間ぐらい手が入っていなかったわけです。それでも近所の方がお掃除をしてくださって、それお嫁さん。そして御主人がフジ棚のもう垂れ下ったつるをとって、そしてなおかつ、いろいろな刈り込みをしたりとかというふうにやってくださって、こんなになっておりました。よくよく聞いたらそういう状況だというので、早速建設課にお願いをしたんですけども、そういうことで、本当に町民の皆さんのボランティア精神によって町がきれいになっているのではないかなと。

うち、東町のほうも、前は私一生懸命やっていたんですが、このごろはやろうと思うとすごいきれいになっていて、もう先を越されたという感じなんです。どうも老人会の皆さん方がやってくださっているようで、とってもきれいになっているんですね。ただ、東町の浜の湯さんあたりの前のさくで囲ったところが草ぼうぼうなんです。かつてはモヤイ石か、何か石があったと思うんですけども、畳石だか何かが。ところがいつの間にかなくなってしまって、東町のあそこの海岸だけが何だか置き去りにされて、観光客が来ても、何だかみっともない海岸だなというふうに思うんです。

○議長（八代善行君） 居山議員に申し上げます。

質問は一問一問簡明にお願いいたします。

○12番（居山信子君） 簡明に、はい。

でも、お手元にはもう職員の皆さんにも、町長にも行っていますので、いずれにしてもボランティア精神にあふれた取り組みによって町はきれいになっているんだけど、問題があるところはそういうふうにありますよと。

東町のその海岸については、次の質問事項にしたいと思っておりますけれども、ぜひ観光振興というふうなことからしたら、東町のあの海岸線はちょっとお粗末かなと。それなりにその理由はあるかというふうに思います。

いずにしましても、ポイント制というふうなことで取り組んでいただくことが望まれるわけですけども、私が望みますのは、65歳以上の高齢者の方に、介護支援のボランティアをお願いするというふうなことなんです。

これは、厚労省で平成19年からもう事業が始まっています。先進地でも何カ所が取り組み

もされていまして、施設に行っているいろいろなボランティアのお手伝いをしてポイントをもらってくるようなんですけれども、私は、それだけではなくて、それぞれ家庭の中にも行ってお話し相手になってあげるとか、何かそういうシステムができないのかなというふうに思うので、これはちょっと今インターネットでいろいろ調べると、あちこちの取り組みも見えてきているんですけれども、当局でもそれなりに答弁を用意してくださっているかと思っておりますので、この問題についてまず伺いたいと思います。それが4点目というふうなことでございますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（八代善行君） 第2問、答弁求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 居山議員の第2問、ボランティア活動のポイント制については4点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

1点目の当町のボランティア活動の現況、課題はについてお答えいたします。

現在、社会福祉協議会の所管で、東伊豆町ボランティア連絡協議会に登録されているボランティアの人員は236名、団体登録数36団体で、内容につきましては、障害者部会21名、高齢者部会28名、幼児童部会7名、食事部会116名、レクリエーション部会36名、男性部会28名の構成で、平成20年度実績は、社協等が実施した15事業、延べ人数965名のボランティアが参加し、地域における各種の活動や福祉活動である障害者支援、高齢者支援等に日々御活躍をいただき、感謝しているところであります。

今後の課題といたしましては、経済状況が厳しい中、大変ではありますが、若い世代のボランティア活動への参加をお願いしたいと伺っております。

2点目の認知症サポーター養成講座の推進状況と課題はについてお答えいたします。

町は、認知症の方を理解し、見守り、応援する認知症サポーターを要請する講座を平成20年度から開催しております。平成20年度の認知症サポーター養成講座につきましては、実施回数8回、養成講者数297名、平成21年度は6月8日の時点で、実施回数2回、養成者数86名で、事業開始から383名の認知症サポーターが誕生しております。

今年度、役場職員を対象とした講座を計画しておりますが、認知症にかかわることが多い銀行や店舗、配達員などを持つ組織等を対象とした講座の開催が今後の課題となっております。

認知症への正しい知識と理解を広めることにより、認知症にやさしいまち、笑顔があふれ

るまち東伊豆町を実現していきたいと考えております。

3 点目、ポイント制取り組みの先進地はについてお答えいたします。

厚生労働省が平成19年5月7日に、介護支援ボランティア制度の導入を認め、東京都稲城市が平成19年9月、千代田区が12月に制度を実施しております。平成20年度には世田谷区ほか7市区、東京都以外では愛知県の津島市が実施しております。

稲城市の介護支援ボランティア制度の内容につきまして御説明をいたします。

介護支援ボランティア制度とは、65歳以上の高齢者の方々が、介護支援にかかわるボランティア活動をした場合、その活動につき評価ポイントが付与され、評価ポイントが次年度に現金として交付される事業です。

まず、保険者である市が介護予防事業として社会福祉協議会に地域支援事業交付金を交付します。この制度の管理機関となる社会福祉協議会では、高齢者のボランティア登録や評価ポイントの管理や付与などを行い、ボランティア活動を希望する高齢者は、社会福祉協議会への登録が必要となります。

介護ボランティア活動は、市が指定する事業の活動の中で行われます。具体的には、介護保険対象施設、市が委託する介護予防事業、ふれあいセンター、高齢者会食会、その他の中でのレクリエーション指導、配膳、散歩などの補助、話し相手等々の活動があります。これらの活動を行うと、社会福祉協議会から支給される介護支援ボランティア手帳にスタンプが押され、ポイントとなり、年間最大で5,000ポイントをためることができます。このポイント数に応じて、申請により次年度の8月から9月ごろに、介護支援ボランティアポイント転換交付金として現金が支給される仕組みとなっております。

4 点目、介護予防の上からも元気な高齢者のボランティア活動に介護支援ボランティアをポイント制にしていくお考えはについてお答えいたします。

介護支援ボランティアにつきましては、高齢者の社会参加の促進、ボランティア運動の活性化などの利点もありますが、報酬的な性格が強く、ボランティア本来の意識が薄れるなどの反対意見もあり、導入には議論が分かれるところであります。

また、県内では現在導入市町はありませんが、これから元気な高齢者が増えていくことを踏まえ、介護予防施策の一環として、都内の先進地の状況を調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 12番。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） それでは、介護保険やボランティア活動のポイント制というふうなことで御答弁をいただきました点につきまして、さらにお伺いをしたいと思います。

当町のボランティア活動の現況、そういうものにつきましては、3カ月に一度社協だよりが発行をされております。これを拝見して、活動の状況等がよくわかるわけですが、本当に皆さん生き生きと、そしてまた自分の時間をボランティアにというふうな心豊かなそういう皆様方が町を支えてくださっているというふうに思いまして、このボランティアの輪がもっともっと大きくなるといいなと。そしてまた、高齢者の方も参加できるような、そういうボランティアを用意してあげたらいいんじゃないかなというふうに考えるものでございます。

このボランティアの活動、私も福祉ふれあい広場は毎年楽しみに行っておりまして、当初はなかなか人が集まるのに大変だったかと思うんですけども、役場でやっていたときが初めてかなと。それから回を重ねるたびに皆さんの努力で非常に盛り上がってまいりましたし、ただ、やはり少し人数がこのごろ減っているかなというふうなのは、やはり皆さんが高齢化しているから、今まで行っていた人が行かなくなってしまうとか、そういうようなことも見えているようでございますし、車の送迎とかやっておりますので、それはそれで大変結構かというふうに思いますが、また本年度は50周年でありますので、ぜひ予算もたくさんつけてあげていただいて、盛り上がるような、そういう福祉ふれあい広場を企画をしていただけたらありがたいなというふうに思います。

この社会福祉協議会から出ているものですが、みんなで気づき、支え合う地球家族という、この平成18年に出しております東伊豆町の地域福祉活動計画なんですけど、2006年から2010年までの計画です。

この計画の中にある問題をやっぱりずっとひもといていきますと、今やっぱりボランティアです。本当にボランティアをしっかりと養成もし、そしてまた、自分が今やるんだけれども、やがてはボランティアの手をかりるようなことに必ずなっていくしますので、それは認知症サポーター養成講座が1つ大きなボランティアのシステムとして、国が認知症、介護予防というようなことも含めて、計画をしてきていることかというふうに思いますけれども、町独自で介護保険の現状、先ほど来いろいろな指摘がありましたように、何か介護にかかわるそういうものでボランティアをとというふうに考えられないでしょうか。

そういうふうなことで先ほど質問をさせていただく中で、町長から御答弁がなされたわけでございますけれども、1点目のまず、ボランティアの人数236名、団体36というふうなこ

とのようでございますけれども、それぞれの部会に分かれていまして、障害者が21、高齢者28、幼児が7、レクが36、男性28と、あと食事部会が116名というふうなことになっておりますので、恐らくそれぞれの部会に入っている皆さん方が食事のほうの応援もしているのかなと。それはそうではないんですか、そうですか。

では、食事のほうは116名というふうなことで、236名。団体数が36というふうになっておりますけれども、出発のときは人数的には、平成14年がボランティアセンターの開設で、そのときには私も一員として参加をさせていただきまして、途中で立ち切れになってしまったんですけれども、声のボランティアをよしやろうと思って取り組んだんですが、途中になってしまっておりますけれども、その出発のときの状況はよくわかっております。

人数的にはやはりどうなんでしょうか。さまざま、15年の事業は965名が参加もしてくれているようでございますし、それと平均すると約11回ぐらいなんでしょうか。この20年度の事業、この事業の様子は先ほどもお話ししました社協だよりの中に写真とともにありますので、活動の状況がよくわかります。

今後さらにボランティアの皆さんには大いに活躍をしていただきたいと思っておりますし、またお友達を誘いながら、自分たちのグループがどんどん大きくなっていきますように、皆様の御協力を期待したいというふうに思います。

あと、認知症のサポーター養成講座なんですが、これは包括支援センターのほうでやってくださっているのでしょうか。

何かこう見てきますと、社協でやってよさそうな、そういう事業でないかなというふうな感じがしないでもなくてするんです。

それと、あと心配なのは、今支援センターのほう3人で対応してくれていますけれども、うちの町はとにかくひとり暮らしの高齢者がかなり数字的には多くなっています。高齢者世帯3,000ぐらいのうちの1,000ぐらいがひとり暮らしというふうなことだったと思います。今後もひとり暮らしの高齢者が増えていきますので、包括支援センターの職員はぜひ身軽にしてください、どんどんひとり暮らしの高齢者のところに入っていただいて、介護が必要でないような状況になるためのさまざまなサービスをアドバイスしてもらわなくてはならないわけです。本来ならば職員をもう少し増やしてもらいたいと思うんです。

これを委員会でちょっと伺いましたところ、文書が届きまして読みましたら、町によっては、人口による3名だけでなく人数増やしても大丈夫というような条項も入っておりましたので、今後、地域福祉ということの充実の上からも、職員の補充を。優秀な方が3人、本当

によくやってくださっていると思います。優しく、丁寧に、どなたにも公平に、いつも気持ちいいあいさつもしていただきながら、優秀なスタッフがおります。ぜひまたこの人たちに負けないぐらい優秀なスタッフをもう一人ぐらい配置していただいて、今後、東伊豆町安心して住めるようにするためには、その辺がとても大事ではないかなというふうに思いました。

あと、この介護予防の上からというふうなことなんですけれども、今皆さん何が必要かといったら、とにかく自分の話を聞いてほしいのです。どなたにでもいいから聞いてほしいのです。ところが家族は忙しい、そして家族はいない、ひとり暮らしだとか、そういうような状況とかになりますと、こういうストレスのたまる時代には、もう本当にただひたすら聞いてもらうボランティアが欲しいんです。それは御存じでしょうか。傾聴ボランティアというのがあるようでございます。これを、下田でかつて講座もやっていたようです、去年は。ああ逃がしちゃったと思ったんですけれども、ぜひ傾聴ボランティアというような講座も何らかの形で入れていただけないでしょうか。自分から答えを出す必要もない、その人にアドバイスする必要もない、解決方法を言う必要もないというふうなことで、そういうボランティアでございます。

続けてよろしいでしょうか、議長。

それでは、12時になりましたけれども、議長、いかがいたしましょうか。

○議長（八代善行君） どうぞ。

○12番（居山信子君） よろしいですか。終わるのは、私あと30分ありますけれども、よろしいですか。

○議長（八代善行君） いいですよ。

○12番（居山信子君） 食事なしですか。

○議長（八代善行君） いやいや、その後食事時間とりますから。

○12番（居山信子君） へえ。何かそれでは終わりたい心境。お昼のときはお昼を食べたいような気が……。皆さんに諮っていただけませんか。

○議長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議長（八代善行君） 再開いたします。

どうぞ。

○12番（居山信子君） それでは、大変申しわけありません。残り30分いただくようになるかと思いますが、御辛抱いただきたいと思います。

いずれにしましても、その介護支援のボランティアポイント制についての考えについて、今申し述べた傾聴ボランティア等々、その養成をしていきながら、なおかつ65歳以上の高齢者の皆さん、特に私たちが団塊の世代ですが、65になったときに暇はある、お金はややない、元気はある、何かもうやろうという意欲に燃えた団塊の世代がこれから続いてきますので、この方々を、このマンパワーをどう生かすかというふうなことで町長、ぜひお考えを伺いたいところでございます。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、ボランティア活動の現況。私、時間があればボランティア協議会の総会、出席しております。その中で現状をわかっておる中で、本当、この方たちには敬意を表したいと考えております中で、その中でいろいろな問題点や、また言ってきますが、それはできるだけ対応していきたい。また、声のボランティアに関しましても、図書館に対してのとか、聞いておりますもんで、その辺はある程度は解決しておるような感じです。やっぱりボランティアに対しましては、町としても大変ありがたいと考えております。

次に、包括支援センター、このことに関しましては、今後も検討していきたいという考えの中で、今現場のほうから、そういう補足とかそういうことを聞いていませんもんで、そしてまたそういう声が出てきましたら、それはやっぱり福祉に対するあれですから、それはまた検討していきたいと考えております。

その包括支援センターの内容につきましては、担当課長のほうから現状をちょっと説明させていただけると思います。

さらには、傾聴ボランティア、これ大変いいことで、去年ですか、町で講演をやりましたよね。それ聞きました。そういう中で、傾聴ボランティアに対しましてはやっぱり、ただ聞くだけで一切自分の意見を言うてはいけない、そういうことは言われておりますもんで、これもまた町としては今後検討していきたいと考えております。

では、あとは担当課長より説明させます。

○議長（八代善行君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 支援センターの人員の話ですけれども、一応3名で、今

順調に活動しておりますので、人数が不足という話は聞いていない。

それから、もう一点のひとり暮らしの高齢者のほうなんですけれども、うちのほうの包括支援センターだけで独居老人とかというのについては対応しているわけではございませんので、保健センターのほうもありますので、相互に結びついて当たっております。

それから、先ほどの認知症サポーターの関係のほうなんですけれども、認知症のほうについては介護のほうで一番問題になっている、一番介護の中で取り上げていかなければならないということで、うちのほうの包括支援センターが担当しております。

それから、傾聴ボランティアの関係なんですけれども、記憶では、特養のほうで……。

以上です。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 答弁漏れがありました。

65歳以上の介護ボランティア、これ今後検討して、できればやっていきたい。どのような方向になるか、とりあえず検討させていただきたい。そういう考えでございます。

以上です。

（「はい、了解です」の声あり）

○議長（八代善行君） 次、第3問、健康パスポート（手帳）の発行と女性特有のがん検診の推進についてを許します。

12番。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 今、町長から非常に前向きな御答弁をいただきましたので、余計なことはもう言わなくてもいいかなというふうな感じで、早くお昼が食べたいなという感じになってまいりました。

それでは、第3問、健康パスポート（手帳）の発行と女性特有のがん検診の推進についてお尋ねをしたいと思います。

これは、1点目として、さきの定例会での町長の御答弁としましては、国・県の動向を踏まえて取り組むというふうに伺っておりますけれども、基本健診を受けますと健康手帳というのをいただいております。私も昨年受けた中で、大変いい内容で、いろいろなデータがやはりここに網羅されておりますもので、これはもうこのままきつと続くんだというふうに思っていますので、特定健診の上から、今回、緊急の財政予算の関係の中で、国のほうでこの辺の予算づけが今なされているわけでございます。

この女性特有のがんというふうなことでは、乳がんと子宮がんなんですけれども、これがなかなか私たちも検診に行きにくい実情、女性心理の中にありまして、女性ドクターならばいいんですけれども、行きにくいというふうな状況もありまして、なかなか受けないというのが現状です。

いかに受診率を上げていくかというふうなことが今課題でして、早目に対応をすれば、子宮頸がん、乳がんも治っていくわけですし、また子宮頸がんにつきましてはワクチンも先進的な取り組みをされている国があるんです。そのワクチンというふうなことも、国もそろそろ動き始めておりますので、今回は質問の中には入れておりませんが、ぜひ手帳というものを、がんの検診手帳というような形のものにさせていただくのか、女性特有のというふうなことで私質問をしておりますので、この点伺いたいと思います。

2点目の子宮頸がん、乳がんの対策として、これを無料検診でというふうなことが国で決まっておりますよね。ただ、これをどういうふうに進めていくかと。さらにスピードアップをしていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、現状の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 居山議員の第3問、健康パスポート（手帳）の発行と女性特有のがん検診の推進についてにお答えいたします。2点の質問からなっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目のさきの定例会での答弁では、国・県の動向を踏まえて取り組むと伺ったが、検診手帳としていく考えはについてお答えいたします。

御質問のとおり、3月定例会におきまして、健康パスポートの発行につきましては、国・県の動向を踏まえて取り組んでいきたいと答弁させていただきました。その後、3カ月が経過いたしました。国・県の動向に特に変化は見られませんので、町としての対応は変わっておりません。

なお、検診手帳としていく考えはとの御質問ですが、2点目の御質問と関連いたしますので、2点目で答弁させていただきます。

それでは、2点目の子宮頸がん、乳がんの対策として無料検診を行い、検診率をアップしていく考えはについてお答えいたします。

国の21年度補正予算が成立したことにより、子宮頸がん検診及び乳がん検診を対象に、一

定の年齢に達した女性に無料クーポン券と検診手帳を交付し、受診率の向上を図ることを目的とした補助率10分の10の女性特有のがん検診推進事業が実施されることになりました。町としては、国の女性特有のがん検診推進事業の活用を前向きに検討しておりますが、現状では非常に厳しいものがあります。

補助基準は、子宮頸がん検診及び乳がん検診の両方を国の指針に従って実施することが前提とされております。子宮頸がん検診については、国の指針どおり実施できるため問題はありませんが、乳がん検診につきましては、国の指針が視触診とマンモグラフィを両方行うこととされているのに対しまして、賀茂地区1市5町が賀茂医師会に委託し実施しているのはマンモグラフィだけであり、補助基準を満たしておりません。

現状では、子宮頸がん検診及び乳がん検診の両方を国の指針に従って実施することにはならず、賀茂地区1市5町のすべてが補助対象外となることも予想されます。したがって、マンモグラフィに加え視触診を行うことが可能かどうか、関係市町担当者と賀茂医師会との間で早急に協議の場を持ちたいと考えております。

なお、町といたしましては、補助対象の有無にかかわらず、当初の計画どおり、単独で子宮がん検診と乳がん検診は実施いたしますので、御承知いただきたいと思っております。

また、子宮がん検診及び乳がん検診につきましては、国は2年に一度の受診でよいという基準を出しており、多くの市町が国の基準に従い実施しておりますが、当町では、早期発見・早期治療という観点から、当該年齢に達した方は毎年受診できるよう計画し実施しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 12番。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） 今、町長から御答弁伺って、ええびっくりしたという感じなんですけど、国の指針、私もネットでいろいろと調べましたところ、視触診なんかも一緒にというふうなところが見受けられなかったんですけども、12日に厚生労働省から実施要綱が来ておりますよね。ネットで全部検索をして、かなり膨大なものなので全部は見てないんですけども、その中に、課長、ちゃんとそういうふうに明記されているんでしょうか。両方、マンモと視触診、その両方でないと補助にならないというふうなことが、今回12日の実施要綱の中にあるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

クーポン券、これを出していただくについて、検診手帳というものがそこにはきちっと配布をされるわけでございますので、その検診手帳の中に、パソコンでもダウンロードすれば

クーポン券が出てくるんですね。今日ちょっと持ってきてなかったんですが、全部それが乳がん検診と子宮がん検診というふうな形で検診手帳が配布される。

さらに、大事なことは該当する方々にしっかりお知らせをしていただかなければならないわけですので、該当者は何名くらいになるのかというふうなことを伺いたいというふうに思います。

ただ、人数的に20歳から乳がん検診、あるいは40歳からが子宮頸がん検診というふうなことになっておりますので、人数的なものの把握はもうなさっているのか、どうなのか、もしわかりましたら伺いたいというふうに思います。

それとあと、マンモの検診車が回ってくるんだというふうに思いますけれども、そこに視触診するドクターが乗ってこないというふうなことなんでしょうか、そうしますと。そうするとやはり、賀茂郡下の医療圏の中で、賀茂医師会のほうにこれはもう嚴重に言っていただいて、何らかの形で両方やっていただく。そして、それもやはりマンモだけではわからない部分とかも当然あるわけですので、100%でわかるわけではありませんし、エコーとかいろいろなことも要素も当然加わるわけですので、ぜひ賀茂医師会のほうに、町長、町長会等含めてその辺の対応を早急をお願いをしていただく中で、受診率向上についての取り組みを担当課としてどのようにお考えになっているのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 壇上で言ったように、とりあえず詳しいことは担当課長から説明させますが、一応マンモグラフィと視触診両方行わなければならないということを言われておりますので、壇上で言いました賀茂医師会と早急に協議の場をつくりまして、せっかく国がこういう制度をつくってくれましたもので、町としてはそれに対応していきたいと考えております。

そういう中で、1市5町の首長の中で一応協議していきたい。そして、さらに強く賀茂医師会に働きかけていきたい、そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

詳しいことは担当課長から説明させます。

○議長（八代善行君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） ただいまの12日に公布されました関係市の要綱の中には、そのような国の指針の記載はございません。

しかしながら、国を通して確認をしたところ、国から、マンモグラフィのみ、あと超音波のみの検診は補助対象外ということでございます。

それから、今回の補助の対象年齢ということなんですけれども、乳がん検診につきましては昨年の4月2日から今年の4月1日までの間に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳となった人が対象になります。

それから、子宮頸がん検診につきましても、やっぱり同じ期間で20歳、25歳、30歳、35歳、40歳となった人が対象となります。

乳がん・子宮がん検診の対象者につきましては830人ということでございます。

受診率の向上のためということですが、先ほど町長が言ったように、当然今まで賀茂医師会で毎年、乳がん、子宮がんやって実施しておりますので、まずは賀茂医師会が視触診をできるのか、そういったことが協議されないと、それで賀茂医師会のほうでできるということになれば、それで問題ないわけですが、できないとなれば、その後、また1市5町で協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八代善行君） 12番。

（12番 居山信子君登壇）

○12番（居山信子君） それでは、いろいろ御答弁をいただきましたことを、もう一度整理をして、さらに次の定例会にはまた質問をさせていただきますもので、取り組みのほうよろしく願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八代善行君） 以上で、12番、居山議員の一般質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八代善行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 0時17分

## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 1 年 6 月 1 9 日 (金) 午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 専決承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 2 専決承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 3 議案第 3 3 号 東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事 (建築工事) 請負契約について
- 日程第 5 議案第 3 5 号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第 6 議案第 3 6 号 字の区域の変更について
- 日程第 7 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度東伊豆町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 同意案第 7 号 東伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 0 5 番議員の発言の取扱いについて
- 日程第 1 1 藤井・明議員に対する懲罰の件

---

### 出席議員 ( 1 1 名)

- |       |             |       |           |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 1 番   | 内 山 慎 一 君   | 2 番   | 飯 田 桂 司 君 |
| 3 番   | 村 木 脩 君     | 5 番   | 藤 井 廣 明 君 |
| 6 番   | 森 田 礼 治 君   | 8 番   | 鈴 木 勉 君   |
| 1 0 番 | 山 本 鉄 太 郎 君 | 1 1 番 | 八 代 善 行 君 |
| 1 2 番 | 居 山 信 子 君   | 1 3 番 | 定 居 利 子 君 |
| 1 4 番 | 山 田 直 志 君   |       |           |

### 欠席議員 ( 1 名)

- 7 番 西 村 弘 佐 君

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木新一君
教育長	飯田伊三男君	総務課長 兼防災監	鈴木忠一君
企画調整課長	田村正幸君	税務課長	石原邦彦君
住民福祉課長	山田和也君	健康づくり課長 兼観光商工課長	鈴木秀人君
健康づくり課 参事	鳥澤勇君	観光商工課長 兼建設産業課官	稲葉彰一君
建設産業課長	上嶋智幸君	建設産業課官	山口誠君
教育委員会 事務局 会長	木田和芳君	消防長	平山隆君
水道課長	吉野竹男君	兼会計管理課長	齋藤容一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木弥一君	書記	岡田賢一君
書記	中山美穂子君		

開議 午前 9時29分

◎開議の宣告

○議長（八代善行君） 皆さん、おはようございます。

開会前に御報告申し上げます。7番、西村議員より一身上の都合により本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年東伊豆町議会第2回定例会3日目は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（八代善行君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりでございます。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（八代善行君） 日程第1 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

専決承認第3号の提案理由とその内容を説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の

規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

人事院が5月1日に国家公務員一般職職員の6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げるといふ勧告をし、当町職員の期末勤勉手当もこれに準じ改定するに当たり、給与条例の期末勤勉手当の支給基準日である6月1日以前に改正する必要がある、5月27日に専決処分をしたものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） それでは、専決承認第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、5月1日に本年6月に支給する一般職国家公務員の期末手当の支給月数を0.15月、勤勉手当の支給月数を0.05月、暫定的に引き下げるといふ臨時的な人事院勧告に準じて当町職員の6月期の期末手当の支給月数を1.4月から1.25月に0.15月、勤勉手当の支給月数を0.75月から0.70月に0.05月、6月期支給合計で2.15月を1.95月に0.2月減額するのに伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正する内容であります。

今回の人事院勧告は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間の夏季一時金が前年よりも大幅に減少することが見込まれることを踏まえ、例年8月に行われる人事院勧告の前に勧告されたものでございます。

それでは、改正条例のほうを朗読させていただきます。

東伊豆町条例第10号、平成21年5月27日、東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町職員の給与に関する条例（昭和40年東伊豆町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条の5第3項中「「100分の140」」を「「100分の140」」に改める。

第15条の8第2項第1号中「、当該職員」を「 当該職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第15条の5及び第15条の8の規定の適用については、第15条の5第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、

同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第15条の8第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

お手元に新旧対照表を配付してございますが、本文の改正につきましては、いずれも字句等の誤りの修正につきまして今回の条例改正にあわせて改正する内容でありまして、期末勤勉手当の支給率等につきましては、附則の第2項で改正する内容でございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎日程第2 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（八代善行君） 日程第2 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 専決承認第4号の提案理由とその内容を説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

職員の期末手当の改正に伴い、常勤の特別職の6月に支給する期末手当を0.15カ月減額する特例措置を設けるもので、職員と同様に特別職の給料等の条例を期末手当の支給基準日の6月1日以前に改正する必要があると、5月27日に専決処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(八代善行君) 総務課長。

○総務課長兼防災監(鈴木忠一君) それでは、専決承認第4号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、職員の期末勤勉手当の改正に準じ町長並びに副町長の6月に支給する期末手当を2.1月から1.95月に0.15月減額するのに伴い、条例の一部を改正する内容でございます。

それでは、改正条例を朗読させていただきます。

東伊豆町条例第11号、平成21年5月27日、東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例(昭和43年東伊豆町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、第4条第2項中「100分の210」とあるのは「100分の195」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、教育長の期末手当につきましても同様に2.1月から1.95月に0.15月の減額をいたしますが、東伊豆町教育委員会教育長の給料等に関する条例につきましては、第3条で教育長の期末手当の額は特別職の職員で常勤の者の期末手当の例により算出した額と規定されております。この条例を改正することによりまして、教育長の期末手当の額も改正されることに

なります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎日程第3 議案第33号 東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（八代善行君） 日程第3 議案第33号 東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第33号 東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

気象庁の改称により従来の異常乾燥注意報が乾燥注意報に変更されたため、条文を改正するものであります。

詳細につきましては建設産業課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い

たします。

○議長（八代善行君） 建設産業課長。

○建設産業課長（上嶋智幸君） ただいま提案されました議案第33号 東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

次のページをごらんください。

東伊豆町条例第 号、平成 年 月 日。

東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例（昭和59年東伊豆町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改め、同条第2項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

恐れ入りますが、次の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第14条で火入れの中止に関する事項を定めておりますが、改正前条文では、第1項で火入れの許可の期間中であっても強風注意報や火災警報とあわせまして異常乾燥注意報が発令された場合には、火入れを行ってはならないとされております。また、第2項では風勢等によって他に延焼のおそれがあると認められるときは、第1項と同様に異常乾燥注意報が発令されたときには速やかに消火しなければならないとされておりましたが、昭和63年に気象庁の改称により、異常乾燥注意報が乾燥注意報と改められたため、改正をする内容でございます。

昭和63年に改称されてから既に20年余が経過しておりますが、この間、見過ごしてしましたことに対しまして本席をかりておわびを申し上げます。

なお、概要説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 東伊豆町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第34号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事(建築工事)請負契約について

○議長(八代善行君) 日程第4 議案第34号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事(建築工事)請負契約についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま提案されました議案第34号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事(建築工事)請負契約について提案理由を申し上げます。

稲取小学校屋内運動場耐震補強工事につきましては、国の財源的配慮により平成20年度補正予算措置し、繰越明許措置の議決をいただきました。これにより平成21年度事業として実施すべく、5月27日に随意契約により決定した当該業者と仮契約を締結したものを本契約として議決をいただく内容であります。

また、関連する事業として当該事業にかかわる電気設備工事、機械設備工事につきましては、業者選定において地域経済の活性化を踏まえ、地元指名業者による入札が執行され契約が締結されましたことも御報告いたします。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(八代善行君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(木田和芳君) それでは、議案第34号について説明をさせていただきます。

この事業に関連する工事の発注につきましては、建築、電気設備、機械設備の3本に分けて5月27日に入札を行いました。

1 契約の目的 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事(建築工事)。

2 契約の方法 随意契約。

3 契約金額 2億475万円。

4 契約の相手方 賀茂郡東伊豆町稲取665番地、株式会社竹内組、代表取締役、竹内幸夫であります。

電気設備工事及び機械設備工事につきましては、参考資料に記載のとおり、それぞれ有限会社鈴木電気が契約金額2,184万円で、株式会社高村設備が契約金額1,207万5,000円で請け負うこととなりました。

なお、工期につきましては平成22年3月1日までであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本鉄太郎君） ちょっと参考までにお聞きしたいんですけども、工期はいつからいつまでですか。

○議長（八代善行君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（木田和芳君） 議決の翌日から22年3月1日までです。

○議長（八代善行君） 10番。

○10番（山本鉄太郎君） 工期は3月31日わかりますけれども、議決の日からと言われましても、今、学校教育なされていますよね。だから、いつごろから工事が始まるのかなという形を聞いたかっただけなんですよ、いつから工事が始まるのかという形。それ業者とは打ち合わせしてあると思いますけれども、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（八代善行君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（木田和芳君） 議決をいただきまして工事落札業者とは打ち合わせをやろうと思っております。まだ打ち合わせについては行っておりません。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には学校行事に支障を来さぬように、夏休みをある程度、工事の開始時期は、そういうふうに考えております。

○議長（八代善行君） 質疑ありますか。

14番。

○14番（山田直志君） 担当の委員長と、なんせこの間も金額の説明はあったんです。しかし2億の工事ですから、私は再三この問題、設計段階からでも住民要望に配慮することや

等々の注文をお願いをしてきたと思います。という点で考えますと、この間の委員会のときも申しあげましたけれども、最低、図面やどういう工事内容を行うのかというものについて、2億の工事に対して工事金額出すだけということはないのではないですか。そうしたものを添付して、こういう工事内容を行いますと、こういうものの要望についても対応したいと思いますとか、そういうやはり説明がなされるべきではないかと思うんですよ。

この間もちょっとあったのは、太陽光パネルを乗っけますよとか、いろいろな話ありましたよ。我々はこの小学校の体育館といえども、いわば中央公民館的に多くの町民の皆さんが利用する場所でもあるので、十分住民要望を配慮していただきたいということについても、私はこの場合、設計段階でも質疑をしたと思います。この間の委員会のときにも図面はなかったですから、その問題については本会議でも十分皆さんに説明をしてくださいということをして私は委員長として申しあげました。しかし今回、図面さえついていない。やはりそうしたことについて、2億の工事を行うということであれば、最低そういうものについて、今日説明をされるというのは私は当然のことだと思いますが、いかがですか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の言うとおりの、本当、図面を提出しなかった、これはこちらの不備でございます。これは改めて謝罪を申し上げたいと思います。すぐに、平面図に関しましてはすぐに議員の皆さんには配付していきたいと考えています。

その中で住民要望、設計する前に言いました中で、基本的には文化祭に対する、その要望はできるだけ取り入れまして、文化協会とは十分打ち合わせした中でやりました。

それとあともう一点、図書館の件でございますが、これは図書館協議会に諮りました中で、今の場所からこの稲小体育館のところに配置するには問題ないけれども、基本的には町民に不便をかけないことと、あと議会のほうから指摘されておりました防災に対する配慮、これも十分配慮いたしまして、防災の会議室も使えるようなことに設計はされております。

以上です。

○議長（八代善行君） 質疑ありますか。

3番。

○3番（村木 脩君） 今回、あと2つほどお聞きしたいんですけども、今、町長、地元指名業者が落札してよかったということでございますが、この今2億の工事というのは、これは近年、多分これが一番大きな工事だろうという気はいたしますが、そのときに今回竹内さんがとられたからいいけれども、あとほかに入っていた業者というのは多分指名の結果表を

いただいたときに、他の業者が、他町の業者が入っていたというふうに思います。そのときに、もし他町の方にとられると熱川の幼稚園のようにほかから来てやっているということになりますと、今のこの景気対策というものにはまずならなかつたらうと、町長も言っていることとはならなかつたらうという気はします。

そのときに、ジョイントを組ませるとか、ほかの業者と、多分そこまでの資格がないんだらうから入れてもらえなかつたら地元業者というものがいるんだらうと思いますけれども、そういうときに、だれがとつてもいいようにジョイントを組ませるとか、そういう指導はなされたのか。

それと、図書館、下にある図書室を向こうへつくるという話です。これがPTAですとか学校側に余り伝わっていなかったのではないのかというような気もします。そしてまたPTAに対して、PTAがそんなうわさもしている部分がありますので、その辺についても御説明をお願いしたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 指名のことにつきましては、指名委員会の副町長から説明させます。

あと図書館に関しましては、当然議会から村木議員、また居山議員、いろいろ出ました。それで図書館協議会に諮りました。図書館協議会におきましては、いろいろな検討をした結果、さっき言ったようなことを加味していただければそれは結構ですという中で、図書館協議会は一応オーケーをもらいました。

ただ、そういう中でPTAに対する説明は、説明不足かはわかりません。その辺はちょっと配慮に欠けたかなと思いますけれども、図書館協議会におきましてはオーケーをもらいましたもので、町といたしましては長年の懸案事項であります観光協会事務所、これはもう数年来、片野町長以来、もうそれ以上前ですか、やっていますので町はなるべく観光立町としての情報効果、そういう意味でも今の現図書館のところがいいということで、そういう方向でやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、指名のことに関しましては副町長から説明させます。

○議長（八代善行君） 副町長。

○副町長（鈴木新一君） それでは本件に係る指名委員会の委員長として、ちょっと内容説明をさせていただきます。

本議案に係る建築工事につきましては4,500万円以上を下請に発注して工事を行う場合には、特定建設業の許可と専任の監理技術者の配置が必要となるわけでございます。この稲小

体育館の耐震補強工事につきましては、設計士さんのお話では、約2億円のうち全体の約70%が外注工事になるということで、全体工事費から算出をいたしますと下請発注額はその4,500万円をはるかに超えるということになります。

したがって、本工事につきましては、特定建設業の許可を有する業者で、加えて現場に常駐する専任の監理技術者の配置が必要となるわけでございます。この条件を満たすのは、町内業者ではAランク3社のうち、議員さんがおっしゃられた株式会社竹内組1社のみでございました。そこで近隣の下田・賀茂地区でその条件を満たす業者を拾い出したところ4社ございまして、合計5社で入札をしたということになります。

それから、JVの件でございますけれども、今申しましたように資格を満たしている会社が1社しかないわけで、親になれないわけです。協議はしましたけれども、やむを得ないということで5社の単独で入札を、入札と言いますか、指名業者として町長に報告したと、こういうことでございます。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 一言、村木議員が言ったように、こういう経済の中です。やはり町といたしましてもできるだけ多い方にやってもらうというのがあり、副町長が説明したとおりになったんですけれども、基本的には町内の指名業者A、B、C全員呼びました。その中で現状はこういうものですからよろしく願いますという中で、建築業者の方々には理解いただいた中でこの建築工事の入札をやったということだけは理解していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（八代善行君） 3番。

○3番（村木 脩君） 私の言っているのは、他町の業者とも地元の業者がJVを組めないのかと。親が1社というのは多分町内の話のことだと思います。他町の業者がもし落としたときに、そこへうちの業者が2社でもかんでればというような話ですので、その1社という話ではございません。

そして、町長が今言った図書館協議会と協議したと、先ほどから山田議員の質問等に答えている話を聞いていまして、何か学校が、これ学校施設ですよということなんですね。管理は学校がしていく、その中で社会教育にも使わせていただくという話だと思うんですよ。管理は学校ではないんですか、ここは。

（「図書館だけは」の声あり）

○3番（村木 脩君） いや、図書館だけはではなくて、体育館工事は私は小学校の学校施設だと思っんですよ。その中で当然管理をしていかなければならない。そして図書館も、昼間も使わせなければならぬ。こうなつたときに、その学校敷地内へ一般の方が授業中も入っていくということですので、その辺の管理の仕方、ここいらについて私はお聞きしたいということでございます。

○議長（八代善行君） 副町長。

○副町長（鈴木新一君） そのJ Vのお話ですけれども、指名委員会の中でも当然先ほど申しましたように議論いたしました。しかしこれも先ほど申しましたのですが、約2億円の工事の額の中で約70%が要するに外へ発注するものということで、30%しか現場の工事がないうことで、複数社が入ると現場のほうがりやくいということもある。そのような議論をした中で、やむを得ず単独でいこうということになつたわけでございます。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 図書館の管理のことでございますけれども、図書館協議会の中でも話されました。そういう中で、一般のときには図書館を利用している時間には基本的には体育館使用できない、そういう建物になっております。そして管理のほうは、体育館に關しましては基本的には当然小学校ですので、図書館に關しましては教育委員会が管理する、そういう方向でやりたいと考えております。

（「議長、資料を出してもらえませんか。わからないですよ、こんな説明じゃ。教育委員会が資料を出さないのが問題だと思いますよ」の声あり）

○議長（八代善行君） 14番議員、挙手してやってください。

14番。

○14番（山田直志君） 図書館の話もね、この前、住民要望等があつたというふうな形では聞いていませんし、今言われた話も、図面も見ないと何がどうなつているのかというのは、我々はわからないですよ。今、3番議員が言つたように管理上に問題があるのか、そういう点で言えば最低限2億の工事ですから、こういうところがちゃんと補強されて直ります、こういう点が改善されて使用、利用に非常に町民の利用がよくなりますよということをやはり図面を見せてもらわないと、これはわからないことだと思いますから、ちゃんと教育委員会、図面を出して説明をすべきだと思いますよ。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） すみません。ちょっと休憩をとらせていただきまして、図面を皆さん方に配付していきたいと思います。

○議長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時24分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

そのほか質疑ございませんか。

14番。

○14番（山田直志君） 先ほどの図書館の場所もわかりましたけれども、これはそうしますと、この2,300冊程度の図書館ということで考えると、当初の図書館設置計画、1990年に今の図書館をつくったときの考え方でいけばこういう規模ではなかったと思うんですよ。この2,300冊程度のものの場合、本当にこれはここにつくる必要があったのかどうかという問題も出てくるのではないかと思うし、あるからそっちへ持っていけばいいということだったのかなという部分と、やはり一方で今度、先ほどの町長の答弁を聞いていますと、管理は教育委員会だということになると、当然、本の入れかえをするのは図書館の職員で教育委員会がやるんだなど。

では、一体何時にあけて何時に閉めるのか、何曜日をどうするのかというふうな問題、管理上の問題が先ほど来、出てきたように出てくるということになっていくのだろうと思うんですけれども、ただこれだけ、この規模だとかえって図書館の機能のある面、果たし得ないということの私は心配もして、こういうものをつくらないということは検討はしなかったんですかね。2,300冊でただ新たに金かけて場所をつくるだけだったら、本当にそれはその程度のもをつくる必要があったのかどうかと、ちょっと私はその疑問すら、当初いろいろ議員の中で、居山議員もやられたかもしれないし、昔いた山下議員なんかもそういう質問もされました。その当時は、旧幼稚園あたりを代用するという考え方が、当時からの考え方の中にはかなり強かったのではないかと思うんです。それはやはり蔵書冊数でいえば1万冊とか、そういうものだったのではないかな。

2,300冊でこの規模の場合、本当にそれが必要だったのかという疑問もあるし、そこに管

理ということに手間がかかるという問題について、どのようにクリアしていくのか、確かに夏休みなんかは子供たちがクーラーも役場の1階あるので、勉強している子供、何人かは会いますけれども、または一般の人が来て本を手に行っているところもあるんだけど、やはりその辺の問題についての根本的に考えるという点が、前委員会時代にあったのかどうか分かりませんが、私は少し問題があるのではないかなと認識をしていますが、どうなのでしょう。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然そういう案も、この図書館というか、ミニ図書館ですよ。そういう図書館的機能ははっきり言ってございません、この1階におきましても。

そういう中で、図書館協議会に諮る中で、やはり稲取にもこういう場所は欲しいという中でやりました。場所というのは基本的にインターネットで向こうにつなげるようなことをやってほしい、本の検索とかそういうことも将来的にはやってほしいよということをおっしゃったもので、そのような配線的なこともやっていきたいと考えておりますもので、図書館協議会といたしましては、稲取にやはりなくすのではなくて、こういうミニ図書館的なものが欲しい、そういう中でこういう時代だから、城東地区に1つ、稲取地区に1つは、ほしいと。子供たちとか、また大人に対しても、やはりこういう場所は欲しいもので残しておいてほしいということと、あとはインターネット使って本館とうまく連携してほしいということはおっしゃったもので、それはやっていきたいと思っておりますし、現実問題として、この1階にある本、基本的には図書とは言えないですよ、聞きましたらね。本当図書的なものではないということをおっしゃっておりますもので、それならばここに場所を移した中でまたインターネットを通じてうまく本館との連携をとればいいのかと考えております。

それで、私今、山田議員、図書館必要かと、ほとんどインターネットで検索できるもので、ある自治体、ほとんどの自治体は図書館に関しましてはインターネットで検索してほとんど通るということで、図書館の件数、なかなか今厳しい、そういう時代で、区としてもほとんどインターネットができていますので、そっちのほうでやるということで山田議員の言う形の総合図書館、ミニ図書館という言い方はおかしいけれども、必要かどうかと思いましたが、図書館協議会の中でそういうことがおっしゃったもので、それはやはり町民の声なので一応ここに移した、そういうことでございます。

管理の面におきましては、基本的には役場の会議室、1階がありますね。それを基本的に考えております。

以上です。

○議長（八代善行君） 14番。

○14番（山田直志君） さっき質問、資料くれと言ったんだから、ちょっとそれは含めない  
でよ。

○議長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時36分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

質疑ありませんか。

5番。

○5番（藤井・明君） せっかくこれだけの金額かけて工事なさるわけですがけれども、図書館  
の問題とはまた別に、公共施設に太陽光パネルなんかを設置する考えはなかったのかどうか。  
これは地球温暖化防止の観点から言いますと、これだけ大きな面積のところには何らかの工事  
を行うに当たって、そのことは検討されなかったのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思  
います。

○議長（八代善行君） 教育長。

○教育長（飯田伊三男君） そのときにはまだ検討はしておりません。

○議長（八代善行君） 5番。

○5番（藤井・明君） そうしますと、今から図書室の、こういった点とか要望等を取り入れ  
て、金額は一切決まってしまったというのであれば、もう何とも仕方がないんですが、何か  
内容的に変更等することができて、もし可能であれば、こういう我が町もエコに力を入れて  
いるということもありますので、ぜひ太陽光発電なんかをパネルにならないか、それにはま  
たどのくらいの追加等のあれがかかるのか、等々も検討されてはいかがかというふうに思い  
ますが、いかがでしょうか。

○議長（八代善行君） 教育長。

○教育長（飯田伊三男君） 検討はできるかもしれませんが、このように入札が終わっ  
てしまった後での変更がどの程度になるかわかりませんので、その点をも含めて検討をした

いと思います。

○議長（八代善行君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事（建築工事）請負契約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第35号 あらたに生じた土地の確認について

◎日程第6 議案第36号 字の区域の変更について

○議長（八代善行君） 日程第5 議案第35号 あらたに生じた土地の確認について、日程第6 議案第36号 字の区域の変更についてを一括議題といたします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま一括上程されました議案第35号 あらたに生じた土地の確認について、議案第36号 字の区域の変更について提案理由を申し上げます。

現在、静岡県によって実施されている稲取地区広域水産物供給基地基盤整備事業基本計画に基づく稲取漁港の整備について、このたび公有水面埋め立てに関する工事が完成し竣工認可されましたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設産業課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 建設産業課長。

○建設産業課長（上嶋智幸君） それでは、ただいま提案されました議案第35及び36号につい

て順次説明をいたします。

まず、議案第35号 あらたに生じた土地の確認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本町内に次の土地が新たに生じることを確認する。

1といたしまして、位置につきましては大字稲取字畑897番2、895番3、894番3及び1013番3に接する国有海浜地の地先公有水面埋立地でございます。

2、埋立面積につきましては3,006㎡でございます。

場所につきましては、参考までに次のページに地図を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。ピンクで着色をしてある部分が公有水面埋立地でございますので、御確認願いたいと思っております。

次に、議案第36号 字の区域の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

1といたしまして、大字稲取字畑に編入する区域でございますが、大字稲取字畑897番2、895番3、894番3及び1013番3に接する国有海浜地の地先公有水面埋立地でございます。

2といたしまして、埋立面積は3,006㎡でございます。

場所につきましては、議案第35号 あらたに生じた土地の確認についてに添付してある位置図と同様でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

この35号及び36号の議案につきましては、町長からも提案理由を申し上げましたとおり、ただいま県営事業で実施されております稲取漁港の整備に伴いまして、公有水面埋立工事が竣工いたしましたので、埋め立てにより新たに生じた土地及び新たに土地が生じたことにより字の区域が変わってまいりますので、それぞれ地方自治法の規定に基づきまして議会の議決をお願いするところでございます。

雑駁ではございますが説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第36号 字の区域の変更について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第37号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）

○議長（八代善行君） 日程第7 議案第37号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 議案第37号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,386万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を44億2,936万8,000円とするものでございます。

歳入の主な内容を申し上げますと、平成20年度国の第2次補正予算による緊急雇用創出事業や消費者行政活性化事業に係る県補助金、さらに平成20年度決算確定に伴う老人保健医療特別会計からの繰入金を計上させていただきました。

また、寄付金につきましては3件の浄財が寄せられましたので、それぞれの目的に沿って活用させていただくことにいたしました。

次に、歳出の主な内容を申し上げますと、法人町民税におきまして高額納税者の過年度納付に係る還付金及び還付加算金を、さらに緊急雇用創出事業関係経費や町内経済の景気対策の一環として4月に続いての第2段のプレミアム地域商品券発行経費を盛り込んだ商工会経営改善普及事業補助金を計上させていただきました。必要な財源配分を行った後、財政調整基金からの繰入金を計上させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） それでは、ただいま提案されました議案第37号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）につきまして概要を説明いたします。

平成21年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,386万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,936万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2歳入の主な内容について説明いたします。

16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、補正前の金額に1,399万8,000円を追加し1,859万8,000円といたします。1節商工費補助金、細節2消費者行政活性化基金事業費補助金119万円の増は、県から全額補助を受けて消費者生活相談体制の強化と消費者行政を活発化するための事業で、今後3年間事業実施する内容でございます。細節3緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金1,280万8,000円の増は平成20年度国の第2次補正予算によりまして、県から全額補助を受けて雇用対策事業を実施する内容であります。

18款寄付金、1項寄付金、2目民生費寄付金、補正前の金額に1万2,000円を追加し1万3,000円といたします。1節社会福祉費寄付金1万2,000円の増は、稲取在住の八代博子様からの御浄財でございます。

3目教育費寄付金、補正前の金額に5万3,000円を追加し、5万4,000円といたします。1節教育費寄付金5万3,000円の増は、伊豆太陽農業協同組合組合長、村上英喜様から農業祭のバザー収益金2万1,000円、また白田在住の田中勝年様から3万2,000円のそれぞれの御浄財であります。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、1目老人保健医療特別会計繰入金、補正前の金額に105万円を追加し105万1,000円といたします。1節老人保健医療特別会計繰入金105万円の増は、平成20年度決算確定に伴う一般会計への繰戻金であります。

3項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の金額に2,750万円を追加し3,300万円といたします。1節財政調整基金繰入金2,750万円の増は、今回の補正におきまして歳入予算及び歳出予算調整後の財源不足額を補てん措置いたしました内容でございます。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正前の金額に125万5,000円を追加し、1億3,384万1,000円といたします。9節雑入、細節15社会保険料等被保険者負担金120万1,000円の増は、緊急雇用創出事業に係る雇用者本人が負担する社会保険料であります。

9ページ、10ページをごらん願います。

次に、3歳出の主な内容について説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に255万7,000円を追加し、4億3,810万3,000円といたします。14総務課一般事務管理事業、4節共済費255万7,000円の増は、歳入で申し上げましたように雇用対策事業における雇用者の自己負担分及び事業所負担分を合わせた社会保険料等でございます。

5目財産管理費、補正前の金額に138万7,000円を追加し5141万7,000円といたします。5雇用創出交付金事業133万7,000円につきましては、県から全額補助を受けて公有財産台帳整備のために1名を雇い入れるものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正前の金額に1,503万8,000円を追加し9,460万3,000円といたします。1税務総務事業、23節償還金利子及び割引料、細節1町税過誤納還付金1,465万4,000円及び細節2還付加算金38万4,000円の増につきましては、法人町民税において高額納税法人の過年度納付に係るものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、9目介護予防事業費、補正前の金額に191万6,000円を追加し1,635万5,000円といたします。

恐れ入りますが、11ページ、12ページをごらん願います。

2健康増進事業191万6,000円の増は、4月より保健福祉センターからアスト会館へ臨時職員の配置がえに伴う調整でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正前の金額から203万5,000円を減額し7,484万5,000円といたします。1保健衛生総務管理事業、7節賃金212万2,000円の減は、さきにも触れましたように臨時職員1名の配置がえに伴う減額措置でございます。

2目予防費、補正前の金額に48万3,000円を追加し1,036万8,000円といたします。6新型インフルエンザ対策事業、11節需用費、細節7医薬材料費48万3,000円の増は、職員用の新型インフルエンザ感染拡大防止用の防護服及びマスク等を購入するものであります。

7目保健・福祉センター費、補正前の金額に111万8,000円を追加し3,256万円といたします。1保健福祉センター維持管理事業、15節工事請負費、細節1浄化槽スクリーン取り替え工事100万円の増は、老朽化に伴うスクリーン取りかえの工事費であります。

13ページ、14ページをごらん願います。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額に829万円を追加し4,999万8,000円といたします。1 商工振興事業、19節負担金補助及び交付金、細節1 商工会経営改善普及事業補助金710万円の増は、第2段のプレミアム地域商品券発行経費及び商工会青年部関東ブロック大会の地元開催に伴い指導者研修会に補助する内容でございます。3 消費行政推進事業、11節需用費、細節2 印刷製本費110万5,000円の増は、消費者被害啓発用小冊子を町内に全戸配布するもので、県から全額補助を受けて実施するものでございます。

3 目観光費、補正前の金額に238万円を追加し8,870万2,000円といたします。1 地域観光振興対策事業、19節負担金補助及び交付金、細節1 町観光協会補助金150万円の増は、緊急誘客対策として4月、8月の2カ月間、町単独で伊豆スカイライン通行料の復路をキャッシュバックし、県が実施する往路のキャッシュバックとタイアップし相乗効果を図るものであります。4 観光施設維持管理事業、15節工事請負費、細節2 熱川海岸整備工事88万円の増は、県が現在進めております熱川海岸改修工事にあわせ、砂浜波打ち際の突起岩破碎及び排水路の埋設等をするための工事費であります。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費、補正前の金額に548万7,000円を追加し1,718万2,000円といたします。2 雇用創出交付金事業548万7,000円の増は、県から全額補助を受けて道路環境整備事業に4人を雇い入れるものであります。

15ページ、16ページをごらん願います。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、補正前の金額に152万3,000円を追加し、2,573万7,000円といたします。5 稲取中学校施設維持管理事業、15節工事請負費、細節3 保健室エアコン取付け工事45万円は、保健室のエアコン設備を取りつけるものであります。

17ページ、18ページをごらん願います。

5 項社会教育費、3 目文化財保護費、補正前の金額に468万2,000円を追加し534万6,000円といたします。5 雇用創出交付金事業462万8,000円の増は、県から全額補助を受けて、文化財保護保全事業に3人を雇い入れて実施する内容でございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してございます。歳入予算額が補正前の額43億8,550万円に4,386万8,000円を追加いたしまして44億2,936万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額43億8,550万円に4,386万8,000円を追加いたしまして44億

2,936万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金を1,399万8,000円、その他財源を132万円、一般財源を2,855万円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本鉄太郎君） 私は常々、6月補正というのは緊急を要するものだけをしなさいという形のをうたって今までずっと言ってまいりました。緊急を要するもの、要するに国のほうで補正が出てこういうふうに緊急を要したよという形のもの、これは結構です。ですが、中学校の、16ページに保健室エアコン取り付け工事45万、このものについて、これが中学校、稲取中学校の保健室、熱川中学校とか、各小学校、幼稚園、高校の保健室には、相当する、幼稚園には保健室ないですけども、教職員室ですけども、今このエアコンというのは生活保護でも許されているんです。こういうものをなんで今出てくるのかなとちょっと不思議に思ったもので……（録音漏れ）……ということと、それから各小学校保健室はついているのか、幼稚園とか、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） すみません、これ当局のミスで、当然これは当初予算にのせなければならぬ案件でございます。そういう中で、今回持ち上がって6月補正とさせていただきます。ほかの幼稚園、小学校すべて保健室はあります。その中で稲取中学校だけがなかったということで、当初予算に計上すべきものを計上しなかったもので、今回のせていただくものです。

（「ミスでしょう」の声あり）

○町長（太田長八君） ええ、こちらのミス。謝罪いたします。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

3番。

○3番（村木 脩君） 雇用創出の関係です。6ページで歳入が1,200万ほど国から来るのかな、県補助金ということで載っておりますが、これが歳出のほうで何カ所かに分かれて、そしてこれはどういう人たちを対象に雇用の創出をするのかということと、そして伊豆スカイラインのキャッシュバックの観光協会補助金、この2点についてお聞きをします。

これがどのように宣伝されていくのか、一般質問でも私がした問題でございますが、ここいらがただ伊豆スカイラインの県の道路公社の手伝いみたいな形にならないように、どうしてこれらを宣伝して誘客に結びつけていくのか、その辺の対策をお聞きしたいと思います。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず観光協会150万の件でございますけれども、これは当然県が5、6やった中で観光協会がやったものが大分効果があったということで、さらに県が7、8月夏休みあるもので、財源がないもので一応町にお願いに来た中で、これ相当な効果があったと聞いておりますもので、町といたしてもそれならば工事代ですから150万出した中で観光客が多く来てもらえるようなことになればありがたいなと感じております。

そういうわけで、150万というのはあくまでも予算でありまして、基本的には回数券を買いまして、実質使った分だけを出すということで、現実的には150万以下になるのではないかと事業者考えて、そういう中であとPRの関係ですけれども、これは当然、今まで言ったのは5月、6月のPRの仕方が大変下手だということを私、観光協会、怒りました。基本的にはやっても東伊豆町が町単独でやっているというこのキャッシュバック、知らない人が大変多いのでございます。そういう中で今、月1回情報公開やっていますもので、その中で当然今回、町が中でやるものでよろしくお願ひしたいということと、さらにインターネットでも各東伊豆町のインターネット、町の観光協会、さらには各単協があります。そういう中で、今まで県のほうが主だったんです。今度は東伊豆町独自のこれを前面に出しながら県とタイアップしていく、そういう方向にいきたいと考えておりますし、さらにハイキャットさんにもお願ひしてまたPRしていきたいと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

あと、雇用のことに関しましては担当課から説明いたさせます。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） 緊急雇用創出事業につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

この事業につきましては、国のほうの平成20年度第2次補正予算並びに本年度第1次補正予算で若干積み増しされてございます。

内容につきましては、国から県のほうへ交付されまして、県のほうで基金をつくりまして、市町村が事業実施するときには、市町村のほうへ補助する内容でありまして、今回の補正におきましては、公有財産、資産台帳関係と、町道管理関係、あと文化財の関係等で1,280万

8,000円ほど一応事業費を計上させていただきました。

この緊急雇用創出事業の目的につきましては、企業の雇用調整によりまして解雇や辞職等を余儀なくされました非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため市町村が、あるいは県、あるいは市町村が民間企業あるいはシルバー人材センター等に事業を委託するか、あるいは市町村あるいは県が直接事業実施するかということで、次の雇用までのつなぎの雇用ということで設置されました事業でありまして、県のほうの基金につきましては今年度から23年度まで3年間ということで実施ということになっておりまして、当町におきましては財産管理のほうに1名、あと町道管理4名、文化財関係で3名ということで、今回8名の雇用を予定しておりまして、この予算案が議決されました後に、新聞折り込み等で募集する予定となっております。

以上でございます。

○議長（八代善行君） 3番。

○3番（村木 脩君） 雇い人をするということでございますが、今お話で、これは解雇された人か、失業している人が主な対象になるんだろうなという気がいたします。そういう中で今、シルバー人材ですとか、シルバー人材はまたちょっと違うのかなと、これはもう雇用がない場合の最後の手段だというふうに私は思いますけれども、それぞれが皆さん立派に自分たちの仕事を終えて、それからまた今現在働いている方たちが対象ですので、シルバー人材というのはちょっと対象と違うのかなと。そしてこれよりは町にとってはとても普段やれないような仕事をやっていくという中で、多分財政当局としてはおいしい仕事だなと、おいしい金だなという気はします。ですからそういう中でこの雇用を実際に本当に今失業している人たちもいるのでしょから、そういう人たちをなるべく救い上げるような、新聞広告で資格等ほどの辺におくのか知りませんが、またチラシか何かを入れて雇用していくんだろうというふうに思いますが、この辺を一番考慮していただきたいなという気がいたします。

そして、150万のほうですが、前回のやったときもニッポン放送か何かで1回ラジオで聞いたぐらいなんですけれども、これらをもっともっとそういったところでも取り上げてもらって、逆に言葉は悪いですが、マスコミが乗ってくるような何か対策をしていただけたらというふうに思いますので、その辺について御配慮をひとつよろしくお願いをしたいと。

この150万が無駄金に終わらないような対策をぜひしていただきたいというふうに思います。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成21年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第38号 平成21年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（八代善行君） 日程第8 議案第38号 平成21年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第38号 平成21年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出額の総額に2,713万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,552万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、平成20年度の老人保健医療特別会計決算に伴う前年度繰越金と医療関係からの過誤調整による返納金であります。また歳出における償還金は支払基金及び国・県の超過分の精算返還金で、一般会計繰出金につきましては町負担分の精算金として措置した内容であります。また医療給付費については医療機関からの再請求であります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） ただいま提案されました議案第38号 平成21年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について概要を説明いたします。

平成21年度東伊豆町の老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,713万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,552万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明をいたします。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、補正前の金額に54万8,000円を追加し473万3,000円といたします。1節現年度分、細節1の医療費交付金54万8,000円の増は、一医療機関からの請求漏れによる再請求により新たに医療費109万6,000円が見込まれ、この見込み医療費の2分の1が支払基金の定率負担となりますので補正増額するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の金額に1,163万3,000円を追加し1,163万4,000円といたします。1節繰越金、細節1の繰越金1,163万3,000円の増は、平成20年度老人保健医療特別会計決算により総収入額1億3,749万754円で、総支出額が1億2,585万8,032円となり、差し引き支出額1,163万2,722円となりました。老人保健医療特別会計につきましては、前年度分を翌年度により精算することとなりますので、前年度分の差し引き額を繰越金として21年度に計上しまして精算するものでございます。

6款諸収入、3項雑入、2目返納金、補正前の金額に1,440万5,000円を追加し1,440万6,000円といたします。1節返納金、細節1の返納金1,440万5,000円の増は、一医療機関から平成18年3月診療分から19年6月診療分にかけて老人保健の請求漏れの再請求が上がってきております。今後、平成19年7月診療分から平成20年2月診療分の再請求分が見込まれております。今後の見込み額を試算した結果、1,440万5,000円の医療機関から返納が見込まれますので、補正するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出について説明いたします。

1 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費、補正前の金額に1,550万2,000円を追加し、2,375万5,000円といたします。19節負担金補助及び交付金、細節1の医療給付費1,550万2,000円の増は、再請求前の診療報酬全額返納分1,440万5,000円と再請求により新たに発生する医療費分190万6,000円を加えた医療給付費として支出することになりますので、補正をするものでございます。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、補正前の金額に1,058万3,000円を追加し1,059万1,000円といたします。23節償還金利子及び割引料、細節1の精算還付金1,058万3,000円の増は、平成20年度の老人保健医療特別会計決算により支払準備基金、国県とも交付所要額に対して交付済み額が多く交付され、それぞれ超過額となったため、返還し精算するものでございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正前の金額に105万円を追加し105万1,000円といたします。28節繰出金、細節1の町負担金精算分105万円の増は、平成20年度の老人医療特別会計決算により町交付金所要額906万3,000円で確定し、交付済み額が1,011万3,000円で超過額が105万円となりましたので、超過額を一般会計に繰出精算するものでございます。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の金額839万1,000円に2,713万5,000円を追加いたしまして3,552万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の金額839万1,000円に2,713万5,000円を追加いたしまして3,552万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源で国県支出金で45万8,000円の増、その他財源で1,227万2,000円の増、一般財源で1,440万5,000円の増額となります。

なお、皆様にお配りしてございます資料につきましては、平成20年度の老人保健医療特別会計の決算の状況となっております。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成21年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 同意案第7号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

○議長(八代善行君) 日程第9 同意案第7号 東伊豆町教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 提案理由を申し上げます。

東伊豆町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本1253番地。

氏名、梅原幸恵。

生年月日、昭和34年3月4日。

提案理由を申し上げます。

前任者が平成21年7月10日をもって任期満了となるため、新たに教育委員会委員を選任するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(八代善行君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより同意案第7号 東伊豆町教育委員会委員の任命についての同意を求める件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

この際、11時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時29分

○議長(八代善行君) 休憩を閉じ再開いたします。

---

#### ◎日程第10 5番議員の発言の取扱いについて

○議長(八代善行君) 日程第10 5番議員の発言の取扱いについてを議題といたします。

それでは、本件について議会運営委員長より報告を求めます。

13番、議会運営委員長。

(13番 定居利子君登壇)

○13番(定居利子君) 昨日議長に報告しました議会運営委員会からの報告をいたします。

平成21年6月18日。東伊豆町議会議長八代善行様。議会運営委員会委員長、定居利子。  
議会運営委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審議の結果、下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

1点目の藤井議員の一般質問での一部不穏当な発言の検証につきましては、お手元に配付してありますので割愛させていただきます。

2点目、発言調査の結論、藤井議員の発言に対し協議をした結果、一般質問の趣旨から離脱し、議会の品位を失墜させる不穏当な発言に該当すると判断する。

3点目、発言取り消しの申し入れ、委員会の総意として、藤井議員に対し発言の取り消しを求めたが、発言の訂正には応じるが取り消しには応じられないとのことであった。

4点目、審議の結果、藤井議員は議員としての自覚を持ち、議会のルールを尊重し、不穏当な発言については慎むべきであり、議会の規律を守らないことは品位を重んじているとは言えない。本人の意思確認をしたが、発言の取り消しには応じられないことから、今後こうした発言が繰り返されないよう反省を促すべきであり、懲罰に値すると判断する。

以上です。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、藤井議員。

○5番（藤井・明君） これは私の質問に対する町長の発言からこういった事態に至ったかと思うんですが、その発言の取り消しに至る経過が、町長自身が私の発言に対して、これは名誉毀損で訴えても構いませんよと、町長が、非常に不愉快でございますと、これまた議運でちゃんちゃんちゃんということで、発言の訂正、削除を求めますというふうに町長が言っているわけです。

こういったことから議運で審議され、議長にいったのかというふうな形でございますけれども、これは方向としては一方的な方向であり、もし私が発言したことが、どういう形で町民に対して品位を欠くとかなんかということであれば、これはそういうことではなくて、前後がありますので、言葉だけをとらえるのではなくて、どういう過程で出てきているか、そのことに関してまた町長自身が発言の訂正を求めるということを議長に言うのはまず、議場で言っているのはおかしいというふうに思います。

こういったことから、こういう過程といいますか、この議運に諮るまでの過程が、町長の指示でこういうふうにお願いしますというふうに言われるのは、まずおかしいというふうに1点思いますので、よろしくどうぞ。

○議長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時38分

○議長（八代善行君） 休憩を閉じ再開いたします。

ただいまの質疑につきましては委員長報告についてですので、その辺をお酌み取りいただきたいと思います。

質疑ありますか。委員長報告について。

（「委員長報告についてはございません」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより5番議員の発言の取扱いについてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 藤井・明議員に対する懲罰の件

○議長（八代善行君） 日程第11 藤井・明議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって5番、藤井議員の退場を求めます。

（5番 藤井・明君退場）

○議長（八代善行君） 藤井・明議員に対する懲罰動議の文に訂正を求めますので、ちょっとよろしく願いいたします。

第2項及び会議規則、その次、第110、第を入れていただきたいと思います、第が入っていないもので。会議規則第110条第1項の規定によりとなりますので。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（八代善行君） 提出者の説明を求めます。

13番、定居議員。

○13番（定居利子君） 平成21年6月18日。東伊豆町議会議長八代善行殿。東伊豆町議会、定居利子。東伊豆町議会議員、山本鉄太郎。

藤井・明議員に対する懲罰動議。

次の理由により藤井・明議員に懲罰を科せられたいので、地方自治法第135第2項及び会議規則第110条第1項の規定により動議を提出します。

#### 記

#### 理由

平成21年6月17日の一般質問中、議長の注意や命令に従わず無礼な発言があったため、地方自治法第132条（品位の保持）及び会議規則第102条により懲罰を科する必要がある。

以上です。

○議長（八代善行君） 5番藤井議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これを許すことに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。5番藤井議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

藤井議員の入場を許します。

（5番 藤井・明君入場）

○議長（八代善行君） 5番藤井議員に一身上の弁明を許します。弁明は簡素にお願いいたします。

5番、藤井議員。

○5番（藤井・明君） 私に対する何か懲罰動議が出たというようなことでございますが、これは昨日、議長と少し話した経過がございます。同僚議員たちの勧告にもアドバイスにもありまして、私は会議規則第64条の、「議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる」と、会議規則になっております。私も議長のところの部屋に行きまして、議長それではこういう言葉でどうでしょうということで、文意を、全体を変えることはできないということが次に書いてありますものですから、字句に限るということで、では字句を訂正しましょうということに議長と話し合いました。そのときは、ではそこの行為の前に不利益行為というふうにしてはどうかということで二人で話し合いができました。わかったと、では、それでいこうというふうに議長は言ってくれまして、私はこれで発言の訂正ということで、では納得しましょうということで終わったわけです。その後、何か取り消し以外は考えられないとか言っているようなの

ですが、こういった私と議長の約束事は一体どうなるのか。これは正式に私は議長室において議長に申し込んだことですので、議長はよもやお忘れではないと、お忘れにはなっていないというふうに思います。

それから、発言の取り消しに至る過程というのは、先ほど質問でちょっとさせていただきましたけれども、議場において、町長が言ったことは議事録に書いてありまして、私はそれを引用しただけでございますから、名誉毀損で訴えてもいいんですよと、構いませんよというふうに言っておられます。非常に不愉快でございます、これをまた議運でというふうに言っていますね。発言の訂正、削除を求めますと、このように言っておられます。

ですから、これを町長が議長に対してこういうふうに言っているわけでありまして、議場で言っている公式的な発言でございますから、なぜ町長が発言の訂正とか取り消しを求めるのか、それに沿ってまた議会が動くというのも甚だ議会の独立性という問題からいいますと疑問に考えるわけです。

それで、さらにこのことは東伊豆町町議会、この議会の権威にかかわる問題ではないかと私は思います。私の発した発言は前後の関係から察していただきますと、今、アスト会館の問題では非常にわからないことだらけということで質問しました。それで話は結局、アスト会館を売るか売らないかということだと思います。そのときにまず町民に不利益を与えている行為はないのか、与えそうな気配はないかということで私は質問したわけございまして、例えば3億円で町は売りたいと言っていたものが1億5,000万になっている、この経過がどういう根拠かと言っても、これはまだ示されていない。それから……

○議長（八代善行君） 藤井議員、弁明ですから、そういう論議は控えてください。

○5番（藤井・明君） 了解です。しかしどういう背景でこの言葉が出てきたかを今、説明しておりますから、もうしばらく弁明させてください。

○議長（八代善行君） 中止します。一般質問ではありませんから。

○5番（藤井・明君） それはおかしいでしょう。

○議長（八代善行君） 注意しておきます。

○5番（藤井・明君） こういう本当のこと言うとあれか……

○議長（八代善行君） 今注意しましたので、まだ弁明がありましたら続けてください。

5番。

○5番（藤井・明君） それでは、そういった過程の中から発言が出たのであるということなのですが、これに関しては町民に本当に不利益にならないかということで、私は非常に危惧

しているわけです。こういうことをたった今、町長の意に沿わないことをもし言って、それを発言訂正あるいは取り消しを求めるということになりますと、今後議会においては、本当に言葉を自由に使えないということで、これは私、暴言を吐いたのでも、いわんやプライバシーに関する問題でもないわけです。差別用語を使ったわけでもございません。にもかかわらず、今回の不穏当であるというようなことで私に対する発言の取り消し、またさらに、それに応じないからといって、これは懲罰も科すというようなことは、この議会の民主主義の後退につながると私は思います。こういったことは発言をもし停止あるいは取り消されるということであれば、これは発言権の侵害に相当すると私は思います。ここは言論の府ですから、もし私が質問してそのことに対して反論があるのであれば、町長は堂々と反論すればいいわけであって、あえてこういった訂正とかいうことはないというふうに思います。

○議長（八代善行君） 藤井議員、再度注意します。

○5番（藤井・明君） はい。以上ですので、私の弁明にかえますので、私はこのような形の懲罰ということは全く、がえんじがたいところであります。

○議長（八代善行君） 藤井議員の退場を求めます。

（5番 藤井・明君退場）

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番。

○3番（村木 脩君） 今、弁明を聞いておりまして、不利益という言葉に訂正したいということでしたが、そういった内容がその委員会の中で発言されてどのように取り扱われたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（八代善行君） 13番。

○13番（定居利子君） 委員会の中では本人の意思の確認をいたしまして、町民の不利益の言葉は出ませんでしたので、私どもは取り消しをしたらいかがかなという申し入れをいたしました。そしたら本人は、はっきりとそれはできませんということですので、委員会としては、それでは本人の退席を願いまして、その後に皆さんとお話し合いをしまして、これは決定をさせていただきました。これは本人の意思の確認をしております。

○議長（八代善行君） 10番。

○10番（山本鉄太郎君） 一応、流れが議事はあります。そして要するに、その前にこれを訂正するのはその前の時点で追加日程に組み入れたというその辺があやになりますので、その辺で差しかえ……

(「訂正」の声あり)

○10番(山本鉄太郎君) 訂正はきかないという形で処理しました。

○議長(八代善行君) 14番。

○14番(山田直志君) 事は慎重を要する問題だということで質問されたというふうを受けとめております。この問題につきましては、再度議会運営の実際という内容でこの取り扱いの確認もいたしました。

たとえ本人が訂正をされたとしても、議会運営委員会ではその段階では訂正ならというふうに考えておりましたが、しかし議会運営の実際といたしましては、公の場でテレビ等々で流れている中で取り消しをしてもその事実は消えない、そしてその内容によっては当然取り消しをした場合であっても、訂正をした場合であっても、それは懲罰の対象となり得る、こういう議会運営の判断等が過去の内容においてされておりましたので、その点についてはそのような取り扱いをしているという内容ではなかろうかと思えます。

本来ならできるだけそういう方向にいきたくないというのは皆さんの考え方でありましたので、再三の本人への考えの慰留を求めたわけですが、そういうことがなかったということが現在の動議の提出につながったのではなかろうかと思えます。

○議長(八代善行君) 質疑ありませんか。

12番。

○12番(居山信子君) この問題につきましては、非常に感情的になっているのではないかなというふうに変な心配をしております。そしてまた議長にも藤井議員は相談をしているという経緯があります。それは突然取り消しなさいというふうな議長の命があり、しかしながら御本人はそれなりの根拠があって発言をしていると、たまたまその表現がまずかったということがその場では自分で認識ができなかったがために、そのときには取り消しができないというふうに言ったわけですが、後刻、冷静になり自分が判断をしたときに、やはり不穏当な発言であったというふうなことから議長に相談に行って、そこを不利益行為というふうに改めたいというふうに議長に申し述べているというふうに伺いました。

その点、議長の議事整理権、そしてまた議長が東伊豆町議会として天下に恥じずにこの一人の議員の身分をどこまで、また発言の権利というものを過つことなく議事整理をしていかなければならない議長のその責任というものは私は大変に重いと思えます。

いずれにしても、皆さん方にその判断を仰ぐわけですが、当座、発言がありましたときに即刻、議長がそこで背任行為などの言葉が出た場合に、当然そこで発言の停止

なり、そしてまた取り消しなりを即刻すべきだというふうに思いますもので、このたびのことについては慎重な判断をしていくべきではないかなというふうに考えます。

○議長（八代善行君） その他、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

懲罰の議決については会議規則第111条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。

本件については6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審議することとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、本件については6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

○議長（八代善行君） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま懲罰特別委員会に付託しました件につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、来る6月22日までに審査を終え報告するよう期限をつけたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会において6月22日までに審査を終え報告できるような期限をつけることに決しました。

5番、藤井議員の入場を許します。

(5番 藤井・明君入場)

---

#### ◎散会の宣告

○議長(八代善行君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

## 議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 1 年 6 月 2 2 日 (月) 午前 1 0 時 3 0 分開議

- 日程第 1 藤井・明議員に対する懲罰の件  
日程第 2 陳情・要望書等の審査について  
日程第 3 意見書案第 4 号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について  
日程第 4 意見書案第 5 号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について  
日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について  
日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

### 出席議員 ( 1 1 名 )

1 番	内 山 慎 一 君	2 番	飯 田 桂 司 君
5 番	藤 井 廣 明 君	6 番	森 田 礼 治 君
7 番	西 村 弘 佐 君	8 番	鈴 木 勉 君
1 0 番	山 本 鉄 太 郎 君	1 1 番	八 代 善 行 君
1 2 番	居 山 信 子 君	1 3 番	定 居 利 子 君
1 4 番	山 田 直 志 君		

### 欠席議員 ( 1 名 )

3 番	村 木 脩 君
-----	---------

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 新 一 君
教 育 長	飯 田 伊 三 男 君	総 務 課 長 兼 防 災 監	鈴 木 忠 一 君
企画調整課長	田 村 正 幸 君	税 務 課 長	石 原 邦 彦 君
住民福祉課長	山 田 和 也 君	健 康 づ くり 課 長	鈴 木 秀 人 君
健康づくり課 参 事	鳥 澤 勇 君	観 光 商 工 課 長 補 佐	稲 葉 彰 一 君
建設産業課長	上 嶋 智 幸 君	建 設 産 業 課 官	山 口 誠 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 田 和 芳 君	消 防 長	平 山 隆 君

水道課長 吉野竹男君 会計管理者兼 齋藤容一君  
兼 会計課長

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木弥一君 書記 岡田賢一君  
書記 中山美穂子君

---

開会 午前10時29分

◎開議の宣告

○議長（八代善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年東伊豆町議会第2回定例会6日目は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（八代善行君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりでございます。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 藤井廣明議員に対する懲罰の件

○議長（八代善行君） 日程第1 藤井廣明議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、5番、藤井議員の退場を求めます。

（5番 藤井廣明君退場）

○議長（八代善行君） 本件について、委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 19日に議決をされまして設置されました懲罰特別委員会の互選によりまして委員長を私になりましたものですから、私から報告をさせていただきます。

内容については、朗読をもって報告とさせていただきます。

平成21年6月22日。

東伊豆町議会議長、八代善行殿。

懲罰特別委員長、山田直志。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された「藤井廣明議員に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

## 記

### 1. 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきでないと認める。

### 2. 理由

別紙のとおりであります。

1枚お開きください。

理由。議会は、言論の府である。しかし、「スポーツ同様に一定のルールがあり、マナーが強く要求される。ましてや地方公共団体の意思決定を行う神聖な議場における議員の言動は、法規によって規制されるまでもなく、慎重、公正でなければならないことはいうまでもない」（議員必携）。さらに、地方自治法及び会議規則では、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」と規定されている。

議員はそれを忘れることなく、精進し、研鑽する重い責任があります。

17日に行われた藤井議員の一般質問中の発言に無礼な発言があったとの議会運営委員会からの報告によって、懲罰動議が議決された。

委員会では、まず、藤井議員から一身上の弁明を受け、弁明内容を検討した。弁明のままの考えであれば、今後もこういう言葉が繰り返されるのではないかが懸念された。懲罰を科すことが、議会の品位や規律を守ることの有効な手段として生かされるべき権能であることから、藤井議員の議会等に対する根本の考えから問いただして対応することとしました。

再び藤井議員の入室を求めて、委員からは議会運営や一般質問に対する考えを問いただした。

議員の発言中で発言してはいけないものがあるが、どのように理解しているかとの問いに、藤井議員は「プライバシーの問題、誹謗中傷、根も葉もないこと、差別用語、暴言などは慎むべきだと思います」と答えられました。

藤井議員の考えでは、今後も特別委員会が設置されるようなことがあるのではないかと心配であるとの問いに、「あえてけんかをしたり、懲罰を望むわけではない。繰り返すことはないと思います。質問にはわかりやすく、穏やかな言葉を使うよう心がけます」と答えられました。また、藤井議員から「心配、指導いただき感謝したい」との言葉がありました。

さらに、委員会では、藤井議員の発言の趣旨等について質疑を行いました。藤井議員の無

礼な発言の説明では、問題の言葉は「故意に使用したものでなく、質問の流れからその言葉が出てしまった。そのとき、他の言葉を思い浮かばなかった」、「刑罰としての断定はしていない。「ではないかと考える」と疑問の表明である」ことの説明がなされました。

委員会では、一連の説明と議事録を照合させての検証を行った。改めて、議事録で藤井議員の言葉を精査すると一定の説明に大きな矛盾はないものと判断できるので、問題となった発言をもって懲罰を科すべきではない。

3. その他。しかしながら、本会議場では、不規則発言やヒートアップした言葉も飛び交い、発言に対する休憩が何回も生じた。

公開している議会の姿を見て、町民が議会の権威や品位を憂いているのではないか。

委員会では、藤井議員の質問中に起きたさまざまな事態を洗い出し、検証した結果、誰か一人にすべての責任があるのではなく、議会運営は適切であったのか、今定例会を真摯に受けとめ、議会の充実と円滑な運営に向けて検証を行うべきであるとの意見の一致を得た。

また、懲罰を課すことには至らなかったが、藤井議員の言動にも懸念は何もないとは言い切れない。

本人は否定しているが、委員会では、このたびの発言が懲罰動議にまで進展した要因には、藤井議員の一般質問の姿勢が対決的で、みずからの正当性のみを主張しているように写っていることに起因しているのではないかと危惧するものである。意に沿う、沿わないは別として、町当局等の説明にもよく耳を傾け、謙虚な姿勢で建設的な質問・議論が交わされることが、言論の府としてふさわしいのではないかと考える。委員会での問いに答えられたことが、生かされる方向で進むよう、今後とも研鑽されることを期待する。

以上でございます。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番。

○12番（居山信子君） このたびの藤井議員の発言の問題で懲罰動議が出され、本日こうして委員会の報告を今委員長から伺ったわけでございますけれども、私はそもそもこの懲罰委員会設置そのものも疑問になる、そういう状況がございました。それはやはり議会運営のあり方そのものが十分に知悉していない中で感情的なものがヒートアップをしているということが事実あったようでございます。委員長にお伺いをしたい点でございますけれども、この報告につきまして、私、出されました結論、懲罰を科すべきではないと、これはもう当然だというふうに思いますもので、懲罰委員会の皆様方の良識、それに対して敬意を表したいと

いうふうに思います。

しかしながら、その他の項目に書かれてあります中に、懲罰委員会に藤井議員を参考人として呼ばれたと、その中でさまざま委員の皆さんの御意見もあり、そしてまた、弁明もあったというふうなことでありましたけれども、この報告書にありますように、「誰か一人に全ての責任があるのではなく」とこういうふうに書かれているごとく、当東伊豆町議会の、私たち全体の問題ではなかろうかというふうに思います。それは明確にここで述べていらっしゃいますように議会運営が適切であったのかというこの点でございます。それは1人1人がおのおの研鑽と、そしてまた、議員の経験を踏んできた上でどうであったかという判断がなされることかというふうに思いますけれども、私は適切ではなかったというふうに考えました。ですので、ここで述べられている点がそのとおりだなと。

ただ、下のほうに書かれている点について伺いたいのですけれども、藤井議員の発言の姿勢について、ここでその他の中での報告がございまして、私、それぞれ議員には個性もございまして、まして振り返りまして、私も平成7年のみずからの発言のときを考えますと、新議員というのはすべてがわかって議員になる方もありますけれども、議員になってから何期かを重ねて初めて議会のルール、そしてまた自分の置かれた状況というものが把握ができるということもございまして、当然、新議員の発言というのは町民の皆様からも注目を集めると同時に、本人も張り切って何としても議員の責任を果たそうというふうなことで、さまざまな研鑽もしたり、視察もしたり、そして町民の声に耳を傾けたりという、そういう努力があるということは、新議員の特色だというふうに思います。

かつて、私自身もそうでした。だんだん2期、3期、4期と重ねるうちにそういう状況でなくなっているわけですがけれども、この点について、委員長、まずこの藤井議員の一般質問の姿勢についての見解についてここで述べられておりますけれども、委員長みずからかつては御自分も経験があるのではないかと思いますけれども、当局に対する強力な姿勢でいろいろ質疑をした、そういうこともあろうかと思います。私たちはやはりそういう意味で新議員のそういう弁論についてはある意味温かく見守りながら、今まではしてきたということもあろうかとも思いますし、そしてまた当局側の町長から出される休憩の求めること、あるいは発言の取り消しを求めるそういう姿勢等々、会議規則にはないわけですがけれども、今後、その点についてどのような対応をなさるのかを伺いたいというふうに思います。

○議長（八代善行君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） どこから答えていいのかわかりませんが、そうですね、12番

が言われるように私自身も新人議員のときに言葉が荒かったり、たしかテーブルを一度叩いてしまって怒られたことも記憶はしております。今回の懲罰につきましては、今、居山議員が言われたような新人議員としてまだ十分に理解されていない点もあるのではないかということについては十分配慮をして委員会に再度入っていただいて、委員の皆さんからも率直な指摘等も繰り返されたということでございますので、そして、罰を科するという事ではない選択を委員の皆さんがしたということで御理解をいただきたいと思っております。

それで、議会のあり方については、私どもの中ではいろいろ出ましたけれども、結果としてぜひ今後、議会としては今定例会を真摯に受けとめて検証するということが必要であろうという認識で一致しているということ以外、個々に具体的な問題を今、私の段階で述べることは適切を欠くと思っておりますし、私のほうに課せられた責務からは外れておりますので、しかし、みんなで今後こういうことが起きないように形にすべきだというような思いの中で、そういうことが一言盛り込まれてあるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八代善行君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより藤井・明議員に対する懲罰の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（八代善行君） 起立多数です。よって、本件は委員長長の報告のとおり可決されました。5番、藤井議員の入場を許します。

（5番 藤井・明君入場）

---

## ◎日程第2 陳情・要望書等の審査について

○議長（八代善行君） 日程第2、陳情・要望書等の審査についてを議題といたします。

本件について審査を付託した総務経済常任委員長長の報告を求めます。

10番、山本議員。

（10番 山本鉄太郎君登壇）

○10番（山本鉄太郎君） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成21年6月22日。

東伊豆町議会議長、八代善行様。

総務経済常任委員会、委員長、山本鉄太郎。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書等を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果。

103、平成21年6月17日、C E F 伊豆熱川WF社の騒音等被害についての要望書、採択。

よろしく御審議ください。

○議長（八代善行君） ただいま総務経済常任委員長より報告のありました陳情・要望書等審査報告について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより陳情・要望書等の審査について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採決であります。陳情・要望書等の審査については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書等の審査については委員長の報告のとおりと決しました。

---

◎日程第3 意見書案第4号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について

◎日程第4 意見書案第5号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について

○議長（八代善行君） 日程第3 意見書案第4号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について、日程第4 意見書案第5号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書についてを一括議題といたします。

提出者より順次提案理由の説明を求めます。

10番、山本議員。

（10番 山本鉄太郎君登壇）

○10番（山本鉄太郎君） 意見書案第4号、第5号とありますけれども、内容については、県に提出するの、国に提出するのと異なっておりますので、異なるところを後ほど御紹介いたします。

意見書案第4号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年6月22日提出。

東伊豆町議会議長、八代善行様。

提出者、東伊豆議会議員、山本鉄太郎。

賛成者、東伊豆議会議員、内山慎一。

風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書（案）

東伊豆町奈良本に建設されたCEF伊豆熱川風力発電所（以下＝事業者）の風車は、強風と落雷によって昨年4月には2基のブレード（羽根）が折れ、今年5月にもブレードが折れる事故が再び起きた。原子力安全保安院の指導監督の下で、原因の究明と修理が終わり、2月に試運転が再開されたばかりの出来事であり、極めて遺憾である。

試運転によって、近隣住民の生活は一変した。風の強い日は「騒音で夜寝られない」、「家の中で電灯の紐が揺れる」、「ペットの猫が泣き続ける」、「ハウスの中での作業が煩わしくて辛い」、「偏頭痛がする」、「首から肩・腕が痺れる」（別紙参照）などです。住民の中には、病院でうつ病と診断され、抗うつ薬、抗てんかん薬など処方され、医師からは転居さえ進められている。風の強い日は事業者が用意した避難所に避難しなければ生活できない状況が起きている。環境対策のための風車が、住民生活を脅かしていることは残念でならない。

事業者は、風力発電建設前の住民説明で、「騒音被害は風車から250m以内、また低周波音は20m以内にしか及ばず、周辺の住民には全く被害を与えない」との説明で町などの同意

を得ていた。

しかし、現実には風車より500mから800m程度離れた民家や別荘で深刻な被害が多発している。

騒音被害の計画時と現実との違いは、事業者の騒音に関する環境影響評価は、風車が運転中に発する騒音を年間平均風速（小さい騒音）で計算して被害範囲を250mとしていることである。そのため、実際には約6倍の騒音が発生しているため、広い範囲の住民が被害を受けているのである。

よって、東伊豆町議会は、国会及び政府に対し、住民の生活への被害を解決するために特段の配慮を持って、次の事項を実現するよう強く要請する。

#### 記

1. 風車による近隣住民の生活への被害を解消し運転するよう事業者を強く指導すること。
2. 風車の住民への深刻な被害は新エネルギー政策の推進に否定的な影響を与える問題であり、国においても事業者任せにせず、住民の被害調査と新たな法律基準の確立等に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日。

東伊豆町議会。

資料として添付してありますけれども、国への発送先は一番最後の発送先となっております。それから、意見書案第5号ですけれども、国へ出すものと県のほうにこれは出すものでございまして、違っているところを一部読みます。

静岡県は、「しずおか風トピア街道推進計画」に基づき風力発電を推進している。

この状況を放置したままでは、風力発電などエネルギーの導入に県民の理解は得られない。

よって、東伊豆町議会は、静岡県に対し、住民の生活への被害を解決するために特段の配慮を持って、次の事項を実現するよう強く要請する。

内容的には同じになっております。それで、県のほうには地元選出県会議員、県知事の職務代理に送付することになっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） これより意見書案第4号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第4号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第5号 風力発電事業による住民生活への被害に関する意見書についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(八代善行君) 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(八代善行君) 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

内容としては、議会運営に関する事、会議規則・委員会条例に関する事、議会の諮問に関する事、以上の3点です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会運営委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、平成21年第3回定例会までに調査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八代善行君) 御異議なしと認めます。

議会運営委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、調査することに決定しました。

なお、本日の日程第1での懲罰特別委員長からの報告にもありましたとおり、本定例会を検証し、さらなる議会の充実と円滑な運営に向けて、協議してまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(八代善行君) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成21年東伊豆町議会第2回定例会を閉会いたします。

皆さん、大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時56分

平成二十一年 第二回 六月 定例会

東伊豆町議会議録

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_